



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

東京セミナーレジュメ

第一部 「保税・免税制度を利用した戦略的な商流及び物流設計に関する諸論点の総合的検証」

第二部 「委託加工貿易を巡る税関トラブル防止策」

作成日 2007年3月17日

作成者 弁護士法人キャスト系賀
弁護士・税理士 村尾 龍 雄



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

目 次

第一部 「保税・免税制度を利用した戦略的な商流及び物流設計に関する諸論点の総合的検証」

| | |
|---|---------|
| 第一章 自家用生産設備免税輸入制度及び設備無償貸与制度の戦略的な商流設計上の位置付け | 3~11 頁 |
| 第一、自家用生産設備免税輸入制度 | 3~7 頁 |
| 一、自家用生産設備免税輸入制度の意義 | |
| 二、自家用生産設備免税輸入制度の享受ための法律要件を論じる必要のある生産型外商投資企業とは何か | |
| 三、自家用生産設備免税輸入制度の享受ための法律要件 | |
| 第二、設備無償貸与制度 | 8~10 頁 |
| 第三、自家用生産設備免税輸入制度と設備無償貸与制度の活用に関する戦略的視点 | 10~11 頁 |
| 第二章 税関特殊監督管理区域外で、かつ、華南地区以外における生産型外商投資企業の保税の商流及び物流の設計に関する論点の検討 | 12~42 頁 |
| 第一、保税取引の基本形（来料加工、進料加工）について | 12~18 頁 |
| 一、はじめに | |
| 二、来料加工 | |
| 三、進料加工 | |
| 四、比較 | |
| 第二、保税取引の応用形（転廠制度）について | 19~25 頁 |
| 一、転廠の意義 | |
| 二、原則型（進料加工） | |
| 三、例外型（「来料加工工場から進料加工工場への移転」型転廠と「進料加工工場から来料加工工場への移転」型転廠） | |
| 第三、保税取引における商流と物流の一致原則の例外 | |
| - 保税物流園區、保税物流中心 | 26~32 頁 |
| 一、意義 | |
| 二、機能 | |
| 三、政策的背景 | |
| 四、輸出増値税の還付がなされない特殊ケース | |
| 五、保税物流園區、保税物流中心内の外資貿易会社を設立することの可否 | |



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

六、保税物流園区、保税物流中心の利用と恒久的施設の認定可能性

第三章 税関特殊監督管理区域外で、かつ、華南地区における生産型外商投資企業の保税の商流及び物流の設計に関する論点の検討・・・33～39頁

第四章 税関特殊監督管理区域における生産型外商投資企業の保税の商流及び物流の設計に関する論点の検討・・・40～42頁

第二部 「委託加工貿易を巡る税関トラブル防止策」

第一、はじめに・・・43頁

第二、委託加工貿易を巡る税関トラブルの類型・・・43～56頁

一、委託加工貿易を巡る税関トラブルの類型の概観

二、単耗の申告ミス

三、設備無償貸与制度の濫用

四、中国国内への無断販売

五、非保税原材料の使用制限ルール違反

六、無許可の外注加工

七、余剰材料等の無断処理

八、輸出入の申告ミス

(本文の最終頁は56頁)

参考資料1・・・57～60頁

参考資料2・・・61～69頁

参考資料3・・・70～87頁

参考資料4・・・88～92頁

参考資料5・・・93～102頁



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

第一部 「保税・免税制度を利用した戦略的な商流及び物流設計に関する諸論点の総合的検証」

第一章 自家用生産設備免税輸入制度及び設備無償貸与制度の戦略的な商流設計上の位置付け【1】

第一、自家用生産設備免税輸入制度

一、自家用生産設備免税輸入制度の意義

自家用生産設備免税輸入制度は、生産型外商投資企業に対する企業所得税の「二免三減」制度【2】と並ぶ外資優遇政策の柱です（もっとも、「二免三減」は2007年3月16日公布の「企業所得税法」が2008年1月1日に施行されると、5年間をかけて段階的に廃止されることが決まりました。その意味で、自家用生産設備免税輸入制度は残された外資優遇政策の中心的制度となります）。その内容は、生産型外商投資企業の自家用生産設備（自ら使用する生産設備）を輸入する時点で原則的に負担を要する関税及び輸入環節増値税の徴収をしない、すなわち免税するというものです。

この制度活用は戦略的な商流設計上、重要です。すなわち、生産型外商投資企業を設立し、かつ、保税工場の認定（加工能力証明）を取得して、保税貨物を生産する場合、自家用生産設備を有税輸入するときは、その税負担によるコスト増加が生じ、これを価格転嫁するか、価格転嫁せずに、当該企業の利益を減少させる選択を余儀なくされるからです。

また、自社が完成品を製造する生産型外商投資企業である場合、日本における部材調達先に中国で保税部材を生産する生産型外商投資企業（保税部材調達先）の設立を促すときに、当該企業に自家用生産設備の税負担が発生するならば、その全部又は一部の価格転嫁を容認する必要が生じ、結果、自社のコスト増加を招来するかもしれません（もちろん、一切価格転嫁を容認しないことも可能ですが、その場合、部材調達先が合理的利益を確保できず、安定的な部材確保ができなくなる結果を帰結するリスクがあります）。

さらに、自社が他社（生産型外商投資企業）の使用する生産設備を保税で製造する生産型外商投資企業である場合、営業戦略上、他社が免税輸入枠を有しているか否かで受注の

¹ 自家用生産設備免税輸入制度の廃止に関わる今後の見通しについて、末尾参考資料1参照。

² 生産型外商投資企業が累積損失を解消し、利益を計上した最初の会計年度から起算して、二会計年度について企業所得税を免除し、これに続く三会計年度についてこれを半減する外資優遇制度です。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

件数が大きくことなるでしょう（免税輸入枠がないならば、若干機能的に落ちても、低廉な国産設備を購入することを検討せざるを得なくなる可能性があるからです）。

こうして自家用生産設備免税輸入制度を利用できるか否かは、自社のコスト計算の文脈だけでなく、営業面を含めたところにまで深く影響してくるのです。

その意味で、（ ）自家用生産設備免税輸入制度が享受でき、かつ、（ ）事後的にそれが取り消されないこと（後述の通り、近時、事後的に当該制度の享受が管轄税関によって否認される事例が増加傾向にあります）が極めて重要となります（すなわち、正当に法律要件を享受することが必要です）。

二、自家用生産設備免税輸入制度の享受ための法律要件を論じる必要のある生産型外商投資企業とは何か

生産型外商投資企業は、（ ）税関特殊監督管理区域（保税區、輸出加工区）に設立する場合と（ ）それ以外の場合に分かれますが、（ ）の場合、そもそも当該地区に輸入する自家用生産設備は当該地区に輸入・使用される限り免税ですから、法律要件を論じるまでもありません（しかも自家用生産設備の概念を超えて免税が容認されます）。よって、自家用生産設備免税輸入制度の享受ための法律要件を論じる必要のある生産型外商投資企業とは、税関特殊監督管理区域外の生産型外商投資企業である、ということができます。

「保税區税関監督管理弁法」【3】

第 12 条 国外から保税區に搬入される貨物の輸入関税及び輸入環節税金については、法律及び行政法規に別段の定めのある場合を除き、次の規定に従い処理する。

(1) 区内の生産性基礎施設の建設プロジェクトに必要な機器、設備その他の基本建設物資は、免税とする。

(2) 区内企業の自家用の生産及び管理設備、自家用の合理的数量の事務用品、その必要とするメンテナンス用部品及び生産用燃料並びに生産工場建屋及び倉庫施設の建設に必要な物資及び設備は、免税とする。

(3) 保税區行政管理機構の自家用の合理的数量の管理設備、事務用品及びその必要とするメンテナンス用部品は、免税とする。

(4) 区内企業が輸出製品を加工するため必要とする原材料、部品、コンポーネント及び包装資材は、保税とする。

³ 税関総署 1997 年 8 月 1 日発布、施行。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

- 2、前項第(1)号ないし第(4)号の所定範囲以外の貨物又は物品が国外から保税区内に搬入される場合には、法により納税しなければならない。
- 3、中継貨物及び保税区内に蔵置されている貨物は、保税貨物として管理する。

「輸出加工区に対する監督管理に関する税関の暫定施行弁法」【4】

第 17 条 国外から加工区に搬入される貨物の輸入関税及び輸入環節税については、法律又は法規に別段の定めのある場合を除き、次の各号の規定に従い取り扱う。

(1) 区内の生産型基礎施設建設プロジェクトに必要な機器及び設備並びに生産工場及び倉庫貯蔵施設の建設に必要な基本建設物資については、免税とする。

(2) 区内企業の生産に必要な機器、設備、金型及びそのメンテナンス用部品については、免税とする。

(3) 区内企業が輸出製品を加工するために必要とする原材料、部品、デバイス、包装材料及び消耗性材料については、保税とする。

(4) 区内企業及び行政管理機構が自己使用する合理的数量の事務用品については、免税とする。

(5) 区内企業及び行政管理機構が自己使用する交通運送手段及び生活消費用品については、貨物輸入の関係規定に従い通関手続をし、税関は、規則に照らして徴税する。

三、自家用生産設備免税輸入制度の享受ための法律要件

自家用生産設備免税輸入制度は 3 つの時代の変遷（「老企業」の時代、「過渡期企業」の時代、「新企業」の時代）を経て、現在、次の法律要件を具備することにより享受が可能となります。【5】・【6】

⁴ 2000 年 4 月 27 日国務院承認、2000 年 5 月 24 日税関総署発布、2002 年 6 月 21 日改正、2003 年 9 月 2 日国務院令第 389 号により改正、同年 11 月 1 日施行。

⁵ 3 つの時代変遷と現在における混乱に関する解説として、末尾参考資料 2 参照。

⁶ 「国務院の輸入設備の租税政策を調整することに関する通知」（国務院 1997 年 12 月 29 日発布、1998 年 1 月 1 日施行）

第 1 条 輸入設備の免税の範囲

(1) 「外商投資産業指導目録」の奨励類及び制限乙類に適合し、かつ、技術を譲渡する外商投資プロジェクトで、投資総額内で輸入する自ら使用する設備については、「外商投資プロジェクトで免税することができない輸入商品目録」所定の商品を除き、関税及び輸入段階での増値税の徴収を免除する。

外国政府からの借款及び国際金融組織の借款プロジェクトで輸入する自ら使用する設備及び加工貿易で外国投資家が提供する無償の輸入設備は、前項に照らして執行し、すなわち、「外商投資プロジェクトで免税することができない輸入商品目録」所定の商品を除き、関税及び輸入段階での増値税の徴収を免除する。

(2) 「国が当面発展を重点的に奨励する産業、製品及び技術目録」に適合する国内投資プロジェクトで、投資総額の範囲内で輸入する自ら使用する設備については、「国内投資プロジェクトで免税することができ



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

「外商投資産業指導目録」【7】の奨励類に該当すること【8】

技術移転を伴うこと

「外商投資プロジェクトの免税を付与しない輸入商品目録」に該当しないこと

このうち の要件は生産型外商投資企業であれば即時充足可能なものですし、 の要件は自家用生産設備であれば充足しますので【9】、問題は の要件を充足できるか否かです。

現在、有効な「外商投資産業指導目録」は2005年1月1日施行版ですから、これにより生産型外商投資企業のプロジェクトが形式、実質共に規定された奨励類に合致するか否かにより判断することになります。

もっとも、江沢民政権下では経済発展優先主義が採用され、地方が「先富」(先に豊かになる)を目指して凌ぎを削ることが奨励されたため、外資プロジェクトの激しい誘致合戦が繰り広げられる結果となり、その過程で地方の政府行政機関による極めて甘い奨励類の認定が続出した過去があります【10】。その最大の原因となったのが外資プロジェクトの誘致に責任を有する政府行政機関と奨励類認定権限を有する政府行政機関がいずれも旧対外貿易経済合作部及びその地方出先機関であったという構造的問題です。中央では堅実な認定がなされても、地方に行くと、激しい誘致合戦の中で勝者となるべく、健全な判断が働いたとは決して言えない事例が累積していったものと思われる。

そのために、近時、次のような事例を記録することになりました。

ない輸入商品目録」所定の商品を除き、関税及び輸入段階での増値税の徴収を免除する。

(3) 上記の規定に適合するプロジェクトについては、契約に基づき設備に伴い輸入する技術並びに部品及び予備部品もまた、関税及び輸入段階での増値税の徴収を免除する。

(4) 上記所定の範囲外の輸入設備の減免税は、國務院がこれを決定する。

⁷ 中国政府(審査認可機関)の認可基準(合弁強制が働くか否か、中国側出資マジョリティ強制が働くか否か、審査認可取得が容易か否か等)が不明確であるとの外国企業の批判に応じて、時々の外資導入政策を反映して、こうした諸点の明確化を図る目的で作成されるリストです。外資プロジェクトを奨励類(対中直接投資が奨励されるもの)、制限類(同じく制限されるもの)、禁止類(同じく禁止されるもの)を規定し、さらにリストに規定されない許可類(奨励と制限の中間的位置付けのもの)に分かれます。1995年に最初のものが作成され、1998年1月1日施行(第一次改正版)、2002年4月1日施行(第二次改正版)、2005年1月1日施行(第三次改正版)があり、現在は第三次改正版が有効です。

⁸ 法文上は当時「外商投資産業指導目録」に存在した制限(乙)類が規定されていますが、現在では制限類を甲、乙に分類することを廃止(第二次改正版以降)したため、奨励類に限定されることになったものと解釈されています。

⁹ 自動車、パソコン、事務機器が除外対象です。

¹⁰ 改革開放政策の開始から、江沢民政権下の経済発展優先主義の時代を経て、現在の「和諧社会(調和のとれた社会)」に至るまでの経済分野における歴史的変遷について、末尾参考資料3参照。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

- 1、未使用の免税枠を享受しようとしたところ、管轄税関として過去に地方の対外経済貿易主管部門が行った奨励類の認定には過誤があり、容認できないとして、免税枠の享受を否認された事例
- 2、上記1、に止まらず、過去に享受した免税措置についても遡及的に関税及び輸入環節増徴税について支払いを求められた事例
- 3、上記2、に止まらず、奨励類認定を受けるプロセスに生産型外商投資企業の故意又は過失があったとして、行政処罰を受けた事例

以上のような事例が続出する中、現時点において奨励類の認定を受けようとする場合、形式、実質共に確実に奨励類に該当するという真実性を基礎としてその申請を行うというコンプライアンス重視姿勢が求められます。

もっとも、現在、奨励類の認定権限を有する政府行政機関が（ ）商務部及びその地方出先機関と（ ）国家発展改革委員会及びその地方出先機関の2つに分属しており、このこと自体は過去に（ ）のみに権限が集中した結果、生じた弊害を克服しようとする国家努力としては正当であるとしても、どちらに先に相談に行けばいいのか、また一方で奨励類認定を得た後、他方でそれが覆されるおそれはないのか、それを防止するために共通の見解を得るにはどうすればよいのかについて、整理するルールがないため、中央、地方を問わず、この問題に関して実務的な混乱が広がっています。

一刻も早くこの問題を解消する法令が出され、現在の実務的な混乱に終止符が打たれることが望めます。【11】

11 この問題について末尾参考資料2参照。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

第二、設備無償貸与制度

設備無償貸与制度とは、次のように定義されます。

「加工貿易輸入設備の関連問題に関する対外貿易経済合作部及び税関総署の通知」(対外貿易経済合作部、税関総署 1998 年 7 月 1 日発布、同年 1 月 1 日施行【¹²】)

第 1 条 加工貿易において外国企業の提供する価額評価しない輸入設備とは、加工貿易経営単位と加工貿易(来料加工、進料加工及び外商投資企業の従事する加工貿易を含む。以下同じ。)を展開する外国企業が無償で、すなわち経営単位の外国為替支払いを必要としないで輸入し、かつ、加工費又は差額を用いて償還する方式を必要としないで、経営単位に対し提供する加工生産に必要な設備をいう。

¹² 1998 年 1 月 1 日施行について、「加工貿易輸入設備の関連問題に関する対外貿易経済合作部及び税関総署の通知」(以下「上記通知」といいます)にその旨の明文規定はありませんが、次の理由により、そのように解釈することができます。

1、上記通知前文は次の通り規定します。

「国務院の輸入設備の租税政策を調整することに関する通知」(国発[1997]37 号)の規定に基づき、「加工貿易において外国企業の提供する価額評価しない輸入設備」について、「『外商投資プロジェクト非免税の輸入商品目録』所定の商品を除き、関税及び輸入段階の増値税の徴収を免除する。」「加工貿易単位は、外国企業の提供する価額評価しない設備を輸入する場合には、認可された加工貿易契約に基づき、その主管税関において輸入免税手続をする。税関は、当該手続に基づき、かつ、非免税の商品目録を対照して審査をする。」「以上の加工貿易輸入設備税収調整政策の具体化を貫徹するため、関係問題について、次のように通知する。」

2、上記通知の根拠となった「国務院の輸入設備の租税政策を調整することに関する通知」(国務院 1997 年 12 月 29 日発布、1998 年 1 月 1 日施行。国発[1997]37 号)は、次の通り規定し、当該通知が 1998 年 1 月 1 日より施行される旨を明らかにしています。

(1) 前文

外資の利用をさらに拡大し、国外の先進技術及び設備を導入し、産業構造の調整及び技術進歩を促進し、かつ、国民経済の持続的で、快速で、及び健康的な発展を保つため、国務院は、1998 年 1 月 1 日から、国が発展を奨励する国内投資プロジェクト及び外商投資プロジェクトで輸入する設備については、所定の範囲内において、関税及び輸入段階での増値税を免除することを決定した。ここに、関係問題について次のとおり通知する。

(2) 第 2 条

第 2 条 輸入設備免税の管理

(2) プロジェクト単位は、プロジェクトのフィージビリティ・スタディ報告の審査認可機構が発行した確認書に基づき、その内外国投資家投資プロジェクトは、更に必ず対外貿易経済部門が企業設立を認可した文書及び工商行政管理部門が発行した営業許可証に基づき、その主管税関で輸入免税手続をする。加工貿易単位が輸入する外国投資家が提供する無償の設備は、認可された加工貿易契約に基づきその主管税関で輸入免税手続をする。税関は、これらの手続に基づき、かつ、免税を認めない商品目録と照合して審査をする。

3、これを受けて上記通知は次の通り規定します。よって、上記通知は 1998 年 1 月 1 日に遡って施行する趣旨と理解することができます。

第 13 条 1998 年 1 月 1 日以前に既に輸入し、税関が税を計算し、かつ、保証状に基づき登記して通関させた価額評価しない設備については、取扱弁法を別途通知する。

2、各単位は、執行において何らかの問題があれば、遅滞なく対外貿易経済合作部及び税関総署と連絡されたい。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

これを享受するための法律要件は次の通りです。

1、当事者要件

上記定義より、加工貿易（来料加工、進料加工及び外商投資企業の従事する加工貿易を含む。以下同じ。）を展開する外国企業が加工貿易経営単位に対して提供するものでなければなりません。

2、加工貿易の従事比率に関する要件

第2条 外国企業の提供する価額評価しない設備を免税輸入し、及び使用する場合には、次の各号に掲げる条件の1つに必ず適合しなければならない。

(1) 独立し、かつ、専門的に加工貿易に従事する（すなわち、国内販売製品加工生産に従事しない。）工場又は生産現場を有し、かつ、価額評価しない設備を当該工場又は生産現場においてのみ使用する。

(2) 独立し、かつ、専門的に加工貿易に従事する工場又は生産現場を設立しないで、現有の加工生産能力を基礎として加工貿易を展開するプロジェクトについて、価額評価しない設備を使用する加工生産企業が加工貿易契約（協議書）の期間内に毎年加工する製品は、必ず70パーセント以上が輸出に属する製品でなければならない。

すなわち、（ ）生産型外商投資企業（保税工場）が加工貿易（保税）にのみ従事し、国内販売製品加工生産に従事しない場合（加工貿易の従事比率100%）か、（ ）生産型外商投資企業（保税工場）が加工貿易（保税）にも国内販売製品加工生産にも従事するけれども、無償貸与設備（価額評価しない設備）を使用する加工生産企業が加工貿易契約（協議書）の期間内に毎年加工する製品は必ず70パーセント以上が輸出に属する製品である場合（加工貿易の従事比率70%以上）であることが必要です。

以上より、加工貿易の従事比率が70%以上である場合には、自家用生産設備免税輸入制度が利用できないとしても、設備無償貸与制度を利用することにより、外資プロジェクトが奨励類に該当するか否かを問わず、関税及び輸入環節増値税の負担なしに生産設備を輸入することが可能となります。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

3、設備に関する要件

無償貸与の対象となる設備は、自家用生産設備免税輸入制度と同様、「外商投資プロジェクトの免税を付与しない輸入商品目録」に該当しないことが必要です。

第9条 輸入される価額評価しない設備が「外国投資家投資プロジェクト非免税輸入商品目録」に掲げる商品に属する場合には、主管税関は、国の関係規定に従い、規則どおり関税及び輸入段階の増徴税を徴収する。

第三、自家用生産設備免税輸入制度と設備無償貸与制度の活用に関する戦略的視点

生産型外商投資企業を設立する場合、自家用生産設備免税輸入制度を利用できるときは、当該制度を享受することを優先的に検討するのが通常は妥当であると思われます。

その理由は、設備無償貸与制度を利用する場合には、加工貿易の従事比率が70%以上であることを要求されるために、(a)当初から加工貿易の従事比率がこれに達しないと予想されるとき、又は(b)当初は当該従事比率を達成できても、その後、国内販売比率の上昇に伴い、税関の無償貸与設備に対する監督管理期間である5年以内に当該従事比率を維持できなくなると予想されるときには、当該制度が利用できないか((a)の場合) 又はいずれかの時点で利用できなくなる((b)の場合【¹³】)という問題があるのに対して、自家用

¹³ 税関の監督管理期間である5年以内に70%の加工貿易の従事比率を維持できなくなる場合において、なお無償貸与設備の継続使用を希望するときは(希望しないときは、税関の許諾を経て国外へ退出)これを維持できる期間で設備無償貸与制度享受の基礎となった「加工貿易契約(協議書)の期間」(上記通知第2条)の計算を終了し、その時点における減価償却効果を勘案した税関評価額を基準として、補充税(期間経過により遞減された関税及び輸入環節増徴税)を納付することになります。

上記通知

第7条 上記免税の価額評価しない設備については、輸入の日から返送輸出し、かつ、税関の規定に従い監督管理を解除するまで、税関の監督管理貨物に属する。監督管理期間は、これを5年とする。監督管理期間内において、無断で国内において販売し、交換し、譲渡し、抵当とし、又は他の用途に流用してはならない。

2、免税の価額評価しない設備について、監督管理期間において、加工貿易経営単位は、毎年の1月に対外経済貿易主管部門及び主管税関に対し免税の価額評価しない設備の使用状況を書面によりそれぞれ報告しなければならない。税関は、定期的に考査しなければならない。

3、加工貿易経営単位が正当な理由により加工貿易契約を終了させ、又は解除した場合には、原対外経済貿易審査認可部門の認可を経た後に、主管税関が審査承認した場合に限り、免税の価額評価しない設備を返送出国させ、又は設備使用年限に応じて減価償却した後の価値に従い関税及び輸入段階の増徴税を納付することができる。

第8条 加工貿易免税の価額評価しない設備を返送出国させ、関税及び輸入段階の増徴税を補足納付し、又は税関の監督管理年限を超えた場合には、経営単位は、遅滞なく監督管理解除手続をし、税関に対し監督管理解除の書面による申請、設備「登記手冊」その他の関係書類を提出しなければならない。税関は、審査承認した後に、監督管理を解除し、かつ、その監督管理解除証明を発給する。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

生産設備免税輸入制度は加工貿易の従事比率と国内販売比率がどのように変動しても、一旦享受した法的地位の変更がない点で安定性に優れているからです。

また、設備無償貸与制度を享受する場合、その所有者である外国企業等は賃料を徴収することができないのはもちろん、「加工費又は差額を用いて償還する方式」(第1条)を通じて実質的に賃料相当額を徴収することも認められません【14】。そこで、外国企業等が日本企業である場合、賃料相当額の否認を管轄の国税局又は税務署により受けることとなります(事後の税務調査でこれが発覚する場合、延滞税の課税がありますので、これを回避するためには、適正な賃料相当額を計算した上で、あらかじめ自己否認するアプローチが妥当であると考えます)。自家用生産設備免税輸入制度の場合、こうした煩瑣から開放されるメリットがあることも付随的な理由となると思われます。

14 これを実施する場合には、「加工費又は差額」相当の費用について、生産型外商投資企業(保税工場)の管轄税関で否認を受けることになるほか、当該制度違反として、当初に遡って関税及び輸入環節増値税の徴収がなされる可能性があります。さらに、行政処罰、刑事処罰(普通貨物密輸罪)(第二部で解説)を受ける可能性もありますので、注意を要します。

上記通知

第3条 経営単位は、価額評価しない設備を輸入する場合には、必ず加工貿易契約(協議書)中に価額評価しない設備を輸入する旨の条項を明記し(すなわち、外国企業が無償方式により提供し、加工貿易経営単位の外国為替支払いを必要としないで輸入し、かつ、加工費又は差額を用いて設備代金を償還する必要がない旨を明記する。)かつ、(加工貿易非価額評価設備申請届出リスト)を添附しなければならない。

第10条 第2条、第3条若しくは第7条の規定に違反し、又は加工貿易の価額評価しない設備に名を借りて免税を騙取し、若しくは税金を逃れた場合には、対外経済貿易主管部門は、当該違反者の新たな加工貿易契約(協議書)の審査認可を停止し、税関は、関税及び輸入段階の増値税の全額を補足徴収し、かつ、「税関法」、「税関法行政処罰実施細則」その他の関係する法律及び法規の規定に基づき厳格に処理する。法律に抵触する場合には、司法機関に移送して法によりその刑事責任を追及させる。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

第二章 税関特殊監督管理区域外で、かつ、華南地区以外における生産型外商投資企業の保税の商流及び物流の設計に関する論点の検討

第一、保税取引の基本形（来料加工、進料加工）について

一、はじめに

保税取引は委託加工貿易（又は加工貿易）と呼ばれるもので、1978年12月の改革開放政策開始に先駆け、同年8月に開始されたものです【¹⁵】。文化大革命（1966年ないし1976年）終了直後の中国には付加価値の高い一般貿易を行う技術はありませんでしたから、諸外国との貿易を活発化させる第一段階として、労働集約型産業のために安い労働力のみを売り物にする委託加工貿易を行うことが唯一の選択肢であったのです。

もっとも、委託加工貿易は、今日では決して労働集約型産業のために安い労働力のみを売り物にして成立しているものではなく、中国が「世界の工場」としての地位を築く中で、各種エレクトロニクス製品など、付加価値の高い製品にまでその対象領域を広げています。

ところで、現在の委託加工貿易の2つの柱は、（ ）歴史の古い「三来一補」【¹⁶】の内実である来料加工及び（ ）進料加工です。そこで、以下、来料加工と進料加工の仕組みについて、解説します。

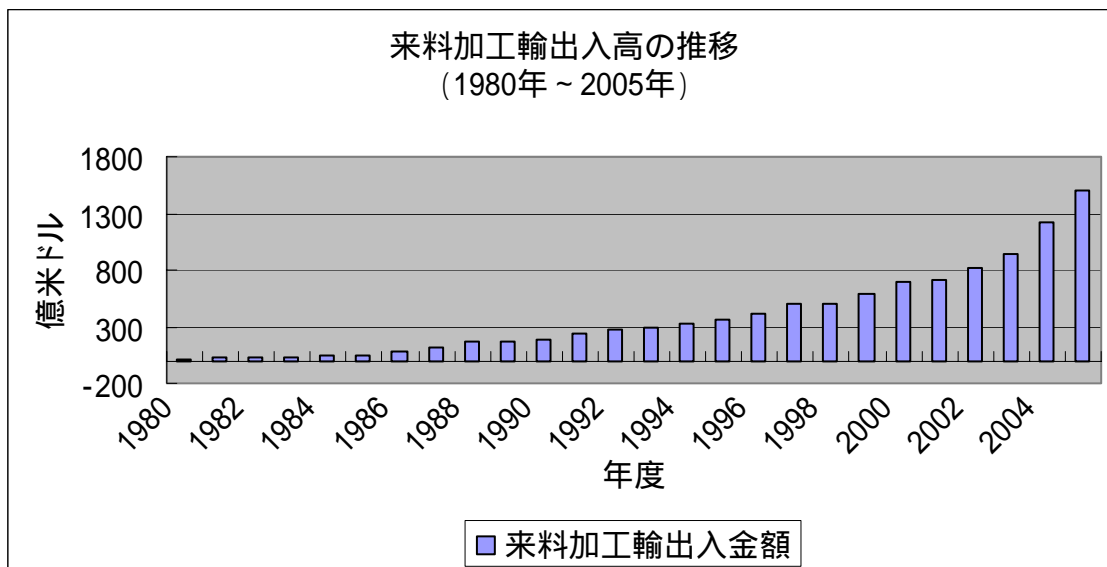
¹⁵ 1978年8月に旧国家計画委員会が主導して公布した「対外加工組立業務展開試行弁法」がその法的根拠です。これに続く法令として、1979年9月に国務院が公布した「対外加工組立及び中小型補償貿易発展弁法」があります。

¹⁶ 他に来料加工（サンプルを保税輸入し、それと同じものを加工する取引）、来件装配（材料を保税輸入し、これを組み立てる取引）、補償貿易（受託工場が外国企業の付与する信用に立脚して設備・技術を輸入し、その後、当該設備・技術で生産した製品をもって、当該設備・技術の価格及び利息を分割弁済する取引）があります。

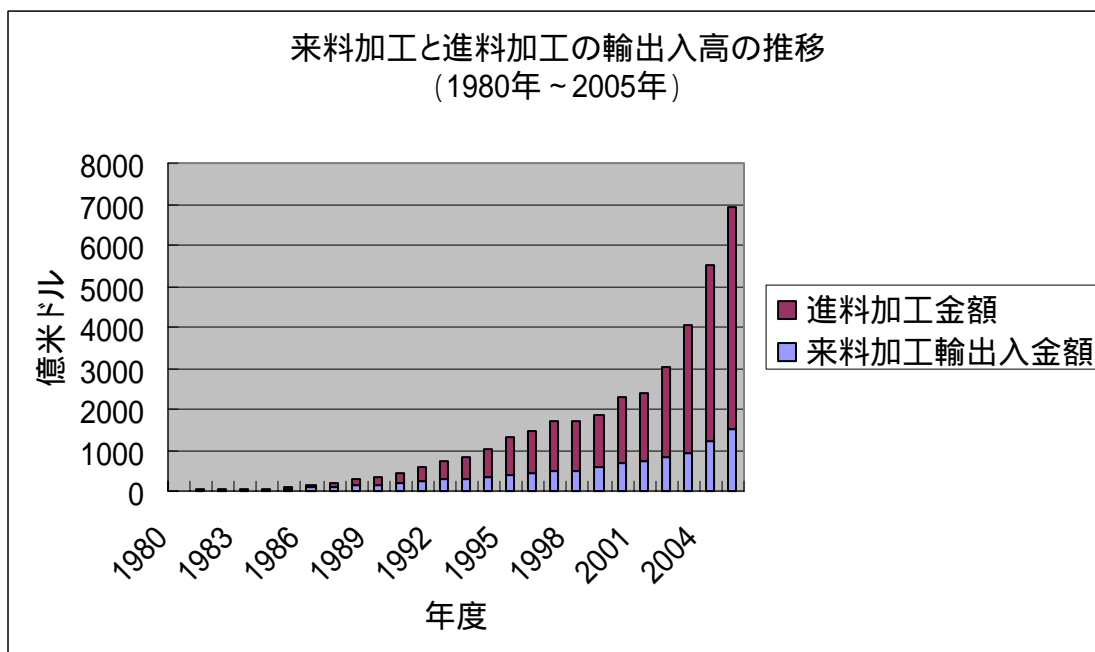


本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(来料加工輸出入高の推移)

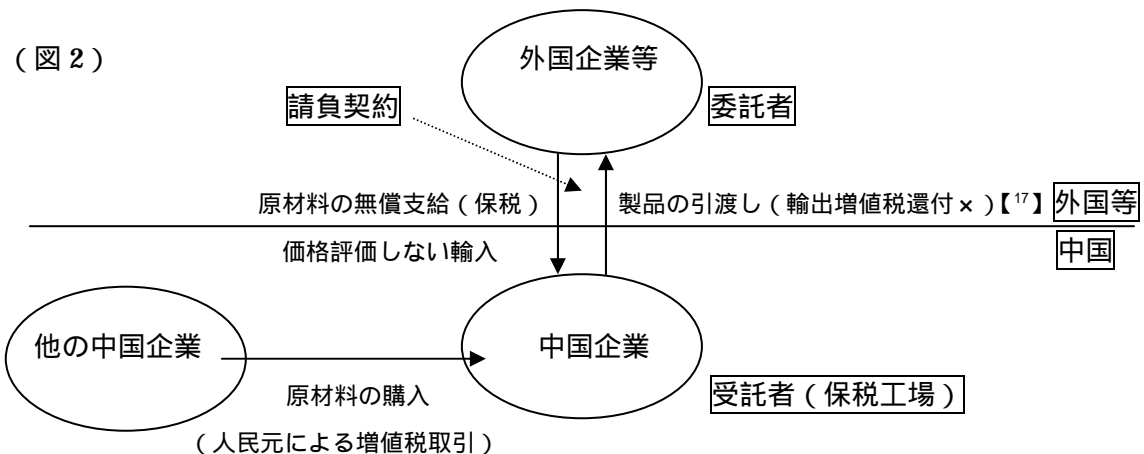
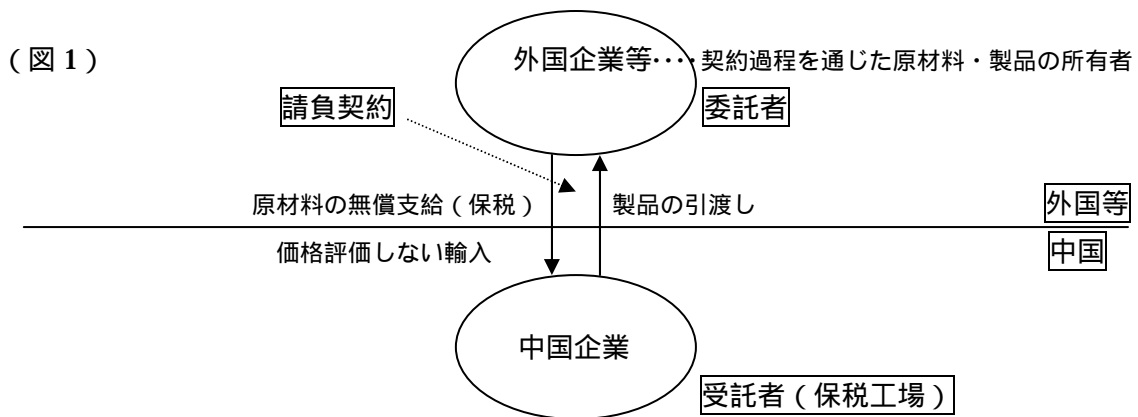


(来料加工と進料加工の輸出入高の推移)



二、来料加工

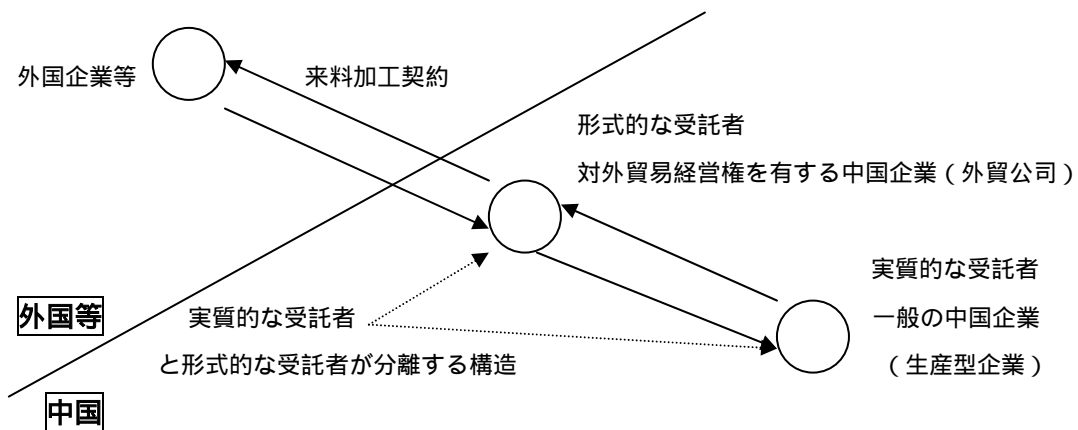
来料加工とは、法的には請負契約です。すなわち、委託者である外国企業又は外国企業と擬制される地域（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾）の企業（以下「外国企業等」といいます。また、外国及び当該地域を「外国等」といいます）が中国の受託者に原材料を保税で支給し（来料）その加工を委託する取引です。来料加工は、一般貿易と比較した場合、原材料が保税で輸入される点に特徴があります。保税は、来料加工という委託加工貿易が活発化し、中国企業の技術及び外貨の獲得という改革開放政策の目的に符合する限度で認められる例外的な措置です。



¹⁷ 輸出増値税の還付は輸出行為が売買であることを要するところ、請負契約に基づく製品の引渡しが行われるにすぎない来料加工の場合、輸出増値税の還付は行われません。

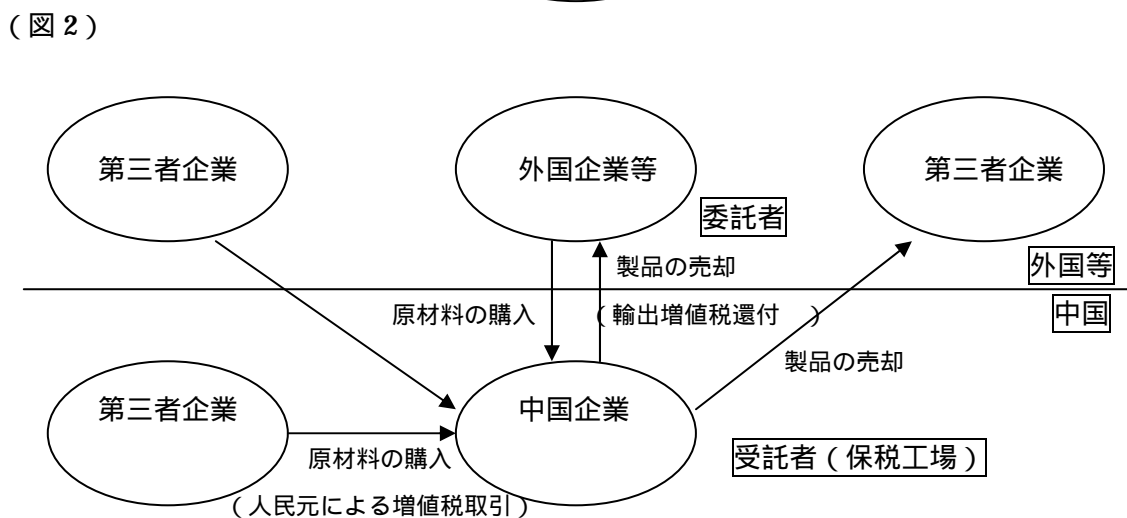
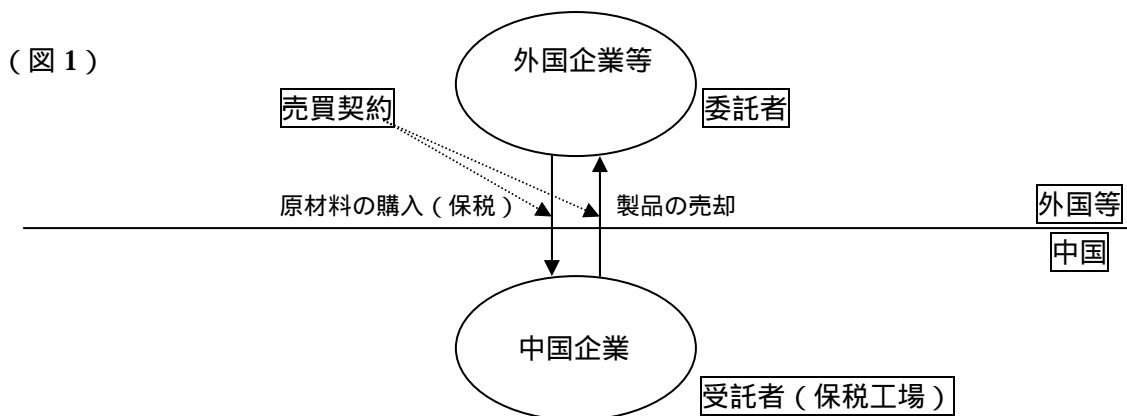
(参考)

3年前まで、生産型外商投資企業は別として、一般の中国企業が直接の受託者になることは容易ではありませんでした。外国企業等と直接に委託加工貿易を行うことができる法的資格 - 対外貿易経営権の取得要件が厳しかったからです。しかし、中国は2001年12月11日のWTO(世界貿易機関)加盟に伴って、対外貿易経営権の大幅規制緩和を約束し、これを2004年4月6日公布、同年7月1日施行の改正「対外貿易法」で実現したことによって、一般の中国企業が容易に対外貿易経営権を取得することができるようになりました。そのため、従前見られた次のような商流は不要となり、一般の中国企業が「対外貿易経営権 + 加工能力証明」を得て、直接に外国企業等と委託加工貿易を実施することができる時代になったのです。



三、進料加工

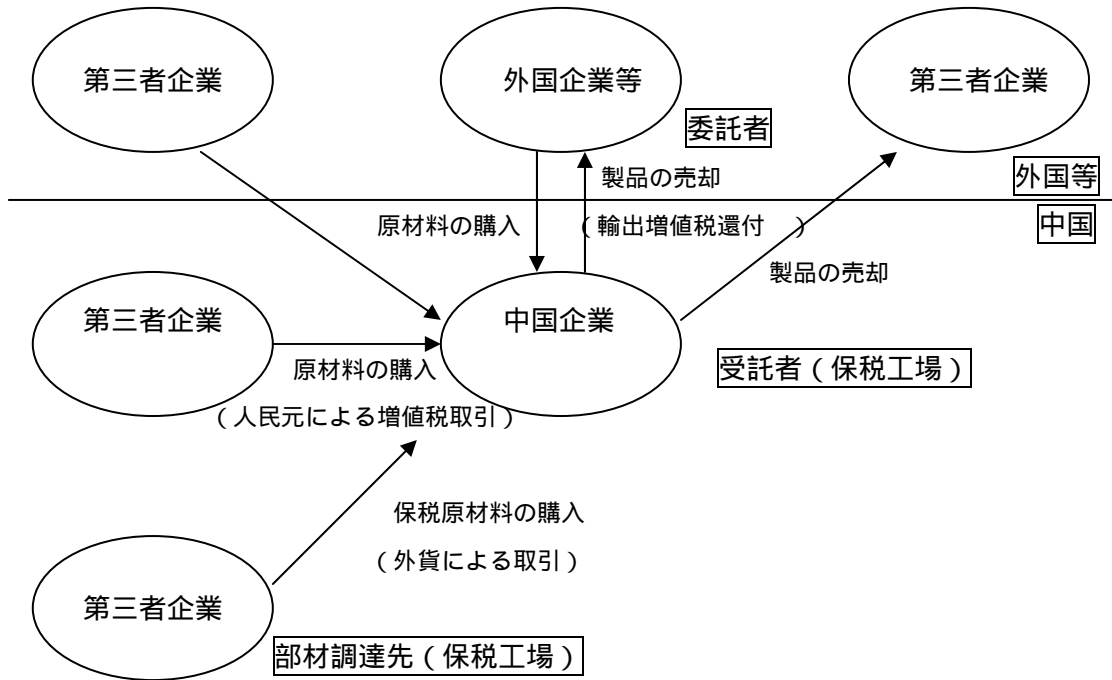
進料加工とは、法的には「売買契約×2」です。すなわち、委託者又は第三者である外国企業等が中国の受託者に原材料を保税で売却し（進料）、その加工を委託し、受託者は製品を委託者又は第三者である外国企業等に売却する取引です。進料加工は保税取引ですから、来料加工と同様の基本的条件を具備する必要があります。一方、来料加工と比較した場合、売買契約ベースであるために、原材料を第三者である外国企業等から保税輸入することも可能ですし、製品を第三者である外国企業等に対して売却することも可能である点に特徴を有します。そして、この特徴のゆえに、進料加工は来料加工と比較して、労働集約的でなく、より付加価値の高い先進的な技術とより多くの外貨を中国にもたらす傾向が強いとの評価を受けています。





本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(図3)





本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

四、比較

来料加工の場合、人民元による国内調達部材について輸出増値税の還付がありませんが、進料加工の場合、その還付を受けることができます。これは来料加工では、品質が優れ、かつ、価格が低廉な国内部材が出回っても、その調達率が向上すればするほど、不還付の輸出増値税が増加し、これが価格転嫁されるか、価格転嫁せずに、受託者が自らの利益を削る選択しか残されないことを意味します（受託者がリスクをとることは通常ありませんので、価格転嫁するのが一般的であると思われます。委託者である外国企業等と受託者が関連企業である場合において、価格転嫁しない選択がなされ、受託者が赤字化するときには、移転価格問題が発生する可能性が高まります）。

このように来料加工は、品質及び価格における競争力を有する国内部材の調達可能性を低下させるものであって、中国企業の振興を図る第11次5ヵ年計画の標榜する自主創新の政策方向性に反するとの評価があり得ます。

そこで、1つの立法的可能性として、今後、来料加工に対する規制が相対的に強化される可能性があり得ます。【18】

また、国内部材に関する輸出増値税の不還付分が価格転嫁されまると、最終価格の向上を招来するか、委託者を含む中間商流に介在する会社の利益を相対的に減少させますので、保税商流立案の戦略的観点から不合理との評価が成立し得ます。

¹⁸ 来料加工だけでなく、加工貿易全般に対する規制強化の可能性について、末尾参考資料4参照。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

第二、保税取引の応用形（転廠制度）について

一、転廠の意義

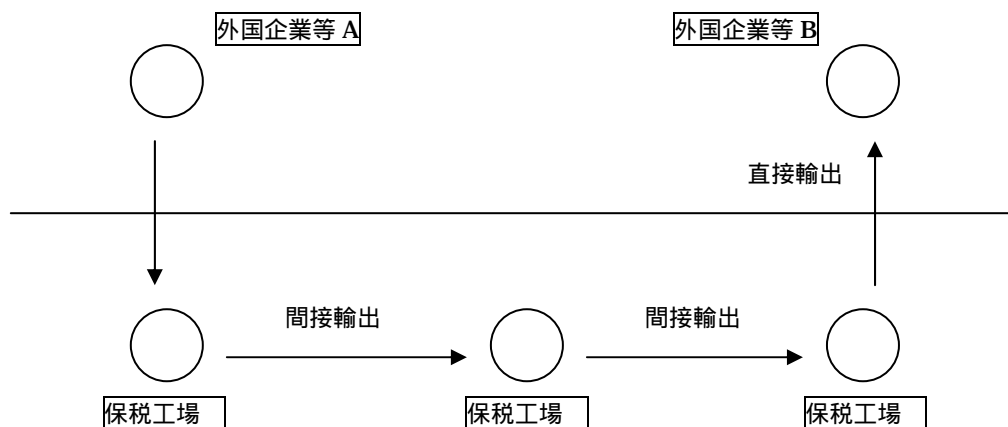
転廠（振替再加工）とは中国語で「深加工結転」と呼ばれるものです。

「加工貿易保税貨物の税関区をまたがる深加工結転に関する税関の管理弁法」（税関総署 2004年1月19日発布、同年3月1日施行）

第2条 この弁法において「加工貿易保税貨物の税関区をまたがる深加工結転」とは、加工貿易業が保税輸入原料・部品を加工した製品を他の1つの直属税関の税関区内の加工貿易業に移転し、更に加工した後に再輸出する経営活動（以下「移転」という。）をいう。

中国において委託加工される製品レベルが向上するに伴い、生産の機能分担の必要性が生じ、その結果、1つの製品の完成プロセスを川上から川下までの複数に分解すべき場面に対応するために確立されたのが当該制度です。

物理的には中国国内での流通でありながら、税関管理上は輸出と擬制されることから、間接輸出（最終輸出者を通じての間接的な輸出）の1類型であるとされます。【19】



転廠の実施には、転廠取引当事者双方の管轄税関の同意が必要となります（したがって、管轄税関双方の関係が悪い場合、実際の処理に支障を生じることも実務的にあり得ます）。

¹⁹ その他の類型として、税関特殊監督管理区域（保税區等）の企業を通じて輸出する場合があります。



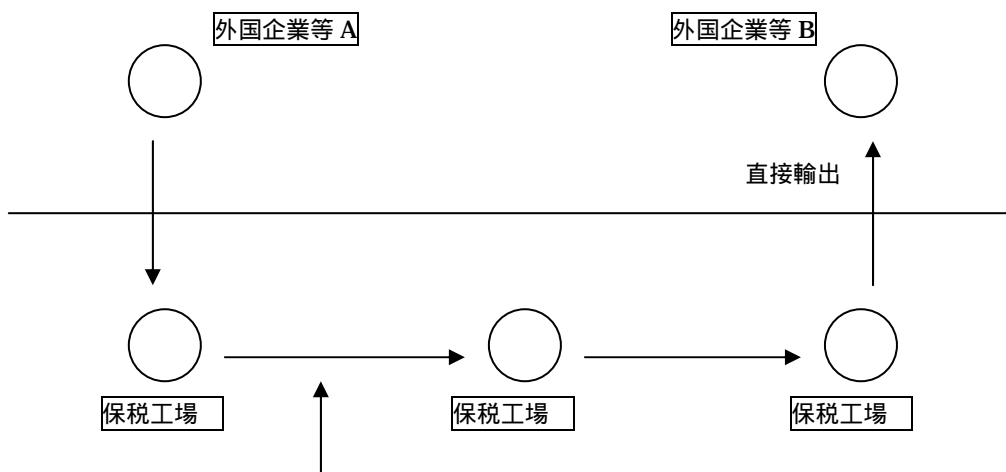
本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

「加工貿易保税貨物の税関区をまたがる深加工結転に関する税関の管理弁法」

第3条 加工貿易業が移転を展開する場合には、移入・移出企業は、各自の主管税関に対し移転計画を申請報告しなければならず、双方の主管税関による記録を経た後に、実際の貨物收受・発送及び通関手続をすることができる。

二、原則型（進料加工）

この同意を得るためには、転廠取引が進料加工ベースで実施されることが通常必要です。すなわち、来料加工の場合、保税部材の所有権は外国企業等に帰属しますので、受託者がこれを第三者に転売することができません。転売が理由ではないとすれば、転廠プロセスは単純な保税部材又は保税半製品の引渡しにより進行することになりますが、引渡しだけが原因では転廠取引当事者間の外貨支払いができないこととなります（通常の国内販売について外貨決済は容認されず、人民元による決済のみが可能であるところ、税関管理上、保税ベースで流通することが容認される転廠については、その例外として、外貨管理上、外貨による支払いが認められます。とすると通常の外貨決済による貿易取引と同様、その真実性が認められない場合、外貨の支払いはできません）。そこで、受託者が第三者へ転売することを可能ならしめる進料加工が転廠の原則型となるのです。転廠取引当事者双方の管轄税関の同意も、通常、進料加工についてのみ取得が可能です。



- ・ 保税部材又は保税半製品の引渡し原因が売買ならば、保税工場は保税工場に対して代金（外貨）の支払いを裏付ける貿易取引の真実性が認められる。
- ・ 逆に、売買という貿易取引の真実性を裏付ける法律関係がなければ、外貨支払いは不可。
- ・ 同時に、転廠取引当事者双方の管轄税関も貿易取引の真実性のない文脈での同意は通常しない。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

「外国為替の決済、売却及び支払管理規定」(中国人民銀行 1996 年 6 月 20 日公布、同年 7 月 1 日施行)【²⁰】

第 13 条 国内機構の次の各号に掲げる貿易及び非貿易経営性対外支払用外国為替は、支払方式に相応する有効な商業書類及び所定の有効証憑を持参してその外国為替口座から支払い、又は外国為替指定銀行において兌換して支払う。

(3) 送金方式により決済される貿易輸入については、輸入契約、輸入外国為替支払審査処理書、インボイス、正本の輸入貨物通関書及び正本の運送書類を持参する。船荷証券上の「荷受人」及び通関書上の「経営単位」と輸入契約に記載された買主の名称とが一致しない場合には、更に両者の間の代理協議書を提出しなければならない。

この事例に代表される中国における外貨管理の重要原則について、次の通り述べる事が可能です(これを遵守しないと、外貨送金が不可能となります)。

中国において外貨で決済される取引は、商流と物流が一致しなければならない。

この原則の例外を構成し、かつ、実際に利用されている取引類型は、筆者の認識では次の 3 つしかありません。

保税物流園区、保税物流中心を利用する場合(「第三、保税取引における商流と物流の一致原則の例外 - 保税物流園区、保税物流中心」で解説します)

華南地区における転廠制度(香港で商流が生じて、大陸で物流が生じる場合)(「第三章税関特殊監督管理区域外で、かつ、華南地区における生産型外商投資企業の保税の商流及び物流の設計に関する諸論点の検討」)

江蘇省における「来料加工工場から進料加工工場への移転」型転廠。なお、実務的には弊グループ未確認であるものの、理論的には「進料加工工場から来料加工工場への移転」型転廠もあり得ます(直後の「二、例外型(「来料加工工場から進料加工工場への移転」型転廠と「進料加工工場から来料加工工場への移転」型転廠)で解説します)。

²⁰ なお、貿易取引の真実性に関する規定として、「輸入外国為替支払審査処理における貿易の真実性の審査規定」(国家外貨管理局 1998 年 6 月 22 日発布、施行)があります。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

華南地区以外における転廠制度は上記原則の適用を受けますので、商流と物流は一致し、したがって転廠当事者間において保税部材又は保税半製品の引渡しが行われる（物流）と同時に、これを裏付ける売買契約（商流）が必要となるのです。

ところで、転廠について、税関管理及び外貨管理との関係では、輸出入との擬制が働くものの、税務管理との関係では当該擬制が働かず、国内で流通する以上、国内取引であると判断されます。そのため、「間接輸出」は輸出増値税の還付をすべき輸出と異なるとして、その還付がなされず、かつ、これを実現する法的・実務的な可能性はないと思われま。そして、これがコスト増加要因等になる可能性があります。

なお、保税工場が密輸の嫌疑をかけられた場合（第二部参照）転廠取引の実施が突如、不可能になる可能性があります。

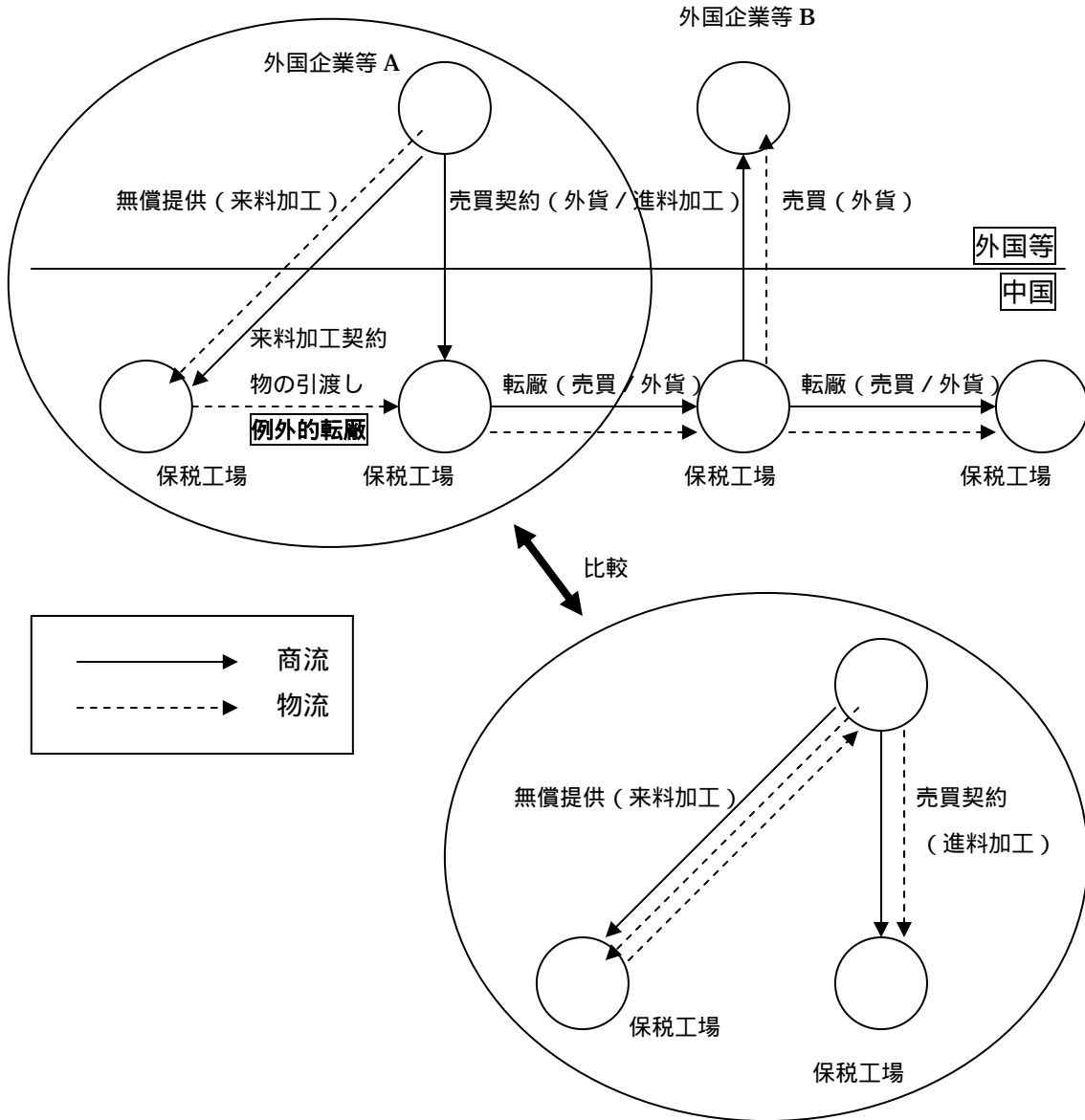
「加工貿易保税貨物の税関区をまたがる深加工結転に関する税関の管理弁法」
第6条 移転を申請する加工貿易企業で、次の各号に掲げる事由の1つのあるものについて、税関は、これを受理しない。

- (1) 税関の監督管理要求に適合せず、税関により期間を限った整顿・是正を命ぜられ、整顿・是正期間内にあるとき。
- (2) 期間を徒過して「手冊」を審査のため報告しないとき。
- (3) 前条の規定どおりに移転貨物収受・発送書を記入・作成しないとき。
- (4) 密輸の嫌疑があり、既に税関により立件・調査され、事件が終了していないとき。

三、例外型（「来料加工工場から進料加工工場への移転」型転廠と「進料加工工場から来料加工工場への移転」型転廠）

以上の通り、華南地区以外において、転廠は来料加工では容認されないのが通常ですが、近時、一部地域（例えば江蘇省蘇州市）で次のような保税商流で来料加工でありながら、転廠が容認される事例があります（「来料加工工場から進料加工工場への移転」型転廠）。

「来料加工工場から進料加工工場への移転」型転廠



「中国において外貨で決済される取引は、商流と物流が一致しなければならない。」の原則に従う場合

1、まず、外国企業等 A と保税工場 が来料加工契約を締結し、原材料を保税で保税工場に無償提供します。当該原材料の所有権は、保税工場の加工前後を通じて外国企業等 A に帰属します。

2、次に、外国企業等 A が所有する保税工場の加工後の保税部材について、外国企業等 A は保税工場に進料加工ベースで外貨売買します。この場合、「中国において外貨で決済



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

される取引は、商流と物流が一致しなければならない。」の原則に従えば、保税工場は、一旦、当該原材料を物流上、外国企業等 A に対して輸出（商流上、請負である以上、無償提供）して、その後、外国企業 A は再度、当該原材料を物流上、保税工場 に対して輸入（商流上、売買である以上、有償提供）することになります。

3、ところが、「来料加工工場から進料加工工場への移転」型転廠モデルでは、上記物流上の煩瑣を回避するために、外国企業等 A の指図により、保税工場 の保税工場 に対する物の引渡しが行われます。「中国において外貨で決済される取引は、商流と物流が一致しなければならない。」の原則に反する場合、通常であれば、外国企業等 A から保税工場 への物流（輸入）がないことより、ここでの通関書類が揃わないことを理由として、保税工場 の外国企業等 A に対する外貨送金ができなくなります。

そこで、これを可能にするには、外国企業等 A が所有権を留保する保税部材が中国国内を物理的に移動する行為について、外国企業等 A から直接部材が輸入されたのと同様に取扱うことを 保税工場 及び保税工場 の双方の管轄税関、 保税工場 の管轄外貨管理局が承認をする必要があります。【²¹】

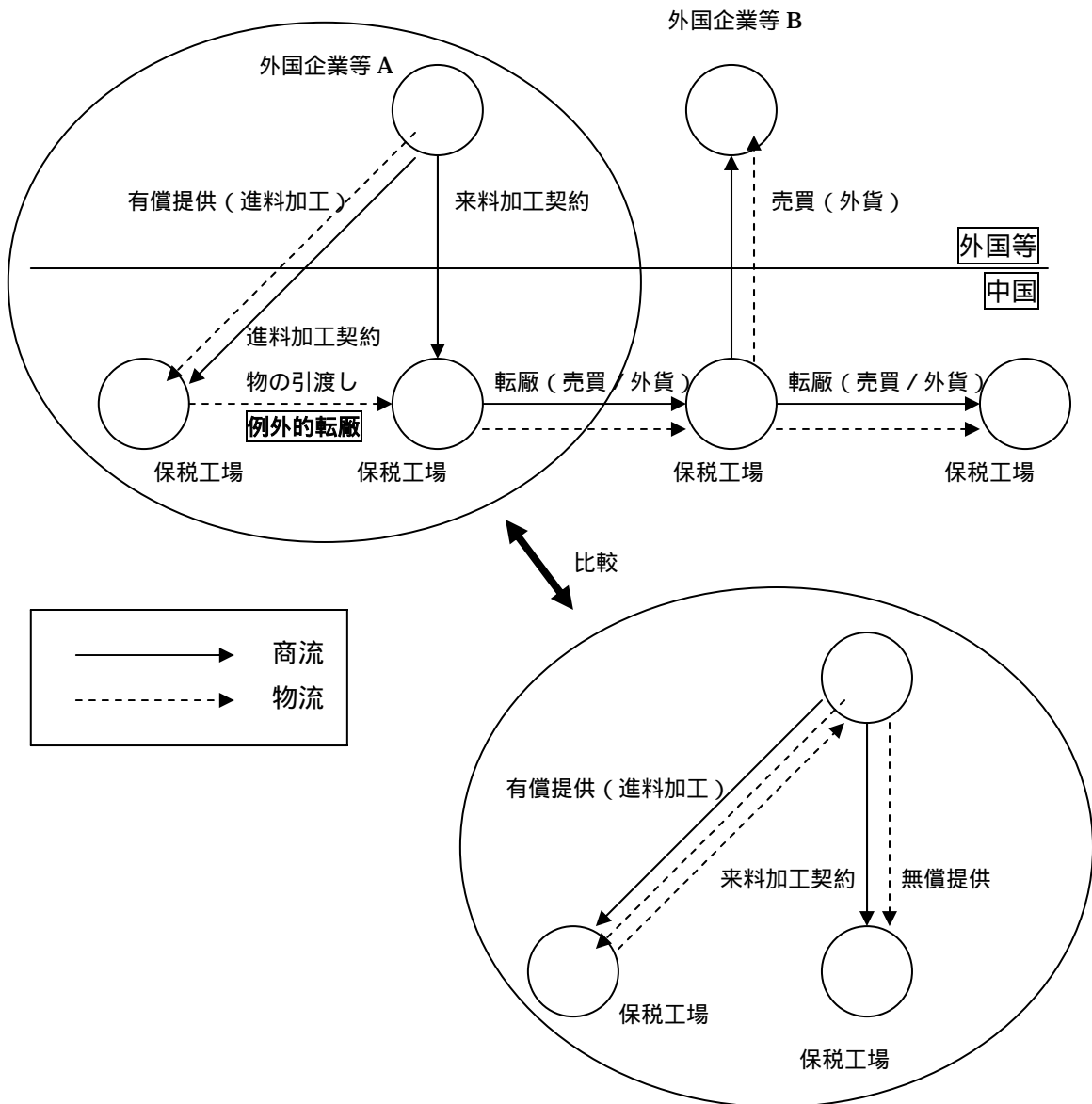
4、前述の通り、近時、一部地域（例えば江蘇省蘇州市）では、上記 の承認の取得ができており、外国企業等 A から保税工場 に対して物流上、輸入があった場合と全く同様の通関書類を揃えることに成功しています。

²¹ 江蘇省蘇州市では、当該スキームは 2005 年 12 月頃より開始されているとのことです。

本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

「来料加工工場から進料加工工場への移転」型転廠が認められるのであれば、「進料加工工場から来料加工工場への移転」型転廠も容認される余地が十分にあり得ます（実務的な事例は弊グループでは未確認）。

「進料加工工場から来料加工工場への移転」型転廠



「中国において外貨で決済される取引は、商流と物流が一致しなければならない。」の原則に従う場合



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

第三、保税取引における商流と物流の一致原則の例外 - 保税物流園区、保税物流中心

一、意義

保税物流園区及び保税物流中心は、輸出増値税還付を可能ならしめると同時に、「中国において外貨で決済される取引は、商流と物流が一致しなければならない。」という外貨管理の原則に対する例外を実現するための制度です。

その定義は次の通りです。

「保税物流園区に対する税関の管理弁法」(税関総署 2005 年 11 月 28 日発布、2006 年 1 月 1 日施行)

第 2 条 この弁法において「保税物流園区」(以下「園区」という。)とは、国务院の承認を経て、保税区規画面積又は保税区に隣接する特定港区内において設立され、専ら現代的国際物流業を発展させる税関特殊監督・管理区域をいう。

「保税物流センター(A型)に対する税関の暫定施行管理弁法」(税関総署 2005 年 6 月 23 日発布、同年 7 月 1 日施行)

第 2 条 この弁法において「保税物流センター(A型)」(以下「物流センター」という。)とは、税関の認可を経て、中国国内の企業法人が経営し、専ら保税倉庫・貯蔵物流業務に従事する税関監督・管理場所をいう。

「保税物流センター(B型)に対する税関の暫定施行管理弁法」(税関総署 2005 年 6 月 23 日発布、同年 7 月 1 日施行)

第 2 条 この弁法において「保税物流センター(B型)」(以下「物流センター」という。)とは、税関の認可を経て、中国国内の 1 つの企業法人が経営し、複数の企業が進入し、かつ、保税倉庫・貯蔵物流業務に従事する税関集中監督・管理場所をいう。

以上の定義より、保税物流園区には「保税区に隣接する特定港区内において設立され」という物理的条件が付されているために、「保税区に隣接する特定港区」のない地区では設立ができません。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

そのため、現在、保税物流園区について、「保税区に隣接する特定港区」を有する 上海外高橋、大連、青島、寧波、張家江、廈門象屿、深セン塩田、天津に設立がなされ、「保税区に隣接する特定港区」のない蘇州において、保税物流中心が設立されています。

二、機能

保税物流園区、保税物流中心の重要な機能は、前述の通り、次の2つに集約されます。

1、輸出増値税還付機能

保税区を跨ぐ外貨取引について、輸出入の擬制が税関管理及び外貨管理との関係で働くものの、税務管理との調整がなされていなかったため、輸出増値税の還付がなされないという問題を生じました。

ところが、保税物流園区、保税物流中心に対する輸出は税関管理及び外貨管理との関係だけでなく、税務管理との関係においても、輸出擬制が働き、輸出増値税の還付が適時に行われるという機能を果たします。

これにより、保税区に対する輸出の場合に生じていた輸出増値税不還付がコスト化することを防止することが可能となりますし、また当該コスト化を防止するために一旦海外に輸出をしなければならない煩瑣を解消することができるようになりました。したがって、輸出増値税還付機能はコスト減少と物流の煩瑣の減少の双方を実現する意義を有します。

以下、保税物流園区について、輸出増値税還付を所与の前提としている法令を示します。

「保税物流園区に対する税関の管理弁法」

第 29 条 区外の貨物が園区に運送される場合には、輸出とみなし、園区企業又は区外の荷送人（又はその代理人）が園区主管税関に対し輸出申告手続をする。輸出関税を徴収すべき商品に属する場合には、税関は、関係規定に従い輸出関税を徴収する。許可証書管理に属する商品については、同時に税関に対し有効な輸出許可証書を提出しなければならない。ただし、法律、行政法規又は規則に別段の規定があり、出国申告段階において輸出許可証書を提出する場合を除く。

2、輸出税還付手続に用いる輸出貨物通関申告書の証明綴りの発行手続については、次の各号の規定に従い取り扱う。



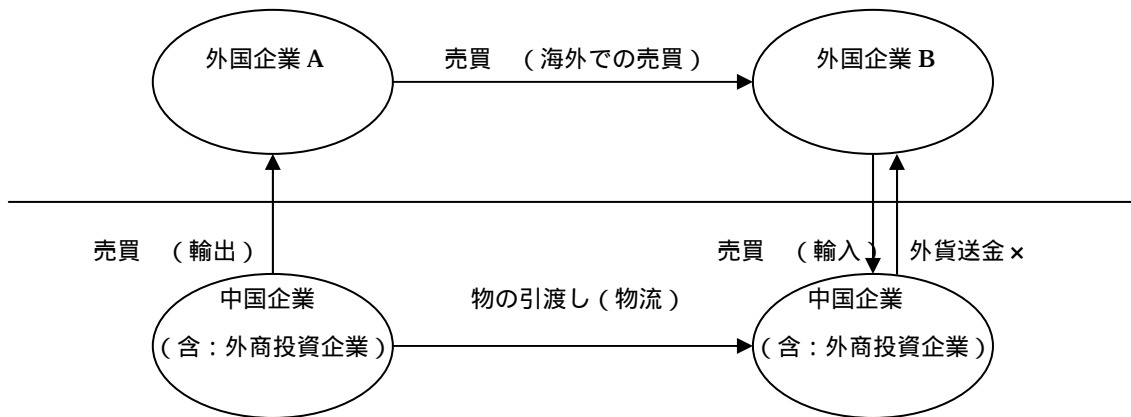
本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

- (1) 区外から園區に搬入され園區企業が業務を展開するのに供される国産貨物及びその包装物資・材料については、園區企業又は区外の荷送人（又はその代理人）が輸出貨物通関申告書に記入し、税関が輸出貨物に対する関係規定に従い取り扱い、輸出貨物通関申告書の証明綴りを発行する。貨物が税関を移転して輸出される場合には、発送地の税関は、園區主管税関が税関移転貨物が既に園區に搬入された旨を確認する電子受領証明を受領した後に、輸出貨物通関申告書の証明綴りを発行する。
- (2) 区外から園區に搬入され園區行政管理機構、その経営主体及び園區企業の使用に供される国産基本建設物資、機器、積卸設備及び管理設備等について、税関は、輸出貨物に対する関係規定に従い取り扱い、かつ、輸出貨物通関申告書の証明綴りを発行する。
- (3) 区外から園區に搬入され園區行政管理機構、その経営主体及び園區企業の使用に供される生活消費用品、事務用品及び交通運送手段等について、税関は、輸出貨物通関申告書の証明綴りを発行しない。
- (4) 区外から園區に搬入される原輸入貨物、包装物資・材料、設備及び基本建設物資等について、区外企業は、税関に対し上記貨物又は物品のリストを提供し、輸出貨物の関係規定に従い申告手続きをしなければならない。税関は、輸出貨物通関申告書の証明綴りを発行せず、既に納付された関税並びに輸入段階の増値税及び消費税を還付しない。

2、「中国において外貨で決済される取引は、商流と物流が一致しなければならない。」という外貨管理の原則の例外としての機能

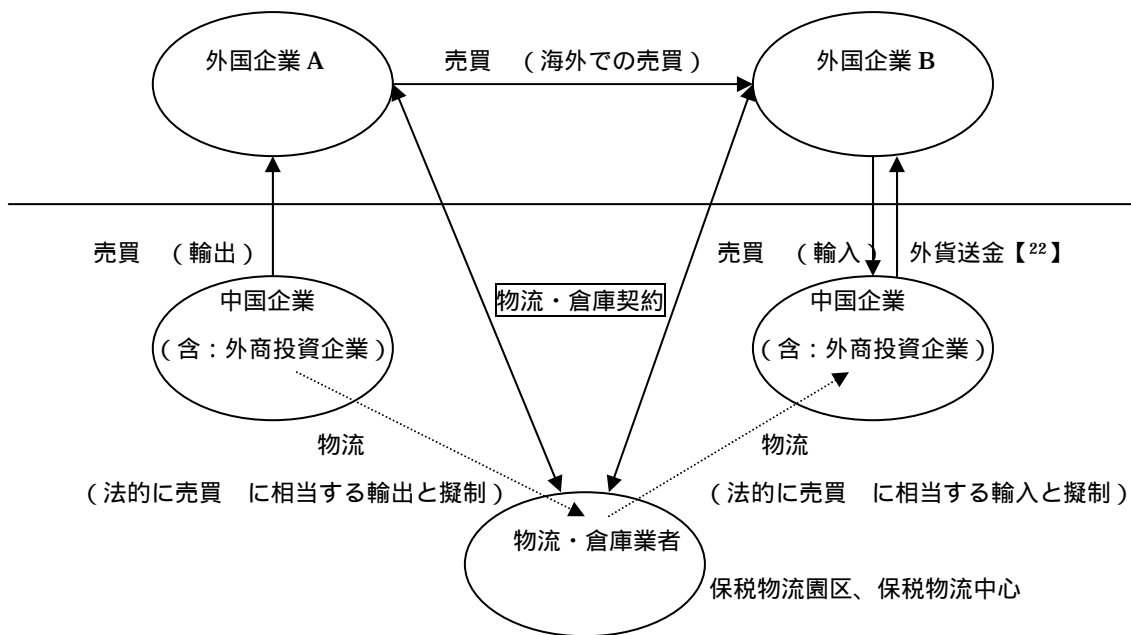
外国企業等 A が外国企業等 B に対して外国等で中国にある貨物を売買(商流)しながら、当該貨物を中国で物流させることは民法(契約自由)の世界では実現が可能であるとしても、「中国において外貨で決済される取引は、商流と物流が一致しなければならない。」という外貨管理の原則との関係では認められません(外貨送金に支障を生じます)。

本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。



- ・ 売買 を裏付ける輸入通関書類がないため、これをエビデンスとして実施可能な外貨送金ができない

ところが、保税物流園区、保税物流中心を利用すれば、次の仕組みにより、上記原則の例外を実現することが可能です。



²² 外貨送金には、() 売買 、 () の売買契約書、() 売買 に相当する輸入に伴う輸入通関書類、() 売買契約 を通じて外国企業 B が中国企業 に売却する対象貨物が外国企業 B の所有物であることを証明する保税物流園区又は保税物流中心の物流・倉庫業者発行にかかる証明書が必要です。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

三、政策的背景

保税物流園区、保税物流中心について、管理弁法施行が2005年7月1日以降であるのに、2004年には既にその設立が2004年段階から開始されたのは（上海市外高橋保税物流園区は2004年7月15日に試験運営開始）同年6月1日施行の「外商投資商業領域管理弁法」の登場により、卸売り及び輸出入の実現を目的とする保税区貿易企業の魅力が急速に後退したと無関係ではないでしょう。

拱手傍観すれば急速な衰退懸念のあった保税区の魅力の説明する新たな仕掛けとして、保税物流園区、保税物流中心が登場したものと理解することができます。

四、輸出増値税の還付がなされない特殊ケース

保税物流園区、保税物流中心の輸出増値税還付機能に鑑みれば、輸出増値税還付は確実に行われるのが法的結論ですが、実務的に当該還付がなされない事例が記録されています。当該事例は、保税部材を製造する生産型外商投資企業（保税工場）が保税物流園区、保税物流中心を有する都市Aにあるにもかかわらず、他都市B所在の顧客にこれを販売するのに、都市Aの保税物流園区、保税物流中心ではなく、他都市B所在の保税物流園区、保税物流中心に輸出し、そこの貿易会社を經由して当該顧客に当該保税部材を交付したところ、都市Aの税務局税還付処が地方保護主義的思想に立脚し、地元で合理的な便益供与を図ることすらしない企業に還付する輸出増値税はないとして、還付がなされなかった、というものです。

要するに感情論であり、法的理論の産物ではありませんが、輸出増値税の還付は生産型外商投資企業の所在地の管轄税務局税還付処であることを明確に認識して、実務的に十分に注意をする必要があるでしょう。

五、保税物流園区、保税物流中心内の外資貿易会社を設立することの可否

保税物流園区、保税物流中心に貿易会社を設立することは可能であり、例えば2006年12月末の時点で、上海外高橋保税物流園区に56社（そのうち純貿易会社は40社）が存在します（電話インタビュー結果によれば、そのうち約70%が外資とのこと）。もっとも、外資の場合、実務的に認可が内資と比較してされにくいという未確認情報もあり、今後、注意が必要です。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

もっとも、保税物流園区、保税物流中心に外資貿易会社を設立する場合、税関管理、外貨管理、税務管理の全ての関係で輸出入擬制の働くエリアにおいて、関連企業間の商流・物流コントロール(客先に関する守秘を含む)を図ることができるメリットはありますが、中国の場合、cross-border(海外取引)ばかりでなく、時に cross-province(省を跨ぐ取引)やひどい場合には cross-ward(直轄市における区を跨ぐ取引)の文脈でも関連企業間取引が問題になり得る中国で、当該外資貿易会社との関係における当該リスクを増加させるというデメリットもあり、両者を比較衡量して意思決定をすべきものと思われます。

六、保税物流園区、保税物流中心の利用と恒久的施設の認定可能性

保税物流園区、保税物流中心に搬入された貨物は外国貨物ですが、それをさらに進料加工のために当該区外に売却したときには売買益が生じます。そこで、この取引について、外国企業等の恒久的施設を認定して、企業所得税が課税される余地があるかが問題となります。

日中租税条約

(事業所得)

第7条 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

この点について、次の条項を見る限り、問題ないのではないかと考えられます。

日中租税条約

(恒久的施設)

第5条

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

事業を行う一定の場所を保有すること。

(e)企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(略)

もっとも、次の条項の要件を充足することにより、恒久的施設の認定がなされないかがなお問題となります。

日中租税条約

(恒久的施設)

第5条

6 1 及び 2 の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者(7 の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該一方の締約国において、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が 4 に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4 の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

(b) 当該一方の締約国内において、専ら又は主として当該企業のため又は当該企業及び当該企業を支配し若しくは当該企業に支配されている他の企業のため、反復して注文を取得すること。

しかし、外国企業等のために保税物流園区、保税物流中心で物流、倉庫業務に従事する物流、倉庫業者は外国企業等「の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使」するものではありませんし、外国企業等のために「反復して注文を取得する」ものではありませんので、恒久的施設の認定がなされるものではないと思われます。ただし、外国企業等が保税物流園区、保税物流中心に貿易会社を設立し、上記要件を充足するような事実を具備するに至った場合はこの限りではないことに注意を要します。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

第三章 税関特殊監督管理区域外で、かつ、華南地区における生産型外商投資企業の保税の商流及び物流の設計に関する論点の検討

香港と一体となった深セン、東莞を中心とする華南における委託加工貿易は、それ以外の中国の地域と異なる2つの実務が定着しています。

その第1として、来料加工における「三来一補」企業の存在を指摘することができます。すなわち、華南では先進的な技術をもたらす可能性が進料加工との比較で相対的に低く、国内部材の調達率の向上も望むことができないと判断される来料加工に、保税工場の認定を受けた生産型外商投資企業が従事することを政策的に認めず、これについては法形式的には郷鎮企業の分工場でありながら、実質的には香港企業の支店である「三来一補」企業が従事することを要請します。「三来一補」企業には、通常、香港企業又はその背後にある日本企業の商号に関する分工場名称が付されます（例えば東莞市 X 鎮において、日本企業甲がその100%子会社である香港企業を通じて、製品 を加工する「三来一補」企業を設立する場合、「東莞 X 甲 廠」という分工場名称となります）。

香港企業は「三来一補」企業の全ての運営費用について負担し、その経費は香港企業の損益計算書において計上されます。

香港企業は、その費用負担のもとで「三来一補」企業の工場長を派遣します。工場長は「三来一補」企業から名目的賃金を受領しますが、その大半の賃金を香港で受領し、香港で納税することも少なくないようです。しかし、工場長の稼働に対応する賃金は、工場長が香港企業に固有の仕事に従事していない限り、全額が中国国内源泉所得と評価されますので、本来は賃金全額について中国において納税すべきであり、中国での個人所得税違反であるとの評価を免れません。

「三来一補」企業は中国人従業員と労働契約を締結する主体となるものの、土地使用権及び建物所有権の権利者にならず、工場建物賃貸借契約を締結するか、又は「工場総合管理契約」等の名称の契約を締結して、これに基づき支払われる費用の一部として実質賃料を支払います【²³】。この場合、「三来一補」は実質的に香港企業の支店ですが、法形式

²³ 土地使用権は農民集団所有の土地使用権である場合も多いものと推測されるところ（農業用地を適正に建設用地に転換する手続きを踏んでいるかも怪しい場合もあると推測されます）工場建物の賃貸借は土地使用権の賃貸借の法的性質をも有するため、違法であり、法的には無効となります。「工場総合管理契約」も賃貸借契約の内実を有することより、その限度で違法無効となります。実務的に誰も違法無効を地元で指摘しないため、現象面として適法有効であるかのように見えるにすぎません。

1、「土地管理法」（1986年6月25日第6期全国人民代表大会常務委員会第16回会議により採択、1987年1月1日施行、1988年12月29日中華人民共和国主席令第12号により改正、1998年8月29日中華人



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

的には郷鎮企業の分工場であるため、「三来一補」企業のみが当該契約の主体となっても、工場建物の貸主（又は実質的貸主）である地元政府系会社としては不安であるため、必ず香港企業を契約当事者とすることになります。

また、生産設備を所有することなく（香港企業所有物について設備無償貸与制度を利用して輸入しています）来料加工の生産活動にのみ従事します。

「三来一補」企業は法形式的には郷鎮企業の分工場であるため、対外貿易経営権（輸出入契約当事者となり、かつ、通関を処理する法的資格）を有しないため、無償貸与設備と保税貨物（原材料、加工品）の輸出入は地元貿易会社に委託せざるを得ません。

「三来一補」企業は実質的には香港企業の支店であるため、当該支店の企業所得に対応する企業所得税の納税が必要となりますが、そもそも郷鎮企業の分工場であるため、理論的には郷鎮企業の本店で郷鎮企業の本店及びその他の支店との合算計算の上、郷鎮企業が本店で企業所得税を納税すべきこととなります。そこで、法形式（郷鎮企業の分工場）と実質（香港企業の支店）が分離する矛盾を克服するため、分工場を香港企業の支店と過程した場合に当該支店の納税すべき企業所得税相当額を当地の税務局（場合により財政局）宛、異なる名目（管理費等）で納付することになります。

この文脈における香港企業は長らくの間、国税局により商社であるとの位置付けを受け、これを前提としてタックス・ヘイブン課税【24】を免れてきましたが【25】、大阪国税局の船

民共和国主席令第8号により改正・公布、1999年1月1日施行、2004年8月28日中華人民共和国主席令第28号により改正・公布、同日施行）

第63条 農民集団所有の土地の使用権については、払い下げ、譲渡し、又は賃貸して非農業建設に使用してはならない。ただし、土地利用総体規画に適合し、かつ、法により建設用地を取得した企業が破産又は吸収合併等の事由により土地使用権の法による移転を発生させた場合を除く。

2、「契約法」（全国人民代表大会1999年3月15日公布、同年10月1日施行）

第52条 次の各号に掲げる事由の1つのある場合には、契約は、効力を有しない。

(5) 法律又は行政法規の強制的規定に違反するとき。

24 企業の所得に課税がないか税率の低い（25%以下）国（地域）（タックス・ヘイブン国（地域））に企業を置くことにより課税を回避することを防止するために、一定の要件のもとでタックス・ヘイブン国の子会社に留保されている所得について日本に配当があったものとみなして課税する制度です。香港特別行政区の法人税率は16.5%でありタックス・ヘイブン国（地域）に該当します。

25 「租税特別措置法」第66条の6第3項

(1) 特定子会社等が次の基準のすべてを満たす場合には、その満たした事業年度については、内国法人の所得に合算されることはない。

主たる事業が次のいずれでもないこと

(イ) 株式（出資を含む。）債権の保有

(ロ) 工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供

(ハ) 船舶・航空機の貸付（裸用船・機）



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

井電機に対する課税事件に代表されるように、近時、香港企業を法制度の異なる地域に工場を有するメーカーであるとの認定をし始めました。国税局に対しては、従前長期間継続した認定を予告もなしに変更するストックオプション課税と同様の悪弊があるとの批判があり得るものの、以上のように法的式的に郷鎮企業の分工場であるものについて人的、予算的に完全にコントロールしているのは多くの場合、香港企業であるという実態に鑑みて考察する限り、香港企業がメーカーであるとの主張について合理的な異論を挟むことは困難であると思われます。

実体基準 - その国（本店等の所在地）に主たる事業に必要な事務所、店舗を有すること。

管理支配基準 - その国において主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。

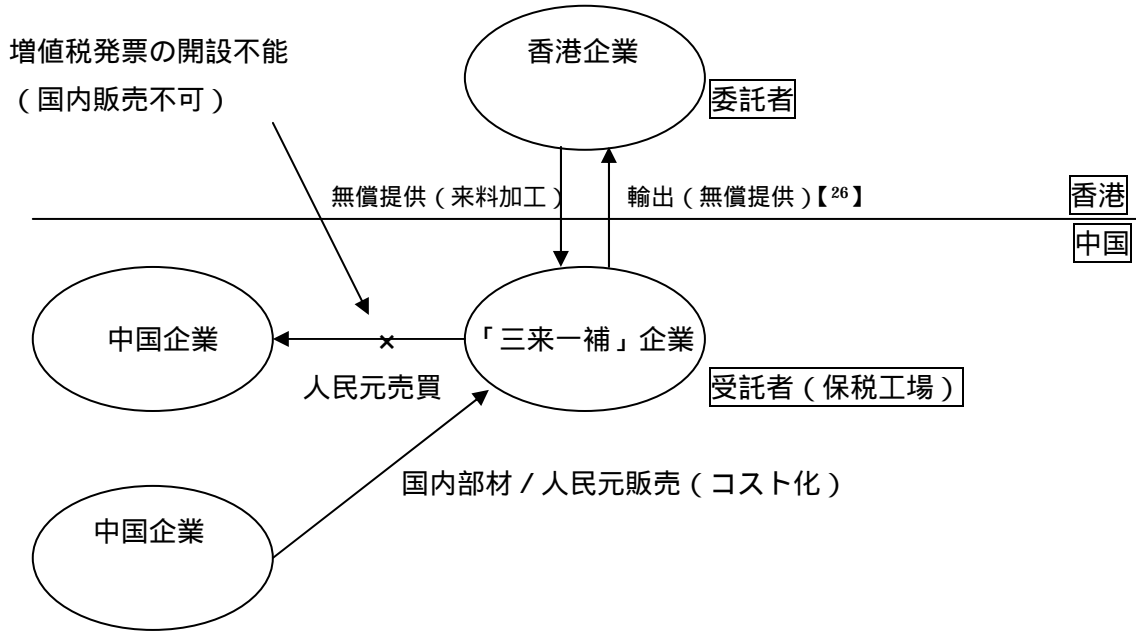
非関連者基準・所在地国基準

（イ）非関連者基準（対象業種：卸売、銀行、信託、保険、証券、水運、航空運送） - その事業を主として関連者（50%以上出資会社等）以外の者との間で行っていること（収入額の50%超で判定する。この場合、卸売業については、売上と仕入のいずれか一方、また、銀行業については、受取利息と支払利息のいずれか一方が50%超で判定）

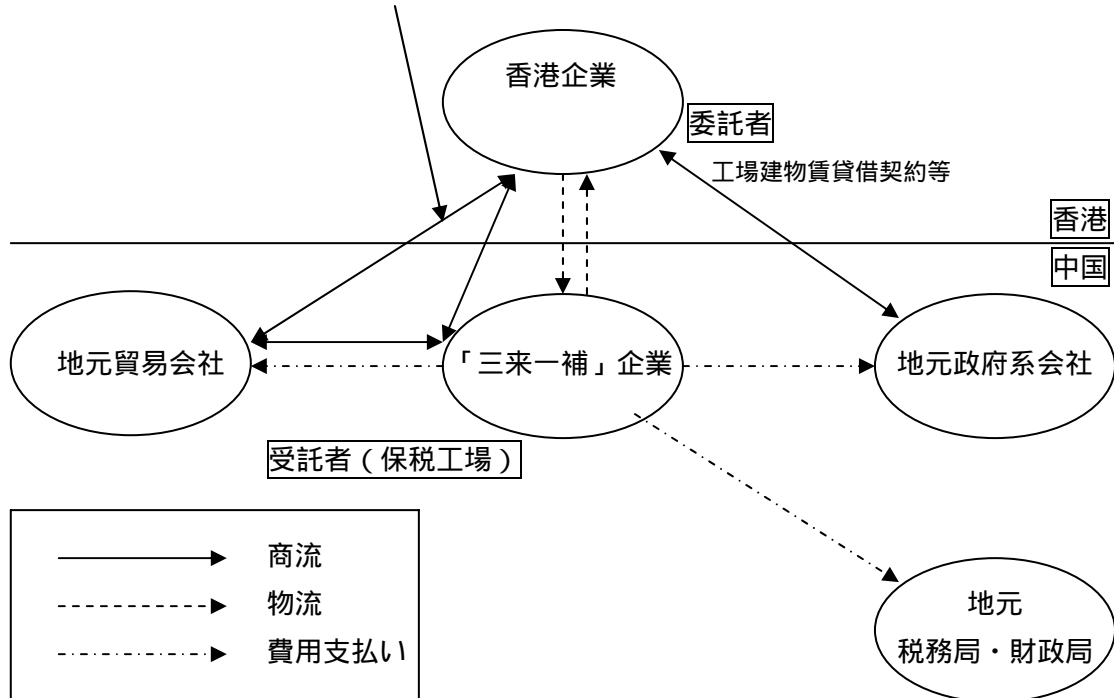
（ロ）所在地国基準（対象業種：（イ）以外の業種） - その事業を主としてその国で行っていること（不動産業及び物品賃貸業については、その他において供用される物件を主として扱うものに限る。）

（2）適用除外は申告要件とされており、確定申告書に適用除外規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存していなければならないとされている。

(図1)



(図2) 来料加工契約 & 輸出入業務代理委託契約 (無償貸与設備、保税貨物)



²⁶ 実際には「三来一補」企業には対外貿易経営権がないので、自ら輸出入ができません。そこで、輸出入は別途費用を支払い、対外貿易経営権を有する地元貿易会社に委託することになります(図2)。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

第 2 として、華南特有の転廠（深加工結転）を指摘することができます。

転廠は、前述の通り、華南以外の中国の地域においては、原則として進料加工についてのみ容認されますが、華南地区では来料加工についても広く容認されます。

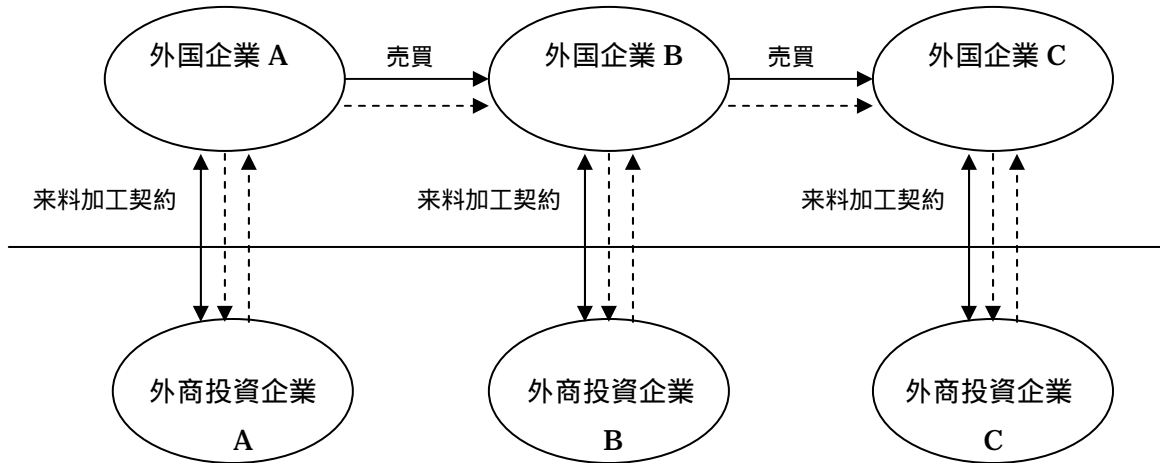
その理由は、深加工結転に対応する売買が中国内ではなく、全て香港で行われることにあります。来料加工の場合に複数の受託者が加工プロセスに参加しようとするれば、一般的（華南地区以外の場合）には次の図 1 に示す通り、一旦、外国等に輸出することが必要となります（実際にはこのような煩瑣を回避するために、進料加工型の一般的な転廠が実施されています）。

しかし、来料加工は保税取引であり、一々このような煩瑣の強制をしても、中国の税収増につながるわけではなく、却って無駄な煩瑣に付き合う税関職員数を増加させる結果になりますし、人工都市として委託加工貿易を中心に栄えてきた深セン、東莞などの華南の都市が当該煩瑣の回避を希望する外国企業等に便宜を付与しなければならないという政策的意図と相俟って、売買は香港で行い、その中国における反映として、中国では保税貨物の引渡しのみが行われる（商流は香港、物流は中国という商流と物流の乖離）という、図 2 で示す実務を生み出すに至ったのです。

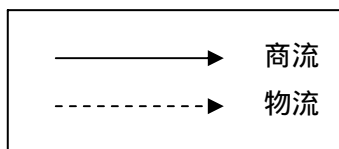
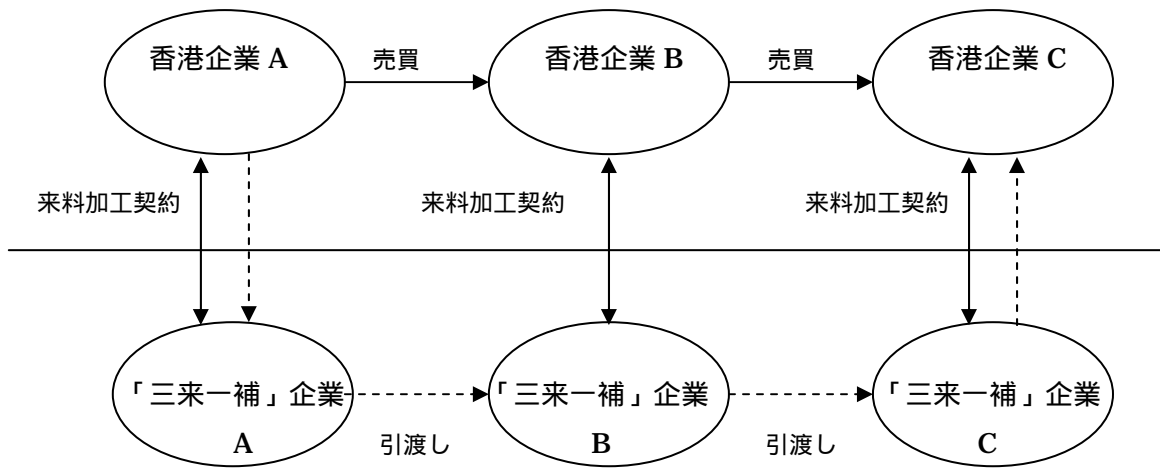
図 2 で示す実務を容認するほどに柔軟性に富む華南地区の税関ですから、合わせて管轄の外貨管理局の説得が必要なケースにおいて、その説得にも成功する場合には、前述した華南地区以外における例外的な転廠について、容認される可能性が相対的に高いといえるかもしれません。

特に図 3 に示す進料加工型が管轄の税関及び外貨管理局により容認される場合、香港に一旦輸出する煩瑣から開放され、物流に必要なコストと時間の節約を図ることができます（弊グループとして容認事例を知りませんので、理論的可能性の指摘にとどまります）。

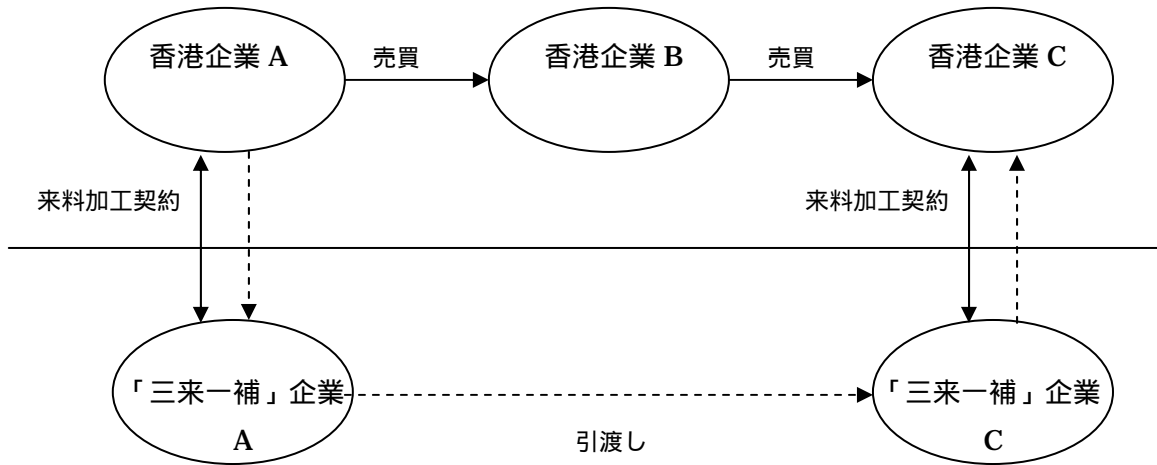
(図1) 華南地区以外において実施する場合の予想される商流と物流



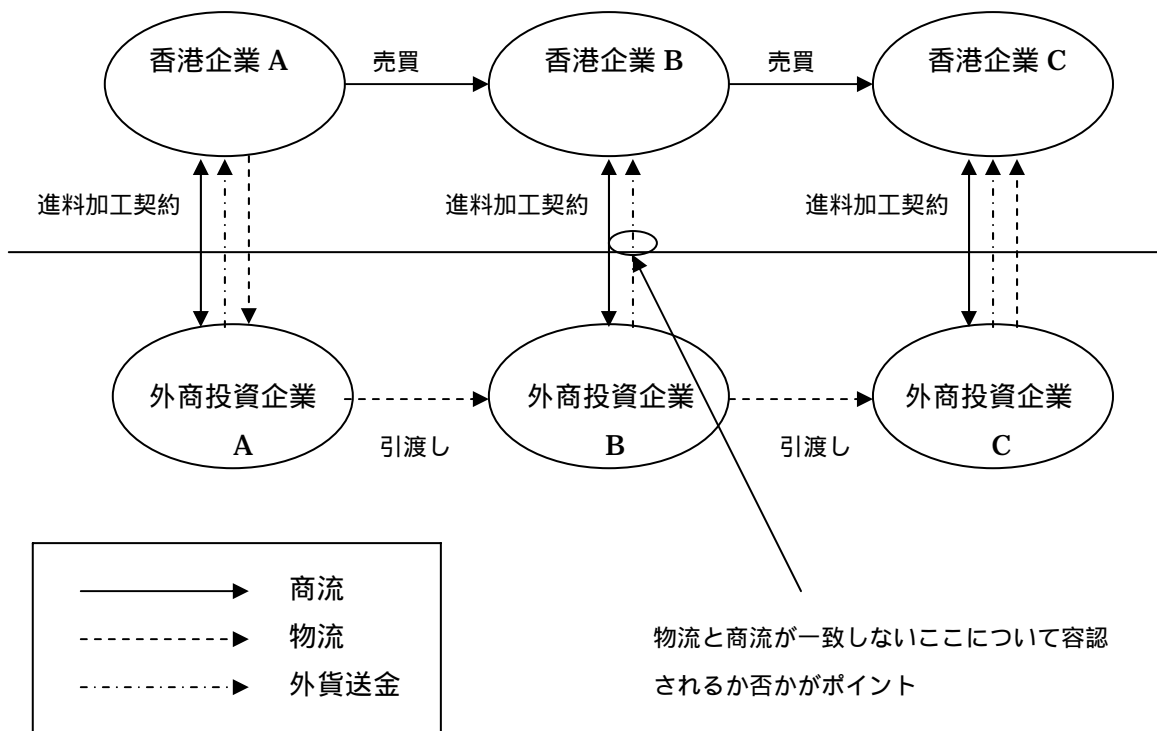
(図2-1) 華南地区の来料加工 (各香港企業が「三来一補」企業を有する場合)



(図2-2) 華南地区の来料加工 (中間に商社である香港企業が介在する場合)



(図3) 華南地区の進料加工型で容認される可能性のあるモデル





本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

第四章 税関特殊監督管理区域における生産型外商投資企業の保税の商流及び物流の設計に関する論点の検討

生産型外商投資企業を設立することが可能な税関特殊監督管理区域には、保税区及び輸出加工区があります。

保税区における生産型外商投資企業は自家用生産設備について自家用生産設備免税輸入制度の享受に関する法律要件を満たさない場合（「外商投資産業指導目録」規定の奨励類に該当しない場合）にも、保税区という税関特殊監督管理区域にあるが故に、保税の享受が可能であることは前述した通りであり、これは輸出加工区における生産型外商投資企業についても同様です。

もっとも、保税区の外産型外商投資企業に対する保税区外の生産型外商投資企業による保税貨物の外貨販売は、税関管理上、輸出と擬制されながら、税務管理上は輸出の擬制が働かない結果、輸出増値税の還付は行われません（当該保税貨物に使用された国内部材に関して発生した保税区外の生産型外商投資企業の増値税はコスト化し、価格転嫁されるか、価格転嫁せずに、当該企業の利益を減少させる結果となります）。

「輸出財貨税額還付（免税）の若干の問題の規定」（国家税務局 1995 年 11 月 23 日発布・施行）

第 6 条第 1 文 保税区外から保税区へ移送された財貨は、税額還付（免税）は認められない。

これは輸出加工区の外産型外商投資企業に対する輸出財貨について、輸出増値税の還付があるのと対照的です。【27】・【28】

²⁷ その理由として、輸出加工区には貿易会社の設立が認められておらず、その結果、国内外から加工と無関係な貨物の搬入がない上、保税区と比較して徹底した税関特殊監督管理が行われることが関係しているものと思われます。

「輸出加工区に対する監督管理に関する税関の暫定施行弁法」（2000 年 4 月 27 日国務院承認 2000 年 5 月 24 日税関総署発布、2002 年 6 月 21 日改正、2003 年 9 月 2 日国務院令第 389 号により改正 同年 11 月 1 日施行）

第 3 条 加工区は、税関が監督管理する特定区域である。税関は、加工区内に機構を設立し、かつ、この弁法により加工区に搬出入される貨物及び区内の関連する場所について 24 時間監督管理を実行する。

第 4 条 加工区と中華人民共和国国内のその他の地区（以下「区外」という。）との間には、必ず税関の監督管理要求に適合する隔離施設及び有線テレビ監視統制システムを設置しなければならない。税関総署による加工区の隔離施設に対する検収を経て合格した後に限り、加工区の関係業務を展開することができる。

第 5 条第 2 項 安全保衛人員及び企業の当直人員を除き、その他の人員は、加工区内に居住してはならない。営業性の生活消費施設は、これを設置してはならない。

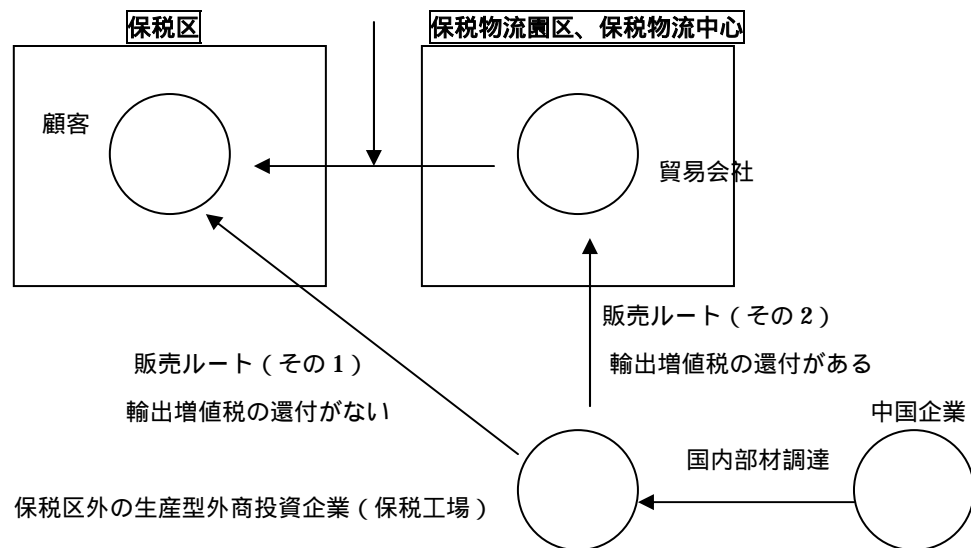
第 6 条 区内においては、商業小売り、一般貿易、中継貿易その他の加工区と関連のない業務を経営しては

「輸出加工区租税徴収管理暫定弁法」(国家税務局 2000 年 9 月 7 日発布、施行)

第 3 条第 1 項 区外の企業が輸出加工区内の企業(以下、区内企業という)に販売し、かつ輸出加工区に搬入し区内企業に供給する国産設備、原材料、部品、電子部品、包装資材、並びにインフラと加工企業の建設費及び行政管理部門の生産と事務所用の建物のための基本建設資材(水道、電気、ガスを含まない)については、区外の企業は税関が発行する「輸出財貨通関単(輸出税額還付用綴り)」とその他現行規定の輸出税額証憑に基づいて、税務機関に対して税額還付(免除)することを申請する。

したがって、保税区外の生産型外商投資企業が顧客となる保税区の生産型外商投資企業のためにその自家用生産設備を製造している場合、そこに国内部材の使用があり、かつ、それがコスト化することを軽視できない程度の金額に達しているときには、保税物流園區、保税物流中心を経由して、販売することを検討することになります(販売ルート(その 2)を選択することにより販売ルート(その 1)を選択する場合の物流コスト等の増加額が輸出増徴税の還付額よりも大きい場合には販売ルート(その 1)を選択し、そうでない場合は逆の結論が合理的です)。

保税輸入(簡易通関ベース)となるので、関税及び輸入環節増徴税は発生しない



ならない。

第 9 条 加工区は、コンピュータ接続ネット管理及び税関査察制度を実行する。

2、区内企業は、税関の監督管理要求に適合するコンピュータ管理データベースを確立し、かつ、税関との間にコンピュータ接続ネットを実行し、電子データ交換をしなければならない。

²⁸ 区外企業に対する外注加工を実施する場合には、輸出増徴税の還付は行われません。

「輸出加工区租税徴収管理暫定弁法」

第 8 条 区内の企業が区外の企業に委託して製品を加工するときは、一律に税額還付(免除)を行わない。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

ところで、輸出加工区の生産型外商投資企業【²⁹】と異なり、保税区の生産型外商投資企業はその生産過程で国内部材を人民元で調達し、加工の用に供することがあります。この場合、保税区貿易企業と同様、保税区の生産型外商投資企業は加工後の製品を輸出したときには、輸出増値税の還付を受けることがあり得るのでしょうか。

この点について、法的には保税区の生産型外商投資企業は輸出増値税の還付を享受することができます。【³⁰】

「輸出財貨税額還付（免税）の若干の問題の規定」

第 6 条第 2 文 保税区内にある企業は、保税区外から財貨を購入し搬入した時は、必ず税務機関に増値税専用伝票（インボイス）関連内容を申告して記録にとどめなければならず、この部分の財貨を輸出または加工して輸出した時は、規定にもとづいて輸出税額の還付（免税）ができる。

ところが、実務的には保税区の生産型外商投資企業が輸出増値税の還付を享受することができない場合が多々あります。例えば、上海市外高橋保税区において、輸出増値税還付を享受することができるのは、約 800 の生産型企業（内資を含みます）のうち約 10% にすぎないと言われます。

その理由として、保税区貿易企業と異なり、保税区の生産型外商投資企業の場合、加工を行うことより、購入した部材が輸出した加工製品に使用されたのか、保税又は非保税で国内に還流していく加工製品に使用されたのかを正確に把握することが容易ではないことから、税務局が安心して輸出増値税の還付に応じることができない事実が指摘されます。したがって、輸出増値税の還付に成功するには、この点の明確化に成功する必要があるということです。

²⁹輸出加工区の会社には仕入増値税額を計上する余地がないことより、区内で利用した水道、電気、ガスにかかる増値税以外は還付を論じる余地がありません。

「輸出加工区租税徴収管理暫定弁法」

第 7 条 区内の企業が区内において加工、生産する財貨に対しては、およそ財貨が直接輸出するか区内の企業に販売するときは、増値税と消費税の徴収を免除する。区内企業の輸出する財貨は、税額還付を行わない。

³⁰ 「国家税務総局の輸出財貨の税額還付（免除）の若干の問題に関する通知」（国家税務局 2003 年 11 月 18 日発布、同年 1 月 1 日施行。遡及型施行）

第 5 条 保税区内の生産企業が区外の輸出入経営権のある企業から原材料、部品等を購入して完成品に加工して輸出するときは、保税区税関が発行する出国届出目録及びその他の所定の証憑により、税務機関に税額の免除・控除・還付することを申請することができる。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

第二部 「委託加工貿易を巡る税関トラブル防止策」

第一、はじめに

委託加工貿易を巡る税関トラブルは増加の一途を辿っています。特に2006年11月11日の時事通信社報道（「時事速報」）で、同年9月に日本人総経理が委託加工貿易に関係した密輸により実刑判決（懲役2年）、罰金350万人民元（約5250万円）を受けたことが報道され、委託加工貿易を巡る税関トラブルに対しての注目が集まっています。^{【31】}

中国の税収は増加の一途を辿っていますが、「和諧社会（調和のとれた社会）」を標榜し、格差是正を図る第11次5ヵ年計画を推進する過程で、税収はあってありすぎることがないという中国の現状を反映し、今後も委託加工を巡る税関トラブルは増加傾向を維持すると予想されます。

こうした中、委託加工貿易を巡る税関トラブルを防止する最良の手段は、そのトラブル類型をよく理解し、これを他山の石として、前車の轍を踏むことのないようにすることにあります。

そこで、以下、委託加工貿易を巡る税関トラブルの類型を概観します。

第二、委託加工貿易を巡る税関トラブルの類型

一、委託加工貿易を巡る税関トラブルの類型の概観

保税制度と税関トラブルの主要な類型として、次を指摘することができます。

- 1、単耗の申告ミス
- 2、設備無償貸与制度の濫用
- 3、中国国内への無断販売
- 4、非保税原材料との無断交換使用
- 5、無許可の外注加工
- 6、余剰材料、不良品等の無断処理
- 7、輸出入の申告ミス

³¹ 密輸規制強化の動向等について、末尾参考資料5参照。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

以下、各類型について、簡単に解説します。

二、単耗の申告ミス

1、単耗の意義

単耗は加工製品に使用する保税の原材料、部材の標準使用量をいい、国内部材を対象にしません。単耗が管轄税関において事前に明確になっていなければ、保税輸入した原材料、部材を国内部材で代替することにより、その使用量を減少させ、これを関税及び輸入環節増徴税の負担なしに、しかも管轄税関に知られることなく横流し（すなわち密輸）できる可能性が高まります。そこで、単耗管理は管轄税関の密輸防止政策上、重要な要素となるのです。

単耗管理について、次に掲げる新たな法令が施行されたばかりですので、以下では条文を多数引用しながら、解説します。

「税関加工貿易単耗管理弁法」(税関総署 2007 年 1 月 4 日発布、同年 3 月 1 日施行)

第 3 条 「単耗」とは、加工貿易企業が正常な加工条件のもとで単位あたりの完成品を加工するのに消耗・使用する材料・部品量をいい、単耗には、純粹消耗及び工程損耗が含まれる。

第 28 条 この弁法において、次に掲げる用語の意味は、当該定めによる。

1、「純粹消耗」とは、加工後に、材料・部品が物理変化又は化学反応を通じ、単位あたりの完成品中に存在し、又は転化される量をいう。

2、「工程損耗」とは、加工工程の原因により、材料・部品の正常な加工過程における純粹損耗以外に必要とされる消耗・使用であるけれども、完成品中に存在し、又は転化することのできない量をいい、有形の損耗及び無形の損耗が含まれる。「工程損耗率」とは、工程損耗が消耗・使用した材料・部品に占める百分率をいう。単耗 = 純粹消耗 / (1 - 工程損耗率)。

3、「技術分析方法」とは、税関が完成品の構造、成分、配合法及び工程要求等の単耗に影響する各種要素に対し分析及び計算をすることを通じて、完成品の単耗を査定する方法をいう。

4、「実際測定方法」とは、税関が計量及び計算等の方法を運用し、加工過程中の単耗に対し測定をし、総合分析を通じて完成品の単耗を査定する方法をいう。

5、「原価計算方法」とは、税関が会計帳簿、加工記録及び倉庫帳簿等の原料消耗に係る総計資料に基づき、対比及び分析をし、完成品の単耗を計算査定する方法をいう。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

2、単耗標準

単耗について、客観性維持の観点から国家が単耗標準を制定する場合があります。単耗標準について、税関特殊監督管理区域内の生産型外商投資企業はこれを遵守しないでもよいとされますが、当該区域外の生産型外商投資企業には遵守義務があります。

「税関加工貿易単耗管理弁法」

第7条 「単耗標準」とは、加工貿易の単位あたりの完成品の材料損耗量に係る通用又は重複使用に供される準則をいう。単耗標準には、最高上限値を設け、そのうち輸出課税完成品の単耗標準については、最低下限値を増設する。

第8条 単耗標準は、税関が関係規定に基づき関連部門と共同で制定する。

第9条 単耗標準は、税関公告の形式により対外的に発布されなければならない。

第10条 単耗標準は、税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所外の加工貿易企業に適用され、税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所内の加工貿易企業には、単耗標準は適用されない。

第11条 税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所外の加工貿易企業は、単耗標準内で税関に単耗届出又は単耗申告をしなければならない。

2、税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所外の加工貿易企業が申告する単耗が単耗標準内にある場合には、税関は、申告された単耗に従い保税材料・部品に対し審査抹消をする。申告された単耗が単耗標準を超える場合には、税関は、単耗標準の最高上限値又は最低下限値に従い保税材料・部品に対し審査抹消をする。

単耗標準について、従前（2007年2月28日以前）は国家標準と地方標準がありました。が、同年3月1日以降、地方税関がバラバラに決定していた地方標準はなくなり、代わりに国家標準がない場合には、企業の申告が基準とされることになりました。地方毎で相違の生じる不安定な実務の解消に期待が寄せられます。

「税関加工貿易単耗管理弁法」

第12条 単耗標準が公布されていない場合には、加工貿易企業は、事実どおりに税関に単耗申告をしなければならない。税関は、加工貿易企業の実際の単耗に従い保税材料・部品に対し消し込みをする。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

3、単耗の届出・申告義務

単耗は管轄税関に届出・申告されなければなりません。この届出・申告は企業の守秘を理由として拒絶することができず、税関職員による秘密漏洩のリスクを危ぶむ声も一部で聞かれます。

「税関加工貿易単耗管理弁法」

第1章 総則

第4条 加工貿易企業は、加工貿易届出段階において税関に単耗届出をしなければならない。

第5条 単耗の管理は、事実どおりに申告し、かつ、事実に基づき審査抹消する原則を遵守しなければならない。

第6条 加工貿易企業が税関に提供する資料が商業秘密にかかわり、税関に秘密保持を要求し、かつ、税関に書面による申請を提出する場合には、税関は、法により秘密保持をしなければならない。加工貿易企業は、秘密保持を理由として、税関に關係資料を提出するのを拒絶してはならない。

第3章 単耗申告

第13条 「単耗申告」とは、加工貿易企業が税関に単耗を報告する行為をいう。

第14条 加工貿易企業は、完成品輸出、深加工移転又は国内販売の前に事実どおりに税関に単耗申告をしなければならない。

2、加工貿易企業は、確かに正当な理由があり期日どおりに単耗申告をするすべがない場合には、完成品サンプル及び関連書類を保存し、かつ、完成品輸出、深加工移転又は国内販売の前に書面による申請を提出しなければならない。主管税関の認可を経た場合には、加工貿易企業は、審査抹消申請の前に単耗申告をすることができる。

第15条 加工貿易企業の単耗申告には、次の各号に掲げる内容が含まなければならない。

(1) 加工貿易項目下の材料・部品及び完成品の商品名称、商品編成番号、計量単位、規格型式及び品質

(2) 加工貿易項目下の完成品の単耗

(3) 加工貿易の同一の材料・部品に保税及び非保税の材料・部品がある場合には、非保税材料・部品の比率、商品名称、計量単位、規格型式及び品質を申告しなければならない。

第16条 次の各号に掲げる事由は、工程損耗の範囲に組み入れない。

(1) 突発的な停電、水の供給停止、ガスの供給停止その他の人為的原因によりもたらされた保税材料・部品、半製品及び完成品の損耗

(2) 紛失又は破損等の原因によりもたらされた保税材料・部品、半製品及び完成品の損耗

(3) 不可抗力によりもたらされた保税材料・部品、半製品及び完成品の滅失、毀損又は



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

不足に係る損耗

(4) 輸入保税材料・部品及び輸出完成品の品質又は規格が契約の要求に適合しないことにより、使用する材料量の増加がもたらされたことによる損耗

(5) 工程性原料配合に用いた非保税材料・部品により発生した損耗

(6) 加工過程中の消耗性材料の損耗

第 17 条 加工貿易企業は、紙質又は電子データの形式を採用して単耗申告をしなければならない。

第 18 条 加工貿易企業は、税関に単耗変更又は取消手続を申請することができる。ただし、次の各号に掲げる事由を除く。

(1) 保税完成品につき既に輸出申告しているとき。

(2) 保税完成品につき既に深加工移転手続をしているとき。

(3) 保税完成品につき既に国内販売を申請しているとき。

(4) 税関が既に単耗に対し査定をしているとき。

(5) 税関が既に加工貿易企業に対し立件・調査をしているとき。

4、単耗審査

届出・申告された単耗について、管轄税関は審査を実施します。

「税関加工貿易単耗管理弁法」

第 4 章 単耗審査

第 19 条 「単耗審査」とは、税関がこの弁法により加工貿易企業の申告する単耗が関係規定に適合するか否か、及び加工の実際と適合するか否かを審査・事実確認する行為をいう。

第 20 条 税関は、単耗の真実性及び正確性を審査確認するために、次の各号に掲げる職権を行使することができる。

(1) 加工貿易項目下の材料・部品、完成品のサンプル、映像、写真、図面、品質、成分及び規格型式並びに加工契約、発注書、加工計画、加工報告表及び原価計算等の帳簿及び資料を閲覧し、及び複製すること。

(2) 工程フロー図、材料配置図、人件・材料書、原料配合表及び品質検査測定標準等の完成品の技術要求、加工工程過程及び相応する材料損耗を反映することのできる関係資料を閲覧し、及び複製すること。

(3) 加工貿易企業に単耗査定に係る計算方法及び計算公式を提供するよう要求すること。

(4) 保税材料・部品及び完成品に対し検査をし、又は貨物サンプルを取り出して検査若しくは化学検査をすること。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(5) 加工貿易企業の法定代表者、主たる責任者その他の関係人員に単耗にかかわる関係状況及び問題を尋問すること。

(6) 加工貿易企業の貨物保管場所及び加工場所に入り、単耗と関係する貨物及び加工状況を検査すること。

(7) 加工製品の単耗状況に対し現場測定をし、必要なときは、サンプルを保存することができること。

第 21 条 税関は、加工貿易企業の申告する単耗に対し審査をし、規定に適合する場合には、加工貿易企業の申告を受け入れる。

第 22 条 税関は、加工貿易企業の単耗申告の真実性又は正確性に疑問のある場合には、「中華人民共和国税関加工貿易単耗質疑通知書」(以下「単耗質疑通知書」という。書式については附属書を参照のこと。)を作成・発行し、質疑理由を書面により加工貿易企業の法定代表者又はその代理人に告知しなければならない。

第 23 条 加工貿易企業の法定代表者又はその代理人は、「単耗質疑通知書」を受領した日から 10 業務日以内に、書面により税関に関係資料を提供しなければならない。

第 24 条 加工貿易企業が税関所定の期間内に関係資料を提供することができず、提供された資料が不十分であり、又は提供された資料では単耗を確定するすべがない場合には、税関は、単耗に対し査定をしなければならない。

第 24 条 加工貿易企業が税関所定の期間内に関係資料を提供することができず、提供された資料が不十分であり、又は提供された資料では単耗を確定するすべがない場合には、税関は、単耗に対し査定をしなければならない。

第 25 条 税関は、技術分析、実際測定及び原価計算等の方法を単独で、又は総合的に使用して加工貿易企業の申告する単耗に対し査定をすることができる。

第 26 条 単耗査定前に、加工貿易企業は、保証金を納付し、又は銀行担保を提供し、かつ、税関の同意を経た場合には、先に加工貿易材料・部品及び完成品の輸出入、深加工移転又は国内販売等の税関手続をすることができる。加工貿易企業は、銀行保証金の台帳の実質的移転を実行し、かつ、台帳の実質的移転の金額が納付すべき税額を下回らない場合には、担保の提供を免れることができる。

第 27 条 加工貿易企業は、単耗査定結果に異議がある場合には、単耗査定をした税関の 1 級上の税関に書面による再査定申請を提出することができ、1 級上の税関は、再査定申請を受領した後 45 日以内に再査定決定をしなければならない。

5、単耗の申告ミスに対するペナルティ

(1) 単耗の申告ミスについては、ペナルティが科されます。これは他の税関トラブルの類型にも共通するものです。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

「税関加工貿易単耗管理弁法」

第 29 条 この弁法に違反し、密輸又は税関監督管理規定違反行為を構成する場合には、税関が「税関法」及び「税関行政処罰実施条例」の関係規定により処理をする。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

(2) 行政処罰

税関に関する行政処罰に関して詳細に規定した「税関行政処罰実施条例」(国務院 2004 年 9 月 19 日公布、同年 11 月 1 日施行) は、次の通り規定します。【³²】

単耗の申告ミスが故意による場合、密輸行為として行政処罰を受けます。

第 7 条 税関法その他の関係する法律又は行政法規に違反し、税関の監督・管理を回避し、納付するべき税金を逃れ、又は国の出入国禁止性若しくは制限性の管理を回避し、次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合には、密輸行為とする。

(4) 偽造され、又は変造された手冊、書類・証明、印章、帳簿若しくは電子データを使用し、又は加工貿易完成品単位当たり原料損耗量を虚偽報告する等の方式で税関監督・管理貨物又は物品をして監督・管理を離脱させたとき。

第 9 条 前二条所定の事由の 1 つのある場合には、次の各号の規定により処罰する。

(3) 納付するべき税金を逃れたけれども許可証書管理を回避しないで、法により税金を納付するべき貨物又は物品を密輸した場合には、密輸貨物又は物品及び違法所得を没収するものとし、逃れた納付するべき税金の 3 倍以下の罰金を併科することができる。

2、専ら密輸に用いる運送手段又は密輸を覆うのに用いる貨物若しくは物品並びに 2 年以内に 3 回以上密輸に用いた運送手段又は密輸を覆うのに用いた貨物若しくは物品については、没収しなければならない。密輸貨物又は物品を蔵匿した特別製造設備、中間層及び隠し枠については、没収し、又は解体・廃棄するよう命じなければならない。特別製造設備、中間層又は隠し枠を使用して密輸を実施した場合には、重きに従い処罰しなければならない。

単耗の申告ミスが過失による場合、次の行政処罰を受けます。

³² 国家税関総署は、今後、密輸行為に関して、2006 年 1 月 13 日公布、同年 3 月 1 日施行「税関人身拘留実施規定」により、人身拘留 (税関が税関法第 6 条第(4)号の規定に基づき、税関法その他の関係法律及び行政法規に違反した密輸犯罪嫌疑者に対し法により講ずる、人身の自由を制限する行政強制措置) をますます活発化させると思われ、これこそが日系外商投資企業にとっては、最も重い処分の 1 つとなると思われれます。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

第 15 条 輸出入貨物の品名、税則番号、数量、規格、価額、貿易方式、原産地、運送開始地、到達地、最終目的地その他の申告すべき項目につき申告せず、又は申告が不実である場合には、それぞれ次の各号の規定により処罰をする。違法所得のある場合には、違法所得を没収する。

- (1) 税関の統計の正確性に影響を及ぼした場合には、警告を与え、又は 1000 元以上 1 万円以下の罰金を科する。
- (2) 税関の監督・管理秩序に影響を及ぼした場合には、警告を与え、又は 1000 元以上 3 万円以下の罰金を科する。
- (3) 国の許可証書管理に影響を及ぼした場合には、貨物価値の 5 パーセント以上 30 パーセント以下の罰金を科する。
- (4) 国の税金徴収に影響を及ぼした場合には、納付を逃れた税金の 30 パーセント以上 2 倍以下の罰金を科する。
- (5) 国の外国為替又は輸出税還付管理に影響を及ぼした場合には、申告価額の 10 パーセント以上 50 パーセント以下の罰金を科する。

第 18 条 次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合には、貨物価値の 5 パーセント以上 30 パーセント以下の罰金を科する。違法所得のある場合には、違法所得を没収する。

- (5) ありのままに税関に対し加工貿易完成品単位当たり原料損耗量を申告しないとき。
- 2、前項の規定がかかわる貨物が国が輸出入を制限し許可証書の提出を必要とするものに属する場合において、当事者が所定の期間内に許可証書を提出することのできないときは、貨物価値の 30 パーセント以下の罰金を別途科する。納付する税金を逃れた場合には、納付を逃れた税金相当額以下の罰金を別途科することができる。

(3) 刑事責任

刑法は、次の通り規定します。

第 153 条 本法第 151 条、前条及び第 347 条所定以外の貨物【³³】又は物品を密輸した者は、情状の軽重に基づき、それぞれ次の各号に掲げる規定により処罰する。

- (1) 貨物又は物品を密輸し納付すべき税額 50 万元以上を逃れた者は、10 年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、逃れた納付すべき税額相当額以上 5 倍以下の罰金又は財産没収を併科する。情状が特別に重大である場合には、第 151 条第 4 項の規定【³⁴】により処罰する。

³³ 刑法第 151 条は武器、弾薬等を、同第 152 条は猥褻な映画フィルム等を、同第 347 条は毒物を各対象とします。

³⁴ 刑法第 151 条第 4 項は「第 1 項又は第 2 項の罪を犯し、情状が特別に重大である者は、無期懲役又は死刑に処し、財産没収を併科する。」と規定します。密輸は、死刑もあり得る重大犯罪です。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(2) 貨物又は物品を密輸し納付すべき税額 15 万元以上 50 万元未満を逃れた者は、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、逃れた納付すべき税額相当額以上 5 倍以下の罰金を併科する。情状が特別に重大である場合には、10 年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、逃れた納付すべき税額相当額以上 5 倍以下の罰金又は財産没収を併科する。

(3) 貨物又は物品を密輸し納付すべき税額 5 万元以上 15 万元未満を逃れた者は、3 年以下の有期懲役又は拘役に処し、逃れた納付すべき税額相当額以上 5 倍以下の罰金を併科する。

2、単位が前項の罪を犯した場合には、単位に対し罰金を科し、かつ、当該単位に直接の責任を負う管理者その他直接の管理者に対し、3 年以下の有期懲役又は拘役に処する。情状が重大な場合には、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処する。情状が特別に重大な場合には、10 年以上の有期懲役に処する。

3、複数回にわたり密輸し処理を経ていない場合には、密輸した貨物又は物品の逃れた納付すべき税額に従い処罰する。

三、設備無償貸与制度の濫用

設備無償貸与制度について、法律要件を充足しないのにこれを充足するように偽って、これを享受した場合、単耗の申告ミスに関して解説した行政処罰及び刑事処罰があり得るほか、免税輸入した当該設備を監督管理期間内に他に移転するなどした場合（このミスは相当多数あります。特に金型に多発傾向があります）次の行政処罰を受けます。

「税関行政処罰実施条例」

第 18 条 次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合には、貨物価値の 5 パーセント以上 30 パーセント以下の罰金を科する。違法所得のある場合には、違法所得を没収する。

(1) 税関の許可を経ないで、税関監督・管理貨物を無断で開梱し、受け取り、引き渡し、発送し、交換し、改装し、抵当とし、質入れし、留置し、譲渡し、標識を交換し、他の用途に移し、又はその他の処分をしたとき。

四、中国国内への無断販売

保税貨物（原材料、半製品、完成品）を関税及び輸入環節増値税の負担なしに中国国内へ無断販売する場合、悪質な密輸であるとして刑事処罰を科される可能性が高くなります。行政処罰となる場合にも、単耗の申告ミスに関して解説した故意の例による可能性が高いと思われます。したがって、国内販売には税関の事前の認可と税負担が必須です。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

なお、後述の七、参照。

「加工貿易貨物に対する監督管理に係る税関の弁法」(税関総署 2004 年 2 月 26 日発布、同年 4 月 1 日施行)

第 34 条 加工貿易保税輸入材料・部品又は完成品につき事情によりこれを国内販売に転換する場合には、税関は、主管部門が国内販売を認可する旨の有効な認可文書を証憑とし、保税輸入材料・部品について法により税金を徴収し、かつ、税猶予利息を加算徴収する。輸入材料・部品が輸入につき国に制限的規定のあるものに属するときは、経営企業は、更に税関に対し輸入許可証書を提出しなければならない。

税関の認可取得が可能な正当な「事情」として、次のようなものが想定されます。

- (1) 外国の取引先から既に締結された加工貿易輸出契約の中止を求められ、かつ価格等の要素を考慮すれば、加工貿易企業が新たに輸出契約を締結することが困難である場合。
- (2) 国際マーケットにおける値下げにより、加工貿易企業が現行の輸出条件で取引する場合、重大な経済損失を被るために、外国の取引先と契約履行の中止について合意した場合。
- (3) 輸入原材料を既に加工・生産に投入したが、加工・生産した製品の品質が輸出契約の規定標準に満たず、しかし加工貿易企業が輸出商品品質検査部門又は国内品質監督部門の発行する証明を提出できる場合。
- (4) 加工・生産の工程改良により、単耗が低くなったために余剰原材料が発生し、又は加工・生産の技術要求により合理的な数量の端材が発生する場合。
- (5) 不可抗力により既に締結した輸出契約が継続履行できなくなった場合。

五、非保税原材料の使用制限ルール違反

保税原材料と非保税原材料を自由に使用・加工ができるとすると、両者の区別が曖昧となり、その結果、国家徴税権侵害を招来する危険があります(同時にそれは同時に単耗の申告ミスを意味する場合も多いと思われます)。そこで、委託加工貿易では、非保税原材料を使用できる場合について緊急性の要件と税関の審査認可を取得するなどの制限を設けています。これに違反する場合、単耗の申告ミスで解説した行政処罰及び刑事処罰の可能性があります。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

「加工貿易貨物に対する監督管理に係る税関の弁法」

第 27 条 加工輸出製品が緊急に必要となったことにより税関の審査認可を経た場合には、経営企業の保税材料・部品は、保税外材料・部品との間において交換をすることができる。

2、保税材料・部品と保税外材料・部品との間の交換は、同一の企業に限るものとし、かつ、同一品目、同一規格、同一数量及び不当な利益を取得しないという原則を遵守しなければならない。

3、来料加工の保税輸入材料・部品は、交換してはならない。

六、無許可の外注加工

外注加工とは、加工貿易企業が自社の生産工程の制限により、税関の認可を経て、かつ関係手続を行った上で、加工請負企業に対して加工貿易のある工程の加工を委託し、規定の期限内に加工した後の製品を自社に戻して輸出する行為をいいます。保税貨物を転売等する深加工結転とは異なります。外注加工は、次の要件を遵守して行う必要があります。これに違反する場合、単耗の申告ミスで解説した行政処罰及び刑事処罰の可能性がります。

「加工貿易貨物に対する監督管理に係る税関の弁法」

第 23 条 経営企業は、税関の認可を経て外注加工業務を展開することができる。外注加工は、加工貿易手冊の有効期間内において、これをしなければならない。

2、経営企業は、外注加工業務を展開する場合には、加工貿易貨物を引受企業に転売してはならない。引受企業は、加工貿易貨物を更に他の企業に外注し加工をさせてはならない。

第 24 条 経営企業は、外注加工の完成品、かけら材料、残余材料・部品、不良品及び副産物等の加工貿易貨物を当該企業に運送・回収しなければならない。

第 25 条 次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合には、税関は、外注加工業務を認可しない。

(1) 経営企業又は引受企業に密輸又は規則違反の嫌疑があり、既に税関により立件・調査され、又は捜査され、事件の審理が終了していないとき。

(2) 経営企業が主たる工程を外注加工させるとき。

(3) 経営企業又は引受企業の生産経営管理が税関の監督管理要求に適合しないとき。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

七、余剰材料等の無断処理

余剰材料等の処理ルールについて、「加工貿易かけら材料、余剰材料・部品、不良品、副産品及び受災害保税貨物に関する税関の管理弁法」(税関総署 2004 年 5 月 25 日発布、同年 7 月 1 日施行)が規定します。

特に前述の「四、中国国内への無断販売」に関して、次の規定に留意すべきです。

違反の効果は管理の申告ミスで解説したところと同様であり、「加工貿易かけら材料、余剰材料・部品、不良品、副産品及び受災害保税貨物に関する税関の管理弁法」第 16 条は「「税関法」及びこの弁法の規定に違反し、密輸又は税関の監督・管理規定に違反する行為を構成する場合には、税関が「税関法」及び「税関法行政処罰実施細則」等の関係する法律及び行政法規の規定に従い処理する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。」と規定します。

「加工貿易かけら材料、余剰材料・部品、不良品、副産品及び受災害保税貨物に関する税関の管理弁法」

第 2 条 この弁法において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「かけら材料」とは、加工貿易企業が加工再輸出業務に従事し、税関が査定した単位当たり材料損耗量(以下「単位損耗」という。)内において、加工の過程において生じ、当該契約下の輸出完成品の加工に再利用するすべのない、数量が合理的な廃棄材料、破碎材料及び半端材料をいう。

(2) 「残余材料・部品」とは、加工貿易企業の加工再輸出業務への従事の過程において残余し、完成品の加工に継続して用いることのできる加工貿易輸入材料・部品をいう。

(3) 「不良品」とは、加工貿易企業が加工再輸出業務に従事し、生産の過程において生じ、重大な欠陥を有し、又は輸出契約標準に到達せず、再輸出するすべのない製品をいう(完成品及び未完成品を含む。)

(4) 「副産品」とは、加工貿易企業が加工再輸出業務に従事し、輸出契約所定の完成品(即ち、主製品)を加工・生産する過程において同時に生じ、かつ、輸出契約が再輸出すべき旨を規定していない 1 つ以上のその他の製品をいう。

(5) 「受災害保税貨物」とは、加工貿易企業が加工輸出業務への従事において、不可抗力事由その他の税関の審査・承認を経た正当な理由により滅失、不足及び毀損等がもたらされて再輸出するすべがなくなった保税輸入材料・部品及び製品をいう。

第 3 条 加工貿易保税輸入材料・部品を加工した後には生ずるかけら材料、残余材料・部品、



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

不良品、副産品及び受災害保税貨物は、税関の監督・管理貨物に属し、税関の許可を経ないで、いかなる企業、単位及び個人も無断で販売し、又は他の用途に流用してはならない。
第4条 加工貿易企業がかげら材料の国内販売を申請する場合には、商務主管部門は審査・認可を免除し、企業は直接に主管税関に報告し、審査・承認を受け、かつ、国内販売の関係手続をする。

(1)税関は、加工貿易企業が税関に対し国内販売を申請するかけら材料の報告・検査状態に従い分類した後に適用する税率及び査定するかけら材料の価格に従い税金を計算・徴収し、税猶予利息の徴収を免除する。

(2)税関は、加工貿易企業が税関に対し国内販売を申請するかけら材料の報告・検査状態に従い分類した後に、発展改革委員会、商務部、環境保護総局及びそれらが授権する部門の輸入許可証書の管理範囲に属するものについて、許可証書の提出を免除する。

第6条 加工貿易企業が残余材料・部品の国内販売又は残余材料・部品で生産される完成品の国内販売を申請する場合には、次の各号に掲げる状況に応じて取り扱う。

(1)残余材料・部品の金額が当該加工貿易契約下の実際輸入材料・部品総額の3パーセント以内を占め、かつ、総価値が人民幣1万元以下である場合には、商務主管部門は審査・認可を免除し、企業は直接に主管税関に報告し審査・承認を受け、主管税関が残余材料・部品について規定に従い税金及び税猶予利息を計算・徴収した後に審査・抹消をする。残余材料・部品で、発展改革委員会、商務部、環境保護総局及びそれらが授権する部門の輸入許可証書管理範囲に属するものについては、許可証書の提出を免除する。

(2)残余材料・部品の金額が当該加工貿易契約下の実際輸入材料・部品総額の3パーセント超を占め、又は総価値が人民幣1万元超である場合には、商務主管部門が関係する国内販売審査・認可規定に従い審査・認可し、税関が商務主管部門の認可文書を証憑として契約の国内販売の全部の残余材料・部品について規定に従い税金及び税猶予利息を計算・徴収する。残余材料・部品で輸入許可証管理に属するものについて、企業は、更に必ず規定に従い税関に対し関係する輸入許可証書を提出しなければならない。

(3)残余材料・部品を使用して生産する完成品で国内販売する必要のあるものについて、税関は、それに対応する輸入材料・部品の価値に基づき、第(1)号又は前号の規定に従い取り扱う。

第7条 加工貿易企業が不良品を国内販売する必要のある場合には、それに対応する輸入材料・部品の価値に基づき、前条第(1)号又は第(2)号の規定を準用して取り扱う。

第8条 加工貿易企業の加工・生産の過程において生じ、又は回収を経て取り出すことのできる副産品で再輸出していないものについて、加工貿易企業は、税関に対し報告して記録にとどめ、又は審査・抹消する際にありのままに申告しなければならない。

2、加工貿易企業が国内販売する必要のある副産品については、商務主管部門が副産品の現物状態に従い国内販売商品の名称を列記し、かつ、加工貿易の関係する国内販売規定に従



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

い審査・認可し、税関が商務主管部門の認可文書を証憑として国内販売の関係手続をする。国内販売を必要とする副産品について、税関は、加工貿易企業が税関に対し国内販売を申請する副産品の報告・検査状態に従い分類した後に適用する税率及び査定する価格に従い、税金及び税猶予利息を計算・徴収する。

3、税関が、加工貿易企業が税関に対し国内販売を申請する副産品の報告・検査状態に従い分類した後において、輸入許可証書管理に属するものについて、企業は、更に必ず規定に従い税関に対し関係する輸入許可証書を提出しなければならない。

八、輸出入の申告ミス

輸出入の申告ミスについて、刑事処罰、行政処罰の追及の可能性があることは前述したところと同様です。HSコードの分類を誤る結果、関税率が高くあるべきものを低いものとして（又は関税率 0 であるとして）輸入する場合などを指摘することができます。自家用生産設備免税輸入制度を享受する場合、(a) 自家用生産設備は奨励類である の製品生産にも非奨励類 の製品生産にも使用できるところ、実際には のみ、又は大半を の生産のために使用するのに、 のみ、又は大半を の生産のために使用するかのよう申告をしたり、(b) 奨励類の認定を得て、取得した免税枠を利用して、実際には非奨励類の生産にのみ使用可能な生産設備を奨励類の生産に使用する生産設備であるかの如く偽って申告をする例を見かけますが、申告時に当該事実を認識している限り、刑事処罰を受け、そこまで至らなくとも、故意の例による行政処罰を受ける可能性が高いと思われます。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

参考資料 1 (2006 年 12 月 23 日付け作成キャスト会員制オンラインセミナー原稿に 2007 年 3 月 17 日時点で加筆修正)

外資優遇政策の今後～注目すべき政策動向のポイントについて～

弁護士法人キャスト系賀
弁護士・税理士 村尾 龍雄

2006 年 12 月 24 日に始まる全人代常務委員会で統一「企業所得税法」の改正案を審議し、2007 年 3 月 16 日の全人代本会議で法案を可決して、2008 年 1 月 1 日から施行することになりました。

これにより外商投資企業について 15%、24%、30% (地方税を含めて 33%) と分離している企業所得税が内外資共に 25% 程度に統一されると同時に、5 年の経過措置こそあるというものの、いずれにせよ一定期間経過後、長らく改革・開放政策の本質である「引进来 (外資に中国に来てもらう)」の手段として位置付けられてきた 2 免 3 減制度 (累積損失を解消し、利益を計上した初年度から 2 会計年度は企業所得税を免税、これに続く 3 会計年度は半減する外資優遇制度) は廃止されることになりました。

中国が WTO (世界貿易機関) に加盟した 2001 年 12 月 11 日以降、外国企業が内国民待遇原則 (外国企業及び外国人が合理的理由なしに中国企業及び中国公民と比較して差別的待遇を受けてはならないとする原則) を享受できるのに加えて、内資企業が享受できない外資優遇政策を享受するのを認めることは、「敵に塩を送り過ぎる」行為であり、内資企業の競争環境のみを不平等に激化させ、これを経営的に疲弊させるものである、との批判が国内的にあったところです。今回の措置は、こうした声に国家が一定の配慮を示したものの、この見方も成り立つところです。

1996 年 4 月 1 日の自家用生産設備の免税輸入制度の廃止 (その後、1998 年 1 月 1 日に、法律要件を厳格化した上で復活) を契機として、翌 1997 年にアジア金融危機が勃発するという不幸もあり、1999 年上半期まで 3 年余りに亘って対中直接投資を極端に落ち込ませた中国は、WTO 加盟ブームにより復活した対中直接投資の勢いに一段落着くまで、外資優遇政策の廃止・縮小論が現実化するのを手控えてきた感がありますが、WTO 加盟後 5 年を経過し、生産型外商投資企業の新規設立ブームが完全に落ち着いたこのタイミングこそこれを現実化する好機と見て、一時は 2008 年 3 月の全人代で法案可決 (2009 年 1 月 1 日施行) するとの見方もあった統一「企業所得税法」の可決を 1 年前倒しで可決することにしたも



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

のと思われます。

統一「企業所得税法」の成立は、地方税を含めて 33%の企業所得税を納付する商業企業を含めたサービス貿易系外商投資企業(こうした外商投資企業は生産型企業に認められる 2 免 3 減制度を享受することができませんでした)にとって減税効果をもたらすものであり、決して外資にマイナス効果を招来するばかりのものではないと同時に、従業員の給与が 1600 人民元(従前は 800 人民元、960 人民元)を超える部分について損金算入ができないという現在の中国の情勢におよそ符合しない旧国営企業的発想を承継する内資企業の損金算入制度を適正に是正する契機となるとすれば、第 11 次 5 ヵ年計画の標榜する自主创新(内資企業が世界に通じる技術、ブランド、マーケットを獲得し、経済的に発展していくことを目指す政策)を押し進める効果を期待できるものです。

2 免 3 減制度の廃止により、プロジェクト採算について影響を受けるはずの日系メーカーの反応が概ね冷静であるのも、当該制度によるメリットを享受できるのは、あくまで生産型外商投資企業が累積損失を解消して、利益を計上した後のことであって、それが税引後利益の多寡のみに関わる議論であることと深く関係しているものと推察されます。

もっとも、外資優遇政策のもう 1 つの柱である自家用生産設備の免税輸入制度の廃止・縮小論が現実化するとすれば、日系メーカーの反応は全く異なるものになると思われます。鉄鋼、化学、食品・飲料等の装置産業にとって、利益が一切計上されないプロジェクトの準備段階において、輸入生産設備に関税及び輸入環節増値税の負担が発生するか否かは、プロジェクト採算性そのものに深刻な影響を与えるものであり、これが現実化するならば、今後、こうした産業の対中直接投資に急ブレーキがかかるであろうことは想像に難くないところだからです。

そこで、自家用生産設備の免税輸入制度の廃止・縮小論は、中国のためにも現実化するのに慎重であるべきだ、と思います。

WTO 加盟効果としての内国民待遇原則とのバランスを図るアプローチには、() 2 免 3 減制度の廃止のように、外商投資企業のみが享受できている外資優遇政策を廃止することにより内外資統一を図る方向もあり得ますが、() 内資にも外資優遇政策に相当する政策を享受させることにより、内外資統一を図る方向もあり得ます。

自家用生産設備の免税輸入制度は、従前より、内資の技術革新プロジェクトにも適用が



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

あるところであり【³⁵】、そもそも内外資アンバランスを抱えるものではない、との見方もあり得ます。また、今後も、内資の技術革新プロジェクトの適用を拡張することこそが第11次5ヵ年計画の標榜する自主创新の促進に役立つところであり（外資依存の経済発展から脱却して、自主创新を重視するとしても、国産設備のみに依拠して世界に飛躍する製品を製造することがなお不可能であるとするれば、外国製の自家用生産設備の輸入は今後なお必要となることは明らかであると思われます）、内国民待遇原則との関係より、この文脈で生産型外商投資企業による自家用生産設備免税輸入が存続することになると見る余地もあります。

2006年5月に来日された国家税関総署の幹部が自家用生産設備の免税輸入制度の今後について、廃止・縮小論を含めて研究者を交えた議論はしているものの、方向性について、なお確定的なものはないと述べておられましたが、数ヶ月を経た現在もこの状態に変化が生じたことを裏付ける情報が聞こえてきていません。

それが自主创新政策及び内国民待遇原則の賜物であるにせよ、1996年4月1日の自家用生産設備免税輸入制度の廃止を契機とした中国政府の予想を超えた対中直接投資の急減に関するトラウマを理由とするものであるにせよ、中国のためにも自家用生産設備免税輸入制度は今後も存続して欲しい、と希望します。奨励類の認定を厳格化するなど、当該制度の濫用を防止する配慮を怠らないならば、当該制度の廃止を通じて得られる国家税収増加を遥かに超過する国益が中国にもたらされるはずだ（そして、それは同時に中国に進出をする生産型外商投資企業にも利益となるWIN-WINの関係構築にとってプラスとなる）と信じて疑わないからです。

このような筆者の希望が果たして今後も現実であり続けるか、仮に当該制度が将来的に廃止・縮小されるならば、それが何時の時点になるかは、統一「企業所得税法」と異なり、

³⁵ 「国務院の輸入設備の租税政策を調整することに関する通知」（国務院1997年12月29日発布、1998年1月1日施行）

第1条 輸入設備の免税の範囲

(1) 「外商投資産業指導目録」の奨励類及び制限乙類に適合し、かつ、技術を譲渡する外商投資プロジェクトで、投資総額内で輸入する自ら使用する設備については、「外商投資プロジェクトで免税することができない輸入商品目録」所定の商品を除き、関税及び輸入段階での増値税の徴収を免除する。

外国政府からの借款及び国際金融組織の借款プロジェクトで輸入する自ら使用する設備及び加工貿易で外国投資家が提供する無償の輸入設備は、前項に照らして執行し、すなわち、「外商投資プロジェクトで免税することができない輸入商品目録」所定の商品を除き、関税及び輸入段階での増値税の徴収を免除する。

(2) 「国が当面発展を重点的に奨励する産業、製品及び技術目録」に適合する国内投資プロジェクトで、投資総額の範囲内で輸入する自ら使用する設備については、「国内投資プロジェクトで免税することができない輸入商品目録」所定の商品を除き、関税及び輸入段階での増値税の徴収を免除する。

(3) 上記の規定に適合するプロジェクトについては、契約に基づき設備に伴い輸入する技術並びに部品及び予備部品もまた、関税及び輸入段階での増値税の徴収を免除する。

(4) 上記所定の範囲外の輸入設備の減免税は、国務院がこれを決定する。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

増資による生産ライン拡張を視野に入れた既存の生産型外商投資企業を含めた興味関心事であるはずであって、この点に関する政策動向について、今後大いに注目されるべきものと思われまふ。(了)



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

参考資料 2 (2006年5月8日作成文書)

一、変遷を重ねた自家用生産設備免税輸入制度

自家用生産設備免税輸入制度は、「老企業」の時代（～1996年3月31日）、「過渡期企業」の時代（1996年4月1日～1997年12月31日）、「新企業」の時代（1998年1月1日～）の3つの時代で享受のための法律要件を異にする特徴を有しています。そこで、以下では、まず自家用生産設備免税輸入制度の歴史を概観し、次に当該制度の濫用リスクとその統制に向けた努力、そして現在生じている混乱について、解説します。

二、自家用生産設備免税輸入制度の歴史

1、「老企業」の時代

1992年2月の鄧小平氏の南巡講話が、中国が1989年6月4日の天安門事件の影響から抜け出し、「改革・開放」政策路線を継続するメッセージを世界に向けて発信したことにより、多数の外国企業が中国に直接投資を開始しました。当時存在した自家用生産設備免税輸入制度は、投資総額の範囲内でのみ免税輸入が可能であるという量的制限が要件として存在した以外には、対象となる免税輸入品に制限がなく、自家用でさえあれば、生産設備だけでなく、自動車、オフィス家具、パソコン等の免税輸入も可能でした（したがって、「自家用品免税輸入制度」と表現することが正確な時代でした）。これを便宜上、「老企業（又は老プロジェクト）」の時代といいます（政府行政機関の方々もこの呼称によることが多いと認識しております。以下、「新企業」、「過渡期企業」についても同様です）。

2、「新企業」の時代と、これに伴う「過渡期企業」の時代の登場

上記中国投資ブームは1996年3月31日に中国が自家用生産設備免税輸入制度を一旦廃止したことにより終焉します。企業所得税に関する「二免三減」と共に外資優遇政策の柱を担っていた当該制度の廃止により、少なくとも同年中は外国企業（特に当時の投資の牽引車であった日本企業、韓国企業）の対中直接投資が落ち込むことは中国政府の想定範囲内であったと思われませんが、1997年のタイのパーツ暴落によるアジア金融危機の影響で、同年に至っても、外国企業の対中直接投資が一向に回復しないのは、中国政府の想定範囲を超えていたと思われれます。

このため、中国政府は外資誘致を図る目的で、「国務院の輸入設備の租税政策を調整す



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

ることに関する通知」(国発[1997]37号)を1997年12月29日に公布、1998年1月1日に施行し、自家用生産設備免税輸入制度を復活させました。

もつとも、復活した当該制度は、従前と比較して、投資総額の範囲内とする量的制限のほかに、

「外商投資産業指導目録」【³⁶】の奨励類に該当すること【³⁷】
技術移転を伴うこと
「免税除外品目録(外商投資プロジェクトの免税を付与しない輸入商品目録)」に該当する製品でないこと

という3つの要件を充足した場合に限り、免税輸入が可能になるとされ、要件の厳格化が図られました。この要件が適用されることとなった1998年1月1日以降を便宜上、「新企業(又は新プロジェクト)」の時代といえます。

これに伴い、自家用生産設備免税輸入制度が一旦廃止され、免税輸入が一時容認されていなかった1996年4月1日ないし1997年12月31日の時代は「過渡期企業(又は過渡期プロジェクト)」の時代と位置付けられ、上記の要件の遵守が要求されるほか、「老企業」と同様の要件で免税輸入が可能とされました。

三、自家用生産設備免税輸入制度の濫用リスクとその統制に向けた努力、そして混乱

1、朱鎔基政権誕生(1998年3月)直後の状況

自家用生産設備免税輸入制度の復活にもかかわらず、1998年3月の朱鎔基前国务院総理の誕生による、いわゆる「朱鎔基三大改革(国有企業改革、金融改革、政府行政機構改革)」の実施に伴い、その元年の1998年には中国が国内問題にのみ目が行き、落ち込んだ外資導入政策に起爆剤が考案されなかったことより、同年までは外国企業の対中直接投資復活の

³⁶ 中国政府(審査認可機関)の認可基準(合併強制が働くか否か、中国側出資マジョリティ強制が働くか否か、審査認可取得が容易か否か等)が不明確であるとの外国企業の批判に応じて、時々の外資導入政策を反映して、こうした諸点の明確化を図る目的で作成されるリストです。外資プロジェクトを奨励類(対中直接投資が奨励されるもの)、制限類(同じく制限されるもの)、禁止類(同じく禁止されるもの)を規定し、さらにリストに規定されない許可類(奨励と制限の中間的位置付けのもの)に分かれます。1995年に最初のものが作成され、1998年1月1日施行(第一次改正版)、2002年4月1日施行(第二次改正版)、2005年1月1日施行(第三次改正版)があり、現在は第三次改正版が有効です。

³⁷ 法文上は当時「外商投資産業指導目録」に存在した制限(乙)類が規定されていますが、現在では制限類を甲、乙に分類することを廃止(第二次改正版以降)したため、奨励類に限定されることになったものと解釈されています。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

兆しすら感じることはできませんでした。【³⁸】

2、朱鎔基政権誕生の翌年（1999年）以降の外資導入の積極期

ところが、1999年に入ると、国内問題にも落ち着きが生まれ【³⁹】、同年下半期には、（ ）自家用生産設備免税輸入制度に加えて、国内調達 of 自家用生産設備についても、増値税還付という形で優遇を与える新たな外資優遇政策が登場したり【⁴⁰】、（ ）「外商投資産業指導目録」の奨励類であって、国家が総合的産業バランス上、中央認可を必要とするプロジェクトに該当しないものについて、投資総額如何を問わず、地方限りで審査認可できるとする規制緩和政策【⁴¹】が登場するなどし、外資導入政策の起爆剤となりました。（ ）同時期に中国 WTO 加盟に関する米中二国間協議及び日中二国間協議が締結され、中国 WTO 加盟の現実味が増したこと、（ ）生産型外商投資企業について、従前は独資に対する抵抗感の強かった化学プロジェクトを含めて、原則独資を認める認可実務の登場も、その一翼を担ったと思われます。その結果、1999年下半期より現在に続く外国企業の対中直接投資ブームが生まれました。

沈滞していた1996年4月1日以降、1999年上半期までの外国企業の対中直接投資の状況を急回復させることを最優先としたからか、1999年下半期以降、一定期間、中国の外資導入政策は積極を極めたように見えます。こうした中、自家用生産設備免税輸入制度について、特に地方において、外資導入のためには相当緩やかに運用することも辞さないという態度がとられていました。すなわち、「外商投資産業指導目録」の奨励類について相当甘い認定がされる（本来は奨励類の認定が不能のプロジェクトについてまで、奨励類認定がなされる）、生産型外商投資企業の経営範囲に「外商投資産業指導目録」の奨励類及び非奨励類（許可類、制限類）が混在する場合にも、免税輸入される生産設備がいずれに属するものかに関して、厳格な区別がなされず、ただ「免税除外品目録」に該当するも

³⁸ 1998年は国務院が審査認可機関となる工業案件の審査認可が全面凍結とされましたが、これは「1998年には中国が国内問題にのみ目が行き、落ち込んだ外資導入政策に起爆剤が考案されなかった」事実を端的に裏付けます。

³⁹ 例えば、国有企業改革に関して、文化大革命時に教育を受ける機会を逸したことにより、自由な人材市場で吸収されることを期待できない大量の失業者が氾濫するのではないかという当初の不安は、当該改革政策が直ちに大量の国有企業破産を要求するものではなく、自宅待機待遇（いわゆる「下岗」待遇）従業員について再就職中心（センター）における再就職研修機会を付与するなどのソフトランディング姿勢が明らかにつれて薄まったものと認識しています。

⁴⁰ 「外商投資企業が国産設備を購入するときに税額を還付することの管理試行弁法」（1999年9月20日国税発〔1999〕171号）

⁴¹ 国務院の「当面の外商投資の更なる奨励に関する意見」（国弁発〔1999〕73号）対外貿易経済合作部の「地方が自ら奨励類外商投資企業を審査認可し、対外貿易経済合作部に報告して届け出ることに関係する問題に関する通知」（〔1999〕外経貿資発第615号）、国家発展計画委員会、国家経済貿易委員会の「奨励類で国の総合的な均衡を必要としない外商投資プロジェクトに係る地方の審査・認可権限を拡大することに関係する問題に関する通知」（計外資〔1999〕2147号）



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

のか否かの判断だけが行われるといった規範化されない取扱いが横行していたと思われま

3、 税収確保の要請増大と外資導入の積極期の転換

こうした牧歌的状况は、中国が 2001 年 12 月 11 日に WTO 加盟を実現した後、時間を経過すればするほど、消滅していきます。その背景には、WTO 加盟前に既に先進国水準の工業製品平均関税率(15~17%)を達成していた中国が WTO 加盟国水準の 9%未滿を最終的には達成する必要があるとされたことにより、中国の税収確保に向けた懸念が大きく台頭してきた事実があります。すなわち、中国が本格的な経済成長トレンドに入ったのは南巡講話のあった 1992 年以降ですが、現在の中国でもここから僅か 14 年しか経過していない一種のベンチャー国家です。14 歳の育ち盛りの中学生の食欲が旺盛であるのと同様に、中国の税収もあってあり過ぎることはありません。遅れてきた中西部地区及び東北三省へのさらなる予算投入のほか、第 11 次 5 ヶ年計画で提唱された新農村建設との関係で、8 億人とも言われる農民の生活水準向上に向けて莫大な予算投入が必要なはずで、軍事費も公式には 350 億米ドル(約 4 兆円)ですが、米国防総省が疑念を抱くように、実際には 2、3 倍の水準であるというならば【42】、この予算確保も総額 3 兆人民元(約 42 兆円)水準である税収【43】との関係で、予算圧迫要因になるでしょう。

こうした中、自家用生産設備免税輸入制度の規範化に向けて、2004 年頃より、国家発展改革委員会の管理が強化されていきます。具体的には、国家発展改革委員会が 2004 年 10 月 9 日に公布・施行した「外商投資プロジェクト審査・承認暫定施行管理弁法」の登場を伏線として指摘する必要があると考えます。この法令(部門規則)は第 3 条及び第 4 条で次の通り規定し、外商投資プロジェクトに対する国家発展改革委員会の関与を明確化しました(従前も国家発展改革委員会は外商投資プロジェクトに関与するとされていましたが、実務的に商務部及びその地方出先機関の中心主義が横行し、2003 年頃までは自動車生産プロジェクト等、同委員会の審査許可を得ることが明確な一部大規模プロジェクトを除いて、同委員会の存在がクローズアップされることはなかったように思われます【44】・【45】)。

⁴² 2006 年 3 月 17 日のニュースとして、産経新聞ニュース

<http://news.goo.ne.jp/news/sankei/kokusai/20060317/m20060317013.html>(注:当該 URL アドレスのニュースは、一定時期経過後は検索不能になる可能性があります)参照。

⁴³ 政府発表では 3 億 866 億人民元(約 43 兆 8000 億円)とされます(2006 年 1 月 17 日 NIKKEI NET<http://www.nikkei.co.jp/news/kaigai/20060117AT2M1701417012006.html>)。

⁴⁴ 国家発展改革委員会の地方出先機関ですら、国家発展改革委員会の審査許可を回避する手助けをするケースが多々ありましたが、同委員会の審査許可を必要とする内資製鉄プロジェクトについて、本来的規模を 22 分割し、これにより中央の審査許可を回避(中国語にいう「化整为零」)した「鉄本鋼鉄事件」で、2004 年 4 月に江蘇省発展改革委員会副主任(当時) 中国銀行常州支店長等が「双規」(共産党紀律委員会による調査)を通じて失脚したのを契機に、国家発展改革委員会の審査許可を潜脱することに対する萎縮



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

第3条 「外商投資産業指導目録」の分類により、総投資（増資額を含む。以下同じ）1億米ドル及びそれ以上の奨励類、許可類プロジェクト並びに総投資5000万米ドル及びそれ以上の制限類プロジェクトについて、国家発展改革委員会がプロジェクト申請報告を審査許可し、そのうち総投資5億米ドル及びそれ以上の奨励類、許可類プロジェクト及び総投資1億米ドル及びそれ以上の制限類プロジェクトについて、国家発展改革委員会がプロジェクト申請報告を審査した後、国務院に報告し、審査許可する。

第4条 総投資1億米ドル以下の奨励類、許可類及び総投資5000万米ドル以下の制限類について、地方発展改革部門が審査許可し、そのうち制限類プロジェクトについて、省級発展改革部門が審査許可し、当該類プロジェクトの審査許可権を委譲してはならない。

地方政府は関係法規により、前項に規定するプロジェクトの審査許可について別途規定する場合は、その規定に従う。

4、「外商投資プロジェクトの『国が発展を奨励する国内・外国資本プロジェクト確認書』取扱いに係る問題に関する国家発展改革委員会の通知」（以下「通知」といいます）の登場

以上の歴史的背景を前提として、2006年2月22日公布、同年3月1日施行で通知が登場しました。通知の最大の特徴は2006年3月1日以降、投資規模如何を問わず、奨励類の認定の基礎となるプロジェクト確認書の発行権限を国家発展改革委員会及びその地方出先機関に集中させ、商務部及びその地方出先機関から当該権限を完全に剥奪したように見える点です。その趣旨は、外資誘致の主管部門と自家用生産設備免税輸入の可否を決定する基礎となるプロジェクト確認書の発行部門がいずれも商務部及びその地方出先機関となる状況には国家の適正な税収確保の観点から深刻な利益相反が存在することより、当該状況の改善を図る（外資誘致の主管部門と自家用生産設備免税輸入の可否を決定する基礎となる項目確認書の発行部門の分離を図り、これにより自家用生産設備免税輸入制度の濫用を防止する）ことにあると解されます。

的効果が生じ、同委員会の審査許可を得るべきはこれを得るべしという全国的風潮が生まれました（詳細について、国務院弁公庁の「江蘇鉄本鋼鉄有限公司の違法違規建設鋼鉄プロジェクトの調査処理状況に関する通報（国弁発[2004]41号）」）。

⁴⁵ なお、「外商投資プロジェクト審査・承認暫定施行管理弁法」の登場により、商務部も2005年1月21日に「外商投資企業審査認可業務を法による行政として適切にすることに係る商務部の通知」を公布・施行し、その解釈として、国家発展改革委員会と同様の基準によったと理解され、これにより1999年下半期に実施された「外商投資産業指導目録」の奨励類であって、国家が産業バランス上、中央認可を必要とするプロジェクトに該当しないものについては、投資総額如何に関わらず、地方に審査認可権限を委譲する規制緩和制度（地方の審査認可機関が認可し、商務部に備案をすれば足りるとする制度）は実質的に廃止されたと解されます。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

5、通知の影響

(1) 通知の直接的影響は、次の2つの類型において現れます。

今後、生産型外商投資企業を設立し、これに伴い新たに免税枠を確保し、当該設備を免税輸入しようとする場合、当該企業が従前との比較において自家用生産設備免税輸入制度を享受することが困難になり、かつ、享受可能な範囲が縮小する可能性があること(通知一、(二)1、)

今後、既に設立した生産型外商投資企業が増資し、これに伴い新たに免税枠を確保し、当該設備を免税輸入しようとする場合、当該企業が従前との比較において自家用生産設備免税輸入制度を享受することが困難になり、かつ、享受可能な範囲が縮小する可能性があること(通知一、(二)2、)

(2) 通知の間接的影響は、次の2つの類型において現れます。

既に設立した生産型外商投資企業が保有する免税枠を利用して、自家用生産設備等を免税輸入することが困難になり、かつ、享受可能な範囲が縮小する可能性があること(間接的影響 - 1)。

既に設立した生産型外商投資企業が自家用生産設備免税輸入制度に基づいて既に自家用生産設備等を免税輸入した場合、当該免税輸入の適法性が税関により問題視され、その結果、法的責任(追徴税を課されるほか、行政責任、刑事責任)を科される可能性があること(間接的影響 - 2)。

(3) 通知の間接的影響が生じる理由は、次の通りです。

まず、通知五、(五)は「現存の外商投資企業が外国側当事者の登録資本を増加せずに実施する固定資産投資プロジェクトについて、関係する輸入設備免税確認業務は、暫定的に現行の関係規定により執行する。」と規定します。当該条項は通知の適用範囲を、()通知の施行日である2006年3月1日以降に新設される生産型外商投資プロジェクト及び()同日以降に増資され、かつ、これに伴い免税枠の確保を企図する同プロジェクトに限定する趣旨と解されます。

具体的には、「現行の関係規定」である「国务院の輸入設備の租税政策を調整することに関する通知」(国発[1997]37号)二、(二)第一文は、「プロジェクト単位はプロジェクト実



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

行性研究報告【⁴⁶】の審査認可機構が発行した確認書を証拠とし、そのうち外商投資プロジェクトはさらに外経貿部門が企業設立を認可する文書及び工商行政管理部門が発行する営業許可証を証拠とし、その主管税関に赴いて輸入免税手続を処理する」と規定し、プロジェクト確認書の発行主体を審査認可機構としていましたから、商務部及びその地方出先機関が審査認可機構となる場合は、商務部及びその地方出先機関が発行したプロジェクト確認書はなお有効であり、通知に基づいて再度、プロジェクト確認書を取得する必要はないと解されます。

もっとも、通知の趣旨（外資誘致の主管部門と自家用生産設備免税輸入の可否を決定する基礎となる項目確認書の発行部門の分離を図り、これにより自家用生産設備免税輸入制度の濫用を防止する）が国家税関総署及びその地方出先機関（各地の税関）にとっては歓迎できるものであることに鑑みて、彼らが自家用生産設備免税輸入制度の享受について、厳格な視線を向けてくる可能性は高いと思われます。実際、2005年度に国家税関総署が内部発表した6つの改善点の1つに自家用生産設備免税輸入制度の濫用防止が入っているとのことであり【⁴⁷】・【⁴⁸】、これは決して杞憂ではないと思われます。

このように国家税関総署及びその地方出先機関がもともと商務部及びその地方出先機関の奨励類認定に懐疑的な視線を向けている構造と相俟って、通知の間接的影響が導かれます。【⁴⁹】

6、「奨励類外商投資企業の免税確認書の取扱いに関する商務部の回答レター」（以下「回答」といいます）の登場による混乱【⁵⁰】

2006年4月6日公布の回答は、通知との関係を念頭に置いたものであることは明白です。すなわち、通知は従前、商務部及びその地方出先機関が実務処理上、担当することの多かった「外商投資産業指導目録」の奨励類の認定の基礎となるプロジェクト確認書の発行権

⁴⁶ F/S 報告書（Feasibility Study Report）です。

⁴⁷ 2005年11月に上海市で開催された商務部主催セミナーに参加した国家税関総署の責任者に、弊グループ胡志強律師がインタビューしたところによります。

⁴⁸ 2006年度の国家税関総署の政策に関する「全国税関が総合的な税を治める大構造をより完全なものにし、関税を確保し、徴収すべきは徴収し尽くす」という記事が国务院傘下の経済日報紙（2006年2月17日）に報道されたことは前述の通りですが、その中に「更に一步、納税人の健全な管理制度を確立し、税収担保制度及び税収保全機能をより完全にし、減免税の審査認可管理を規範化し、不断に法による徴収管理、科学的徴収管理水準を高める」とあるのも、自家用生産設備免税輸入制度の濫用防止に対する管理の厳格化を示唆します。

⁴⁹ 通知は1999年に創設された国内調達にかかる自家用生産設備の増値税還付との関係を明確にしていなかったために、これに関して直接的影響はないと思われますが、上記間接的影響 - 1、同 - 2に関しては、国家税務総署及びその地方出先機関（各地の税務局）との関係で生じる可能性が十分にあると思われます（価値的及び構造的同一性がある以上、当然であると思われます）。

⁵⁰ 商務部はその後さらに「外商投資企業の『国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書』の取扱いに関する問題に関する商務部の通知」を2006年4月29日に発布・施行しています。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

限を国家発展改革委員会及びその地方出先機関に移行させるということを含めて内容としていました。

しかし、回答は、このような移行を真正面から否定するということを含めて内容としています。具体的には、「最近、広東省等の地方の商務主管部門から、国は現行の国家奨励発展の内外資プロジェクト確認書等に関する関係規定並びに現行の具体的な取り扱い手続き及び操作方法に対し、新たな調整を行ったのか否かと、質問が相次いでいる」というようなことを記載した上で、「検討を経て次の通り回答する」として、国は国家奨励発展の内外資プロジェクト確認書等の取り扱いに関して、新たな調整は行っていないということを明言し、

商務部がこの確認書等に関する職責権限並びに関連要求に新たな変化はないので、引き続き厳格に適切に業務を執り行うということを宣言すると同時に、各関係商務主管部門は関係規定を厳格に執行し、条件に適合する外商投資企業の輸入設備免税手続きを法により行い、税関との協力を強化し、厳格に検査する、というようなことを規定しています。

もともと通知が出た背景として考えられたのは、商務部及びその地方出先機関という外資を誘致する単位と、自家用生産設備免税輸入制度の基礎となる奨励類を認定し、そのためのプロジェクト確認書を発行する単位が同一の政府部門に帰属するとき、両者は一種の利益相反構造となることにより、甘い奨励類認定が行われ、結果として国家の徴税権侵害を起こすリスクというのが高まるのではないかと、それを是正するために通知は、外資誘致に責任を持つ商務部及びその地方出先機関と、奨励類の認定を行い、プロジェクト確認書の発行を行う国家発展改革委員会及びその地方出先機関とに分離をし、従前利益相反構造を解消して、国家の徴税権保護を図ったのではないかと、という点です。

しかし、通知公布後、1ヶ月半程度で商務部から出された回答により、果たしてプロジェクト確認書の発行権限が今後も従前通り商務部及びその地方出先機関に帰属するのか、それとも通知の規定する通り、国家発展改革委員会及びその地方出先機関に帰属するとして処理をされることになるのか、この点に関して混乱をもたらす結果となったのです。

その解決の方向性としては、3つしかないと思われます。解決に乗り出すのは、商務部及び発展改革委員会の上級部門である温家宝首相率いる国务院そのものということになるはずですが、1つの可能性は、従前通り商務部及びその地方出先機関が外資誘致と同時に奨励類の認定を行い、プロジェクト確認書の発行を行う、こういう選択肢です。これは回答の立場を重視するというアプローチといってもよいでしょう。

第2のアプローチは、通知の内容を重んじ、国家発展改革委員会及びその地方出先機関



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

に奨励類の認定権限を付与し、プロジェクト確認書の発行権限を付与するというものです。これは外資誘致単位と、奨励類認定単位を分離させ、甘い奨励類の認定が行われることで国家徴税権侵害が生ずることを防止するという趣旨の徹底を図るという考えに立脚するものです。

第3の可能性、アプローチとしては、商務部及び国家発展改革委員会並びにそれぞれの地方出先機関が今後共同でダブルチェックをして、奨励類・プロジェクト確認書の発行を行っていく、こういう可能性も残されていると考えられます。

いずれにせよ、通知が登場し、かつ、従前の外資誘致単位と奨励類認定単位が同じところに帰属するということによって生ずる弊害も認識されている現在、国家税関総署の考え方としては、当然徴税権侵害の可能性を防止すべく、何らかの形で国家発展改革委員会及びその地方出先機関が奨励類の認定並びにプロジェクト確認書の発行に関与して欲しいと考えることになるのかもしれませんが。

電話インタビューによりますれば、商務部及び国家発展改革委員会は、いずれもその権限が自分に属すると主張し、なお混乱状況が続いていますが、国务院の適正な監督・指導によって、この問題が出来るだけ早く解決に向かうということが祈念されます。【⁵¹】(了)

⁵¹ (2007年3月15日加筆)

自家用生産設備免税輸入制度に加え、国家税務局が1999年9月20日発布、同月1日施行(遡及型施行)した「外商投資企業が国産設備を購入するときに税額を還付することの管理試行弁法」により創設された国産設備の増値税還付制度に関する奨励類認定を巡り、国家発展改革委員会及び国家税務局が2006年7月24日発布、同月1日施行(遡及型施行)した「外商投資プロジェクトの国産設備調達に係る税額還付管理試行弁法」は国家発展改革委員会の奨励類認定権限のみを要件として規定し、商務部のそれについては規定しません。これについて商務部は決して快く思っていないと推察され、当該規定は却って混乱に拍車をかける懸念があります。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

参考資料 3

「急増する富裕層が中国ビジネスの本質を変える～急変する中国ビジネス最前線～」

2007年2月1日 蒼穹私塾（京都大学陸上競技部OB主宰私塾）講演より

眼前の現象面に左右されない中国の本質を見抜くアプローチ

中国の富裕層が牽引する現在の中国ビジネスの本質を知るときに、各企業を含む日本の各方面が犯す誤りは、中国において今起きている幾つかの現象面のみを見て、そこからいろんな分析をしようとするわけではありますが、中国という国は歴史を有しているわけでありまして、昔の秦の始皇帝の時代から全てを知る必要は毛頭ないのですが、少なくとも鄧小平が牽引した1978年12月の改革開放政策実施後、現在に至る28年余りの歴史の上に現在があるという基本的な認識を有しておりませんと、今後どういうふうに物事が変化してくるかということがまったく理解できなくなるわけです。

例えば、時に中国の法律、法規は猫の目の如く変化し、実務における適用状況の変化の激しさと相俟って、これをキャッチアップすることは困難極まりないと聞きます。確かに、現象面はそうですし、水面に浮かぶ多数のブイの如き個々の法律、法規を追いかけるアプローチをとる限りは、無力感に襲われることもあるであろうと思いますが、改革開放政策実施後、大きな政策の変化という個々のブイと紐付けられた海底に沈む歴史を追いかけるならば、当該政策の変化そのものは短期に何度も生じるものではないため（朝礼暮改を繰り返せば、共産党の政策が一般の信用を失うことになるでしょうから、努めてそうしたことは行わないように近時努力されているものと存じます）、眼前の法律、法規がなぜ公布・施行されることになったのか、また今後、続いてどのようなものが公布・施行されることになるかの予測が立つわけです。個々の法律、法規という各論を統率する政策という総論を押えることができれば、一見激しい変化にも翻弄されることが少なくなるはずで、これは法律、法規のみにかかわらず、ビジネスの他の側面においても、全てあてはまる真理であると思われます。

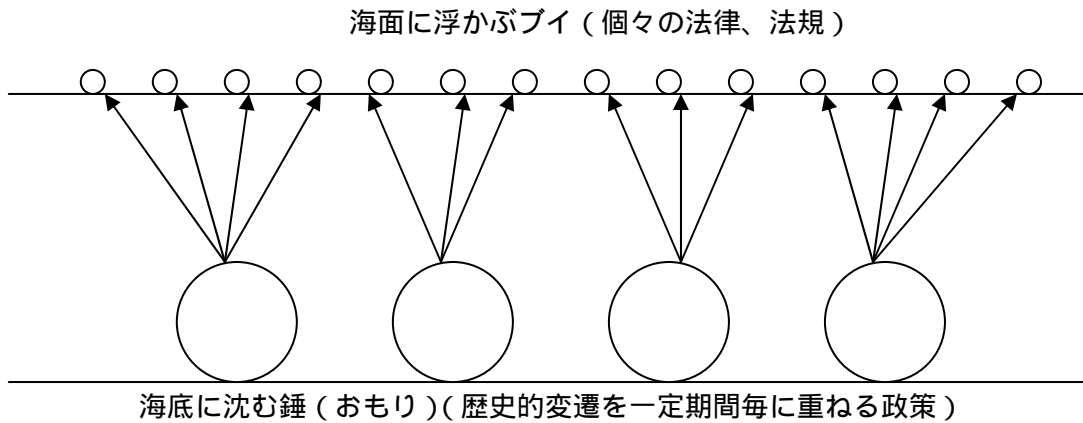
本日の主たるテーマは1978年12月からの28年余りの歴史を見ながら、今がどういう時代にあるかという基礎認識にたちつつ、では2016年、2017年の今から10年くらい先まで含めて、どのように変化しうるか、これを見据えることができれば、激しい競争環境下にあってもビジネスチャンスを掌握できることとなりますので、そうした視点を得ていただければ、今日のセミナーは話をする側としては成功であると考えております。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

なお、あらかじめのエクスキューズで恐縮ですが、私は一介の弁護士・税理士であって、学者ではありませんので、細部について思い違い等もあり得るかと思存します。特に興味のある論点は後日、ご自身でも他の資料に当たり、調査いただければと思存します。

(イメージ図)



前提としての建国から改革開放政策前夜までの中国について

本日は改革開放政策実施後、各現象面を統率する政策を大きく 3 つに分けてご説明しようと思存します。別紙エクセルで作成しました図 (以下「図」と略称します) を利用しますので、必要に応じてご覧ください。まずその前提として、改革開放政策前夜までの中国についてご説明することに致しましょう。

図にある通り、中華人民共和国は 1949 年 10 月 1 日生まれでございます。従って今年 58 歳、まもなく還暦という年齢でございます。この中華人民共和国の憲法を見ますと、4 つの指導原理が書かれていますが【52】、この国は少なくとも生まれてから改革開放政策が始ま

52 憲法前文 (抄)

中国の新民主主義革命の勝利と社会主義事業の成果は、中国共産党が中国の諸民族人民を指導し、マルクス・レーニン主義及び毛沢東思想の導きの下に、真理を堅持し、誤りを是正し、多くの困難と危険に打ち勝って獲得したものである。我が国は、長期にわたり社会主義初級段階にある。国の根本的任務は、中国の特色の社会主義という道に沿って、力を集中して社会主義現代化の建設をすることにある。中国の諸民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下に、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論及び「3つの代表」の重要思想に導かれて、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革開放を堅持し、社会主義の各種制度を不断に完全化し、社会主義市場経済を発展させ、社会主義的民主主義を発展させ、社会主義的法制度を健全化し、自力更生し、及び刻苦奮闘し、着実に工業、農業、国防及び科学技術の現代化を実現し、物質文明、政治文明及び精神文明



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

るまで（又は毛沢東が死去し、文化大革命が終わる 1976 年まで）の 30 年弱の間はピュアな社会主義国であり、そのうちの 2 つの指導原理、すなわちマルクス・レーニン主義と毛沢東思想が支配していました。

マルクス・レーニン主義と毛沢東思想が標榜する社会主義は、産業革命時に見られる妊婦、未成年等の社会的弱者である労働者の半ば強制的労働が引き起こした人権侵害は金満資本家（資産階級、ブルジョワジー）の際限のない私欲、物欲が引き起こしたものであるから、これを防止するには生産手段の私有制を否定し、公有化するのが正義に資する、という考え方です。資本主義諸国が私有制を堅持しつつ、資本家による労働者の権利強化（特に弱者である労働者が組合を形成し、権利を集団的に行使することを可能ならしめることによる権利強化）を労働法制定により図るアプローチとは大きく異なるものです。【⁵³】

生産手段公有制が徹底された時代には、現在でも変わらぬ土地の公有制（国有、農民集団所有）に加えて、企業についても公有制が徹底され、その結果、旧国営企業と人民公社（1958 年の大躍進運動時に成立）のみが活躍することとなったわけです。計画経済のもと、国家から付与されたプロジェクトを淡々とこなしていくことのみを主たる任務とし、利潤追求のために、競争相手を蹴落とし、消費者の取り込みのためにより魅力的な商品を開発するという発想とは全くかけ離れた存在であったのです。一般の人民にも、配給制のもと、国家から配給される物品に異議を申し立てるという発想などあり得ず、配給されるものをそのまま受領するほかなかったわけです。旧国営企業で稼働する労働者は、能力や貢献により待遇上の差がつくことのない公務員同様の存在でしたから（身分も固定工制により、能力不足や期間満了により解雇されるリスクのない安定的なものでした）、多額のボーナス獲得を目指してあくせく働くということとは無縁の存在でした。

このようにインセンティブが全く働かないシステムのもとでは、生産技術の向上を望む

の調和のとれた発展を推進し、我が国を富強、民主的かつ文明的な社会主義国家として建設する。

⁵³ 憲法前文（抄）

中華人民共和国の成立後、我が国の社会は、新民主主義から社会主義への移行を一步一步実現していった。**生産手段私有制の社会主義的改造が達成され、人が人を搾取する制度は消滅して、社会主義制度が確立した。**そして、労働者階級の指導する労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁、すなわち、実質上のプロレタリアート独裁は、強固になり、発展した。中国人民及び中国人民解放軍は、帝国主義と覇権主義の侵略、破壊及び武力挑発に打ち勝ち、国家の独立と安全を守り、国防を強化した。経済建設では、大きな成果を収め、独立した、比較的整った社会主義の工業体系がほぼ形成され、農業生産も著しく高められた。教育、科学及び文化等の事業は、大きな発展を遂げ、社会主義思想の教育では、顕著な成果を収めた。広範な人民の生活は、かなり改善された。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

べくもなく、よって中国の工業製品が一般貿易を通じて海外へ輸出されていくということもなく、結果、生産技術の貧困と外貨の枯渇が中国の経済力と人民の生活水準を半永久的に低い水準にとどめるのではないかと思わせる状態にありました。

海底に沈む第 1 の錘の時代～改革開放政策から天安門事件までの政策

このような状況を改めようとして、ピュアなイデオロギーとしての社会主義と決別してまで、人民の生活水準を向上するための政策決定をしたのが鄧小平でした。15、16 歳で、フランスに留学し、勤労苦学した鄧小平は、資本主義社会の豊かさがもたらす善についても熟知していたと思われ、イデオロギーへの固執よりも、謙虚な国富論、すなわち全人民に 2000 年には日本で言えば生存権に関する日本国憲法第 25 条が規定するレベルの小康水準（ややゆとりのある水準）を享受させることを目的に、優れた生産手段と外貨の獲得を目指して、外国資本に対して門戸を開放することを決定したのです。当該決定こそ改革開放政策であり、78 年 8 月の日中平和条約締結、同年 10 月の鄧小平来日、同月の靖国神社の A 級戦犯合祀と日中間の重要事項が目白押しであった同年 12 月に共産党大会で正式決定されることになったのでした。これにより、公有制一色であった企業類型に中外合資経営企業（1979 年 7 月）という公有と私有の混合所有経済を具体化する組織が加えられるに至り、中国の社会主義イデオロギーは大きな転換期を迎えるのです。憲法前文の 4 つの指導原理に即して言えば、第 3 の指導原理である鄧小平理論の開始であるといえます。

海底に沈む第 1 の錘ともいふべき、初期的段階にある改革開放政策は天安門事件（1989 年 6 月 4 日）まで継続しますが、この段階ではピュアな社会主義の直後であるため、何もなかったところから、改革開放政策に沿う様々なブイ（法律、法規）を登場させる必要があったはずである、との推測が成り立ちます。

実際、企業類型について見ても、中外合資経営企業（1979 年）【54】に始まり、外国資本 100%の外資企業（1986 年）、中外合作経営企業（1988 年）は皆この時期に登場していますし、食物自給率を向上すべく、農民にインセンティブを付与する農民請負制への移行に伴って人民公社が解体されると（1982 年～1984 年）、その工業を実施していた部分が郷鎮企業へと転換していきます。この郷鎮企業は次の政策段階（海底に沈む第 2 の錘の時代）に公有制企業の民営化の嚆矢という重要な役割を果たす基礎となります。また、外資にの

⁵⁴ 公有経済中心の当時の中国に、外資という私有経済が登場することについて、「混合所有経済」との表現が生まれました。中外合資経営企業はまさにその具現化したものであるといえます。しかし、この頃の「混合所有経済」において、あくまで公有経済が太陽であり、私有経済は地球か月の位置付けでありました。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

み容認されていた私有制企業について、中国公民に実験的に開放する法令（「私営企業暫定条例」）が 88 年改正憲法の影響を受けて登場します。さらに、これだけ企業類型が増加してくると、そもそも旧国営企業とはどのような組織であるのかを明らかにする必要が生じて、これに応じて「全人民所有制工業企業法」が 1988 年に登場します。

旧国営企業も改革開放政策の実施で外資との競争が激化すると、競争に敗北した後は、法人としての死を迎えるほかなく、そのためのルールが必要であるということで、1986 年には早くも「企業破産法（試行）」が公布されます（1988 年 11 月 1 日施行）。同年には、私有制領域が急速に拡大を続ける現状に対応するため、私的権利義務関係を規律するための「民法通則」が登場しました（1987 年 1 月 1 日施行）。

このように海底に沈む第 1 の錘の時代には、今日の資本主義型社会主義経済モデルへと移行するプロセスの基礎固めとなる法律、法規が次々に登場したのです。

この時代に公有制を堅持してきた歴史が長かった故に、私有制システムと関わる法律に使用される用語を知らなかった中国が手本としたのが日本法であったことは明らかであると存じます。例えば、福沢諭吉の考案にかかる「競争」や、取消という用語がそれに該当します。日本語は中国人の発明した漢字文化の上に立脚しますが、この場面では中国への若干の恩返しとも言うべき逆輸入が見られたのです。

第 1 の錘の時代と第 2 の錘の時代の狭間～天安門事件による経済制裁の冬の時代

さて、改革開放政策から僅か 10 年余りでここまで多数の資本主義型社会主義経済モデルに符合する法律、法規が登場してきますと、社会主義体制が世界的に大きく揺らいだ事情を背景に、政治の側面でも民主化を求める動きが急速に進みます。特に抑圧と感じる状況との妥協を潔しとしない学生にはこれが顕著であり、結果的に、経済、法律の急速な資本主義化が天安門事件を引き起こしました。先進諸国は中国が再び暗黒の文化大革命時代へと後退するかの如く受け止め、多数の学生を射殺した抗議も込めて経済制裁へと踏み切ります。改革開放政策後に到来する初めての冬の時代です。

この時代は経済が冬の時代であったからこそ起こった幾つかの興味深い事象があります。

郷鎮企業の民営化

まず、1990 年頃より開始された郷鎮企業の民営化です。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

農業について、「各人はその能力に応じて働き、各人にはその必要に応じて与える」というマルクス・レーニン主義と毛沢東思想を具体化した人民公社システムにおいては、個々の農民が農業生産高を増加させるインセンティブが働かないことにより、結果として人民公社の設立の契機となった大躍進運動が引き起こした未曾有の大飢饉再来の懸念を払拭できませんでした。そこで、これを鄧小平理論により是正することにし、一定の農業生産高を達成すれば、その超過する部分は個々の農民が享受してもよいとする農民請負制を導入したのです。換言すれば、「各人はその能力に応じて働けば、各人にはその能力に応じて与えられる」チャンスが生まれたのです。本来的な人間の健全な欲求を刺激する当該システムは人民公社時代と比較して飛躍的に農業生産高を増加させ、成功を収めました。そこで、当該考え方を旧国営企業の改革にも応用することができないかが問題となったのですが、これは全くうまくいきませんでした。農業は農作物が単年度（又は単年度内のいずれかの季節）で収穫できますので、農民請負制が成功する素地がありましたが、企業経営の成功は中長期計画こそ重要で、これと切り離された単年度勝負を外部から招聘する企業経営請負人に委ねれば、約束された一定の利益水準を超過する利益を我が物にするため、無計画な資産売却、リストラ、粉飾決済を引き起こし、百害あって一利なしの結果を生むほかないからです。そこで、公有制企業改革のため、その株式を従業員に付与し、場合により経営者となり得る一部従業員がその相当比率を保有できるようにする民営化プログラム（株式合作制。合作とはパートナーシップのことで、株式付与の対象者が主として従業員等、身内に限定されることを意味します）を導入し、経営が成功すれば、従業員は賃金のみならず配当も手中にできるとするインセンティブの導入が検討されるに至りました。もっとも、当該制度が国有株式の保有率を低下させ、場合により旧国営企業の民営化を促進することより、なお社会主義イデオロギーへの固執を払拭できなかったこの狭間の時代には、これを公有制の中核である旧国営企業に直ちに導入することには大きな躊躇がありました。そこで、まず公有制の補充的存在であった郷鎮企業に試験的に導入することとしたのです。

その結果は大成功でした。1990年代半ばに躍進する郷鎮企業（又は元郷鎮企業）が登場し【55】、汚職による蓄財をしていた政府幹部がいれば別として、中国最初の民間の大富豪

55 郷鎮企業法（1996年10月29日公布、1997年1月1日施行）第2条第1項、第2項は次の通り定義をしていますので、この定義からはずれた時点が「元郷鎮企業（＝民営企業）」となる瞬間であると考えられます。

- 1、この法律において郷鎮企業とは、農村集団経済組織又は農民の投資を主とし、郷鎮（所轄の村を含む。）に開設される農業支援義務を引き受ける各種企業をいう。
- 2、前項における投資を主とするとは、農村集団経済組織又は農民の投資が100分の50を超え、又は100分の50に足りないが株式支配又は実際支配の役割を果たすことのできることをいう。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

を一定数輩出したのは株式合作制の導入の結果であったと思われます。例えば浙江省温州市で多数の成功した元郷鎮企業が多数の大富豪を輩出した結果、大量の余剰資金を上海市の不動産購入に振り向け、これが上海市の不動産価格の急速な上昇を演出しました。近時、それは今後より上昇率を見込むことができる内陸部に振り向けられていると言われ、一部の顕著な経済現象を引き起こすまでの影響力を郷鎮企業家（ないし元郷鎮企業家）は取得するに至ったといえます。

この株式合作制の成功は 1997 年の第 15 期共産党大会でも江沢民により賞賛され、これを契機として、1998 年の朱鎔基三大改革の 1 つである国有企業改革の文脈で国有企業（後述の通り、1993 年憲法改正により旧国営企業から国有企業へ呼称が改まりました）の民営化促進につながるに至ったのです。

上海証券取引所と深セン証券取引所の成立

次に、上海証券取引所と深セン証券取引所の成立です。

上海証券取引所は 1990 年 11 月 26 日に、深セン証券取引所は同年 12 月 1 日にそれぞれ設立されました。経済制裁による冬の時代に両証券取引所が成立した背景には、経済制裁による国内経済の悪化により進行が難しくなった大型の旧国営企業のプロジェクトの資金を市場から調達することにより解消する必要に迫られるという苦しい台所事情があったと推測されます。

もっとも、上場により公有制企業のコアである旧国営企業が民営化されることは当時の社会主義イデオロギーのなお色濃い状況下では許されませんでしたので、市場に放出するのは通常 3 分の 1 未満であって、その余の株式は相対取引しか許されない非流通株として、国家及び他の旧国営企業が保有しており、これが少数者による「暗箱（ブラックボックス）操作」という負のガバナンスによる中小投資家の合法權益毀損という悲劇を多数もたらし、2005 年頃より、中国証券監督管理委員会主導で非流通株の流通株式化にある程度成功するまで、中国証券市場への信頼を得ることができず、海外の有力な機関投資家を当該市場へ呼び込むのに成功しなかった理由となったのです。

三角債と実質的な財政出動

上場により資金調達に成功したのは初期段階でごく僅かな旧国営企業のみでしたから、圧倒多数の旧国営企業にとって資金調達不足から国家から指示されたプロジェクトの実施



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

ができないという問題は深刻なものでした。特に三角債、すなわち A が B に支払いを中止したので、B も C に支払いを中止するというデフォルトの負の連鎖が多数のプロジェクトの停止原因を構成していました。そこで、1991 年には国家の命により、国有（当時の旧国営）四大商業銀行（中国銀行、中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行）が多数の旧国営企業に無担保融資の実施を余儀なくされ、これによりプロジェクト中止は解消しますが、一方で当該銀行には克服に相当な苦勞を要する不良債権を多数抱えさせる結果となりました。全くの憶測ですが、現在でもなお不良債権問題を解決できず、上場できずにいる中国農業銀行への負の影響は相対的に大きなものであったかもしれません。

海底に沈む第 2 の錘の時代～南巡講話から胡錦濤・温家宝体制成立まで

各国の経済制裁は 1991 年より日本を嚆矢として次々に解除されていきます。この機運を見て取った鄧小平は 1992 年 2 月に深セン、珠海、上海市などの主要経済都市の発展を視察し、不退転の決意で改革開放政策を促進することを発表する南巡講話を行います。これを受けて、同年には江沢民共産党総書記により競争を正面から見据えた社会主義市場経済の開始が高らかに告げられたのです。社会主義市場経済の開始により、配給制を内実とする計画経済は終焉し、中国で理想的には初めて自由な商品選択権を持つ消費者が登場することになったのです（もっとも、新たに登場した消費者は先進諸国のそれと異なり、商品の真贋、優劣の選別力が乏しいため、国家が消費者を後見的に保護する必要が強く、そのため 1993 年には日本よりも公布で 1 年、施行で 2 年も早く、またたった 6 条の条文数の日本と比較して数十条（現在 74 条）にも及ぶ PL 法に相当する「製品品質法」が登場し、同時に日本には存在しない「消費者権益保護法」が登場する結果となったのです）。

天安門事件からの負の影響から中国が脱したことを見て取った多数の外国企業がこの頃、中国に積極的に進出します。1980 年代の第 1 の錘の時代は、アパレル等、労働集約型産業が中国企業に委託加工する貿易が中心で、自ら生産型外商投資企業（外国投資家投資企業）を設立する動きはなお緩慢でした。しかし、1992 年下半年から 1996 年 3 月 31 日まで実に多数の日系メーカーが中国各地に生産型外商投資企業を設立したのです。もっとも、当時は外国企業の一人勝ちは許さないとして、旧国営企業との合弁企業が半ば強制でしたから、文化的相違を反映して、経営が行き詰る多数の合弁企業が生じ、この合弁強制こそが中国リスクの中心であるとまで指摘されたほどです。

さて、海底に沈む第 2 の錘の時代の最大の特徴は、経済発展優先主義思想です。鄧小平の先富論、すなわちとにかくなお貧困が蔓延る現状では、まずもって経済的に成功する者が多数輩出されることが必要であるとの思想に立脚して、ある意味で拝金主義万歳という



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

べき思想が強くなりました。皆、人を出し抜いてでも、先に金持ちになりさえすればいいのだ、という考え方は、個人のみならず、各地の地方政府へも蔓延していきます。

こうした風潮を受け、冬の時代に既に開始していた郷鎮企業の民営化プログラムにより大成功する企業家が民間の最初の金持ちとして登場しましたが、1999年頃まではこの一部の成功を除いては、民間に多数の金持ちが登場することはありませんでした。

その理由のうち、比較的重要なものとして、1994年7月1日施行の会社法は、1988年の「私営企業暫定条例」により実験的に開始された民営企業設立をより容易に、より自由にしたけれども、その実施できるプロジェクトの相当部分が公有制企業に独占され、プロジェクト実施面での自由が享受できないことにあったことが指摘されるべきと思います。

では、民営企業が公有制企業とほぼ同等に各種プロジェクトを実施できるようになったのは何時のことでしょうか。

それは1999年のことです。1999年3月には憲法改正があり（1982年に成立した憲法の88年、93年に続く三度目の改正です）、その第11条第1項は「法律所定の範囲内の個人経済及び私営経済等の非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である。」として、同じく社会主義市場経済の重要な構成部分である公有経済と私有経済の対等性を宣言したのです。これにより、公有経済と私有経済が対等であるならば、私有経済の内実である外商投資企業（外国投資家投資企業）に合弁強制をする必要はなく、生産型企業である限り、原則として独資を認めればよいし、同様に民営企業（私営企業）にも公有制企業が独占をしてきたプロジェクトを規制緩和により開放してもよいという判断が生まれたものと推測されます。その結果、この頃より、民営企業が実施できるプロジェクトが飛躍的に拡大し、今日に至る多数の大金持ち（民営企業の経営者）を生む前提が形成されたのです。【56】

⁵⁶ 公有経済と私有経済の対等化を基礎として、2002年11月の第16期共産党大会以降は、国有企業も絶対資本支配（過半数資本支配）に固執せず、相対資本支配（複数株主の中で、最大資本を有する株主であればよい）への柔軟な移行を容認する傾向が生まれ、同時に、国有企業改革のあり方として、内資によるMBOを含む株式合作制だけではなく、外国企業による積極的なM&Aを容認してよいではないかとする見方が生まれました。それまで存在しなかった外国企業による国有企業を含む内資企業に対するM&Aの法令（「外国投資家による国内企業買収暫定規定」）が2003年3月に公布されたのは、この文脈で理解する必要があります（なお、この法令は2006年8月公布の新法令 - 「外国投資家による国内企業買収規定」 - に切り替わっています）。その意味では、公有制の固執を背景とした古い時代の混合所有経済は2002年11月を契機として公有・私有対等化の新たな時代の混合所有経済へと移行したということが出来ます。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

実際、1999年より前には中国人弁護士の知人、友人に多額の年収を誇る方は1人も知りませんでした。2007年の今、中には億単位の年収を記録する方もいますし、数千万円の年収を誇る方は多数います。1999年より前は、ホテルから飛び出ますと、自転車に轢かれそうになっていましたが、2007年の今はフェラーリに轢かれそうになります。1996年から上海で毎年、一定期間過ごす私にとって、1999年は中国で大量の大金持ちを生み出す確かなターニングポイントとなったと実感できるのです。

1999年というのは、中国にとっては経済飛躍のターニングポイントとなる年です。この年は1996年から続く3年間の経済冬の時代が終焉を告げた年であったからです。すなわち、1995年12月の国务院通知は、外資優遇政策の重要な柱であった自家用生産設備免税輸入制度（外国から輸入する自分で使用する生産設備について、関税及び日本の消費税に相当する輸入環節増徴税を徴収しないという制度）を1996年3月31日限りで廃止すると宣言しました（その後、余りのマイナスインパクトが生じたことから、1998年1月1日に要件は厳しくなったものの、復活します）。その結果、同年4月1日以降、新たな外商投資企業の設立がほとんどなくなってしまったのです。ここに加えて、1997年にタイのパーツ暴落に端を発したアジア金融危機が発生します。これにより中国経済も相当マイナスダメージを受け、朱鎔基政権が誕生した1998年には何時、中国が人民元を切り下げるかが注目の的になったほどです（ご存知の通り、中国は結果として人民元は切り下げませんでした）。朱鎔基政権も誕生直後はこうした環境下において、国内の負の問題を解決することに注力せざるを得ず、前向きの経済発展を考えるというよりも、それを妨げる負の要因の除去を優先せざるを得なかったのです。こうした経済冬の時代が終わり、1999年8月以降、中国には春が訪れます。この頃、新たな外資優遇政策（自家用国産設備の増徴税還付制度）が登場したり、外資プロジェクトに関する地方の審査認可権限が大幅に規制緩和されたり（従前、中央の審査認可が必要であったものについて、地方限りの審査認可でOKとするものが増加しました）、WTO（世界貿易機関）加盟を確実視させる米中、日中二ヶ国協議の成立があったり、明るいニュースが目白押しであったのです。こうした中、先の規制緩和効果を最大限に利用した新興民間企業が台頭してくるのです。

江沢民国家主席・共産党総書記も、この頃「小康社会（ややゆとりのある社会）」というキーワードで、2010年には2000年のGDPの2倍、2020年には2000年のGDPの4倍の経済規模を達成することを国家目標とする旨を宣言しました。これは同じ「小康」という言葉が使用されても、鄧小平の謙虚な「小康」と全く異なる、どこかの証券会社の売上げ目標かと思ふばかりの経済発展優先主義思想の産物ともいうべき国家目標であったとの見方が成り立つところです。【57】

⁵⁷ GDPの成長率が7%を若干超えるところで推移すれば、10年間でGDPは2倍になると



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

経済発展優先主義思想の時代の弊害は、1999年から2001年12月11日の中国のWTO加盟を挟んで、2003年までに猛烈なスピードで累積していきます。その例を挙げましょう。

まず、1997年の第15期共産党大会の株式合作制礼賛により、公有制企業の中核である国有企業についても、1998年から株式合作制導入が開始されました。国有企業のMBOの第一号事例が記録されたのもこの頃です。ところが、先富論の負の面であるモラルが欠如した拝金主義は、国有企業の董事長が国有企業の株式・持分をタダ同然の低廉価格で購入をしたり、そこに帰属する国有資産を親族が経営する民营企业に不当低廉譲渡をしたりといった現象を生み出しました。まさに「坊主（国有企業の董事長）栄えて、寺（国有企業）滅ぶ」といった現象が横行したのです。

次に、地方政府による外資プロジェクトの過激な誘致合戦が巻き起こり、われこそ先富論の体現者ならんとした地方政府は、前述の通り、1998年1月1日に復活した自家用生産設備免税輸入制度の享受のための法律要件（「外商投資産業指導目録」に規定する奨励類に該当すること）を極めて甘く判定し、本来は免税待遇を享受できないものについてまで、何でも免税待遇を付与し、結果として中国の健全な国家徴税権を侵害する事例を多数記録していきます。

また、同様に地方政府は外資プロジェクト誘致のため、土地使用权（土地所有権の公有制は堅持されているため、外商投資企業は定期借地権に類似した土地使用权のみ取得可能な法制度となっています）を地方補助金の活用により、タダカタダ同然の価格でば撒くという現象が常態化しました。しかし、外資プロジェクトの誘致に成功した後、地元利益に還元が始まるのは、外資プロジェクトが1、2年の建築期間を終えて、操業を開始して、雇用が本格化し、製品の本格的な販売が開始された段階になってからです。地方補助金の活用は一種の先行投資であり、還元開始までは当該資金は地元財政の負担要因になるのは明らかです。そこで、地元政府は少しでも地元財政の負担減少を図るため、農用地を建設用地（工業用地）に切り替えるために立退きを強制した農民に対して、本来支払いが必要な損失補償金を不当に減額したり、ひどい場合には一切支払わないということをし、繁栄するためのツケを社会的弱者である農民に押し付けるという暴挙が横行したのです。毎年3月の全国人民代表大会（国会に相当）の開催時期には、全国から多数の農民が北京に駆けつけ、地元政府の暴政について陳情しようとするのも、この文脈で理解すればよく

ころ、少なくとも2000年以降、現在に至るまで中国はこれを遥かに上回る速度で成長していますので、今後、若干成長率が落ちることがあっても、2010年はもちろん、2020年の目標達成も可能な圏内にあります。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

理解できるでしょう。農民が僅少な現金収入である場合にも、何とか生活できたのは自ら使用する土地で自ら食する農作物を栽培できたからであって、生命の源ともいべき土地を収奪された上、補償もなしというのでは、農民に死刑を宣告するのも同様であり、経済発展の傍らで、その不満が異常な勢いで累積していったことは想像に難くありません。

こうした経済発展優先主義の負の側面が、これを放置するとき、社会の安定を阻害する可能性すらあり得ると明確に認識され始めたまさにそのとき、胡錦濤・温家宝体制が登場するのです。2002年11月の第16期共産党大会で胡錦濤は共産党総書記に就任、2003年3月の全国人民代表大会で胡錦濤は国家主席に、温家宝は国务院総理に就任、2004年6月に胡錦濤は残された重要ポストである国家軍事委員会主席に就任したことにより、経済発展優先主義を牽引した江沢民時代が終焉したのです。

海底に沈む第3の錘の時代～社会的弱者救済を目指す胡錦濤・温家宝体制

胡錦濤・温家宝体制の特徴を挙げると言われれば、キーワードは2つに集約されます。すなわち、「社会的弱者の救済」と「自主创新」です。この2つの政策はいずれも2006年3月の全国人民代表大会で採択された第11次5ヵ年計画（2006年 - 2010年）が標榜する重要なものです。

では、「社会的弱者の救済」とは、いかなる内容のものでしょうか。

この質問に答える前提として、「社会的弱者」とは誰なのかが問われなければなりません。が、皮肉なことに、現在の「社会的弱者」とは、社会主義を標榜する中国では国家の主役であるべき労働者、農民、軍人という無資産階級（プロレタリアート）なのです。農民の惨状については前述した通りですが、労働者もまた社会的弱者となっています。すなわち、旧国営企業の時代（1993年の憲法改正で呼称が国有企業に変わる前の時代）には、労働者は公務員の身分保障を享受していましたが、経済発展優先主義の時代に登場した1995年1月1日施行の「労働法」は、隠れ社会主義国家とも言われる日本の労働関連法規よりも、遥かに労働者にとって不利な労働契約を国有企業の労働者にも適用する使命を帯びて登場しました。その結果、同法施行後に採用された労働者は、有効期間1年の契約社員が原則であり、1年の有効期間は何度更新しても、会社側の自由な更新拒絶権が保障され（稼働年数が10年を超える場合に例外的措置があり得ます）、しかも更新拒絶時に何らの経済補償もなされず、日本的な退職金制度もないという、会社側にとって極めて都合のよい制度が確立したのです。人民解放軍の軍人も、1980年代は国家予算がないため、人民解放軍には自らビジネスを実施し、軍人の給与財源を稼いで自活することが奨励されていたほどです。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

から（1990年代にその弊害を重く見た中央政府は軍によるビジネスの抑制政策を開始し、朱鎔基政権下の1998年にその全面禁止令を公布し、その後、人民解放軍の諸経費は全面的に国家予算負担へと移行します）その賃金水準はもともと低く、経済発展優先主義の時代には、国家予算負担増を嫌ってか、その賃金水準が劇的に引き上げられることはなかったのです。

決して豊かとはいえない安徽省出身の胡錦濤に加えて、北京地質学院出身で、僻地へのフィールドワークを学生時代に繰り返す過程で、農民の極貧生活を目の当たりにすることで政治家を志した温家宝を先富論で生じることが予定された弊害を克服し、社会主義の本質である共富（現政権の用語を借りれば、格差社会の是正を目指す「和諧社会（調和のとれた社会）」）を実現する担い手として、経済発展優先主義の権化である江沢民の後任者として指名をしたのは、亡き鄧小平の未来を見抜く慧眼のなせる業であったということができるでしょう。

胡錦濤・温家宝体制が本格的に始動する2004年1月1日以降の海底に沈む第3の錘の時代において、農用地保護のために、土地所有権を不必要に広く工業用地化することを抑制したり（2004年10月21日土地予備審査制度強化）、外資プロジェクトを誘致する開発区から土地所有権の払下げ権限を剥奪したり（2005年8月1日）、土地所有権をタダ化する地方補助金の交付を禁止したり（2006年8月31日）、土地所有権の最低払下げ価格の統一化と厳格な遵守を要求したり（2007年1月1日）、土地に関して制度はあるものの、徴収がなされていなかった税金（土地増値税）の徴収を開始したり（弊グループの知る限り、2005年11月の深センが嚆矢）、外商投資企業からは徴収していなかった税金（土地使用税）の徴収を開始したり（2007年1月1日）したのは、いずれも土地との関係が深い農民保護思想と密接に結び付いているものです。

同様に、労働関係を過度に資本主義化させた根源ともいえるべき「労働法」の機能強化を図り、社会的弱者である労働者の救済を図る「労働契約法」が近い将来、公布されようとしているのも、増加の一途を辿る軍事費の相当部分は現状では実際に低すぎた軍人の賃金等の改善に使用されているのも、上記文脈において理解される必要があります。

特筆されるべきは、社会的弱者の救済を図る過程では、経済発展優先主義は修正され、時に経済発展の後退を招来するとしても、社会的弱者の救済を上位の価値として、断固としてその実現を目指す姿勢を現政権は既に明確にしている点です。土地の乱開発を行った河南省鄭州市の共産党書記や市長、山東省青島市の共産党書記の失脚に加えて、上海市の経済発展に多大な足跡を残した陳良宇前共産党書記までもが、江沢民の残滓ともいえるべき



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

経済発展優先主義を捨て切れずにいたことを理由に更迭された事実は、現政権の妥協なき態度を全国に知らしめました。中国における政策目標は、日本のそれと異なり、カルロス・ゴーン流のコミットメントであるということがここから窺い知れます。

では、「自主创新」とは、いかなる内容のものでしょうか。

自主创新とは、中国企業が世界に通じる技術、これを基礎としたブランド、市場を確保することを目指す政策です。外資依存の改革開放政策を中国資本中心にシフトさせることを企図するものとの見方もあり得るかもしれません。この考え方が強まれば、今なお残る外資優遇政策はWTOの要求する内国民待遇原則(外国企業及び外国人を中国企業及び中国人と比較して不合理に差別的に処遇してはならないとする原則)に反しないものの(有利に取り扱う分には国家裁量であると解されます)、WTOがもたらした関税率の低下、非関税障壁(関税以外の貿易障壁。輸入製品の量的規制を内実とする輸入割当制など)の撤廃(の效果により、外国製品の輸入が容易になり、国家産業保護的観点から、中国市場を外国製品が席捲するリスクが上昇します)、サービス貿易(要するにメーカー以外の外資プロジェクト)の開放という3つの効果により、競争環境が苛烈化している中国で、「敵に塩を送りすぎ」との批判について、中央政府が効果的に回答する術を失わせる結果となる可能性が高くなります。2007年3月の全国人民代表大会で「企業所得税法」が公布され、優遇されることの多かった外商投資企業の企業所得税(法人税に相当)が中国企業(内資企業)と統一的に25%とされ、外資優遇政策の重要な柱である2免3減(生産型外商投資企業が累積損失を解消し、利益を計上した初年度より起算して2会計年度は企業所得税を免税、これに続く3会計年度はこれを半減するという制度)を2008年1月1日以降、5年をかけて段階的廃止を実施するのは、その1つの表れであると理解することが可能です。

自主创新は、従前は外資との合併を通じて獲得した技術を基礎とするものでしたが、2002年11月の第16期共産党大会で、それまで改革開放政策の本質であった「引進來(外資に中国に来てもらう)」の政策に、「走出去(海外に出て行こう)」という積極的な政策を付加することが認められたことにより、現在まではレノボによるIBMのPC部門や資源関係の会社に限定されていた中国企業による外国企業に対するM&Aは今後増加の一途を辿ることが予想されます(自主创新に必要な技術、ブランド及び市場は時間節約のために資本で「買う」という発想が強化される可能性は高いと思われます)。

2012年10月、11月の第18期共産党大会における共産党総書記交代、2013年3月の全国人民代表大会における国家主席、国務院総理の交代まで続くこの2つの政策的キーワードは、今後、5年、6年の時代を読み解く基礎となるはずで。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

急増する富裕層が中国ビジネスの本質を変える

改革開放政策は1980年代には腐敗した政治家がいれば別として、一般の中国公民に富裕層を生み出しませんでしたし、1990年代にも郷鎮企業のMBOで登場した富裕層を除いて、決して多数の富裕層を生み出しませんでした。しかし、改革開放後、1999年に至るまでの20年間は、同年以降、富裕層が急増する素地となる国家の経済的な基礎体力を確実に向上させてきたのであり、そうであればこそ1999年の富裕層育成にとってのビッグバンに比肩し得べき公有経済と私有経済の対等化を契機として、一気に富裕層が増加したのだということが出来ます。

もっとも、中国にいう富裕層がどの程度の年収を獲得している方々をいうかについては、論者により様々な意見があるかもしれません。現在の上海市ですら、780 人民元（約 1 万 2000 円）が最低賃金ですから、その3倍程度を1つの目安として、男女共働きの中国での実情に鑑みて、 $1.2 \text{ 万円} \times 3 \times 12 \times 2 = 86.4 \text{ 万円}$ の年間世帯収入当りが1つのメルクマールとなるでしょうか。世帯収入が6万人民元（約90万円）というのが中間層の1つの基準であることは、朱建栄教授（東洋学園大学）も述べておられるところですから、この辺りが全国的に見て、ささやかな観点からする富裕層ということができるでしょう。

このランクに属する方々は上海市1900万人（流動人口を含みます）において、相当数に達してきていると思われ、これを背景として、個人年収で100万円を超えるクラスも急増していると考えられます。2007年度から12万人民元（約180万円）以上の年収の者に個人所得税の確定申告制度が開始されたのは、社会的弱者の救済政策を貫徹する財源確保のために当該税が注目されているという理由があるのはもちろんですが、実際にそのクラスの人口が急増していることを物語っています。

このように言うと、日本人の感覚からすると、まだまだ中国は富裕層（ないし中間層）と言っても、随分ささやかなレベルだな、と思われるかもしれませんが、私が上海に最初に赴任した1996年に最低賃金レベルが300人民元もなかったことを思い起こせば、僅か10年で2.6倍以上（780人民元）に達したスピードは軽視することができません。江沢民が標榜した「小康社会」はまだ道半ば（7年/20年=35%）であるにもかかわらず、既にこのレベルに達した中国が今後残された13年でどれ程の成長を遂げるかは、少しでも想像力を逞しくすれば、容易に理解できるはずで、そしてその確実性は、なおGDPで中国の1/2レベルであり、民主主義国家であるがゆえに、結果として国家の発展のために社会的弱者の救済を後回しにしたとの評価もあり得る先富論を採用することはできない（最初の



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

ステージから政権の安定的維持のために、選挙権を有する社会的弱者である農民の利益を最大限勘案しなければならない) インドや、ブラジル、ロシアと比較して遥かに高いものであると考えられます。

そうすると、現在は製品如何を問わず、品質よりも価格を重視する中国の消費者を前提として、価格上昇への期待はできないので、中国市場はマス(薄利多売)の魅力しかないと言われる現状に関して、日本の富裕層がそうであったように、僅か数年から10数年以内に価格よりも品質重視という潮目の変化が生じることは確実であって、そのとき中国市場は薄利多売モデルから厚利多売モデルへと転換する世界でも例を見ない魅力的な市場に変貌を遂げる可能性があるといえるのです。

こういふと、それは可能性にすぎないという嫌中派の聲が聞こえてきそうですが、2003年に既に出生率が1.29となり、今後、人口減少が確実視される成熟市場日本で、かつての高度経済成長時代のような経済発展を享受することができない中、消費者の人口の多寡に発展可能性が左右されるビジネスを行う全ての日本企業がなお日本で座したまま、中国に打って出ないという選択こそ危険以外の何物でもないと思うのです。

繰り返し申し上げますが、増加する富裕層は、必ず中国市場を価格重視の薄利多売市場から品質重視の厚利多売市場へと転換させます。問題はそれがどの商品について、どの地域で、どの会社が先にその恩恵を享受できる形であられるかという1点に集約されており、その意味では中国市場は今、内資企業、外資系企業が「先富」を争う様相を呈する戦場に等しいとの見方が成り立つところです。

海底に沈む第1の錘の時代の末期に起きた1989年6月4日の天安門事件は、経済の急速な発展が人々の心をも開放し、いかに国家が統制を図ろうとしても、人民が政治的自由を希求する危険を向上させることを中央政府に学ばせることになりました。それが故に、第2の錘の時代の開始に当たり、一方で社会主義市場経済を標榜し、競争社会を出現させつつ、他方で政治的安定を図るための道具として、反日教育が愛国教育の名のもとで徹底されたのです。しかし、何事につけ急速な発展を遂げる中国において、いかなる制度も干支一巡の間(すなわち12年間)その有効性を維持することは容易ではなく、2005年4月の反日デモを契機として、このアプローチモデルも終焉を迎え、今後は社会的弱者の救済と自主创新により、政治的安定と経済発展の合理的な調和を目指す新たなアプローチがとられることとなります。そして、今からまた干支一巡する2020年までには、胡錦濤・温家宝体制に続く次期政権において、格差社会が是正され、社会的弱者が相当程度救済されて、「和諧社会」が到来する結果、増加する富裕層は天安門型の急進的な文脈ではないにせよ、再び



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

政治的自由を希求することになるでしょう。そして、共産党も社会的に力量を十分つけた富裕層人口が相当規模に達したとき、その要求を今度は無視することができなくなるはずで、聡明な共産党は、現時点において早くもその可能性が現実となるまでにはそれほど余裕がないことを見越しており、少なくとも省長クラスが地方の選挙によって選出されることを真剣に考慮しています。10年後にはその可能性があり得ることを2006年の温家宝首相の欧州歴訪時に個人的意見と断りながらも表明したのは、実際には決して個人的意見などではなく、共産党において当該可能性を政治的安定を図るための現実的選択肢であると考えていることの証左でしょう。

こうした政治を巡る情報も、中国において急増する富裕層を共産党ですら決して軽視をすることができなくなっていることの具体的な証拠であると理解すべきでしょう。江沢民が標榜し、憲法前文で第4の指導原理として謳われている「三つの代表」思想は、共産党が最も先進的な文化、最も先進的な生産力を代表するだけでなく、国家の主役であるべき労働者、農民、軍人のみならず、民間企業の董事長を含む最も広範な人民の根本的利益を代表することを内実としますが、最も広範な人民の中核を形成する富裕層が近い将来一定規模に達した段階で、政治的自由の拡大が行われ、それが一層中国経済の発展を促進する可能性に鑑みれば、今後、10年先のこうした時代までを含めた未来を見通す科学的仮説に立脚して、日本企業にとっての中国ビジネスの重要性を検討すべきものと考えます。(了)



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(別添ワードによる図表を貼り付けます)



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

参考資料 4 (2007 年 2 月作成)

近時の加工貿易縮小政策

キャストコンサルティング株式会社
税理士 朴木 直子

2006 年の規制強化

加工貿易に対して、中国政府は、1999 年以降、加工貿易制限類製品、加工貿易禁止類製品を定め、管理を行っていますが、2004 年に加工貿易を禁止する製品分類目録の公告がなされて以降、目録改正がなされる度に、近い将来、加工貿易は制度そのものがなくなるか、そこまで行かなくとも大胆に縮小されるのではないかと、一般に評され続けていました。

2006 年 9 月、「一部商品の輸出還付税率の調整及び加工貿易禁止類製品目録の増補に関する通達」(財税[2006]第 139 号 2006 年 9 月 14 日公布、同年 9 月 15 日施行。)が公布されたことにより、加工貿易に対する規制が大幅に強化されたことを受け、2006 年 11 月には、最新の加工貿易禁止類目録が公告され、加工貿易禁止類商品は従前の 341 品目から、一挙に 1,145 品目種に増加しました。こうした法令の施行を契機として、加工貿易制度の打ち切り、ないし大胆な縮小についての予見は、いよいよ現実味を増した、と捉えられています。

加工貿易縮小政策の背景

今回の加工貿易に対する一連の規制は、政府発表等から、主に、2 つの政策的意図を反映したことによる、とされています。

ひとつは、中国の大幅な貿易黒字の解消です。

中国の 2006 年の貿易黒字は、前年と比べ 74 パーセント増加し、1,775 億ドルに達しました【58】。そのうち、加工貿易の貿易額は、貿易全体の 47 パーセントを占める 8,319 億米ドルに達し、このうち、輸出額は全体の 53 パーセントを占める 5,104 億米ドル、輸入額は全体の 41 パーセントを占める 3,215 億ドルに達しています【59】。

58 2007 年 2 月 26 日人民日報。

59 NNA 中国版 2007 年 2 月 8 日号において、7 日付証券時報の報道として引用されています。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

加工貿易額は、年々、高い伸び率を示し、中国の貿易収支を支えてきましたが、それだけに、中国政府がこの貿易不均衡是正を思い立ったとき、まず加工貿易の取引高を抑える方向に政策を見直すことは、必然といえます。

もうひとつは、加工貿易に従事する産業の構造転換です。

2006年11月、最新の加工貿易禁止類目録が公告されたことを受けての、政府関係者の記者会見においては【⁶⁰】、新たに加工貿易禁止類目録に列挙された製品は、一部の、付加価値が低く、環境汚染をもたらし、資源・エネルギーの消費が大きな製品である、としています。

2007年3月5日、第10期全国人民代表大会第5回会議における、温家宝首相の政策報告においても、貿易の構造改革に言及し、「対外貿易の成長パターンの転換を速める。独自の知的財産権やコア技術を持つ製品の輸出を誘導し、一般貿易と高付加価値製品の輸出ウェートを引き上げ、高エネルギー消費・高汚染製品と資源関連生産物の輸出を規制し、エネルギー資源や重要鉱産物及び先進技術・設備、肝要な部品などの輸入を拡大し、戦略的な次元から重要物資の備蓄を強化する。加工貿易企業の参入基準を引き上げ、加工貿易のパターン転換・グレードアップを促進する。」と、発表しています【⁶¹】。

今後、加工貿易に従事する産業は選別され、単に労働集約型で低い付加価値しか生み出すことのできない加工貿易、環境にダメージを与える加工貿易は淘汰し、代わって、高付加価値で、技術力の高い製品の加工貿易を残してゆく、という政策の方向性を伺うことができます。

規制強化の内容

加工貿易に対する2006年の大幅な規制強化は、2006年9月14日の、「一部商品の輸出還付税率の調整及び加工貿易禁止類製品目録の増補に関する通達」(財税[2006]第139号 2006年9月14日公布、同年9月15日施行。以下、「139号通達」といいます。)の公布に端を発します。

す。

⁶⁰ 商務部産業司王琴華司長のインタビュー。商務部ウェブサイト (<http://www.mofcom.gov.cn>) より。

⁶¹ NNA 中国版 2007年3月6日号



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

139号通達は、一部輸出商品の輸出還付税率の調整及び、加工貿易禁止類商品目録への禁止商品の増補を定めます。

一部輸出商品の輸出還付税率の調整については、

- i) 一部非金属類鉱産物、石炭、天然ガス、木材製品等についての輸出税額還付の取消し、
- ii) 鋼材、陶磁器、セメント、非鉄金属、繊維製品、等についての輸出還付税率の引き下げ、
- iii) 重大技術設備、IT製品、バイオ医薬品、一部ハイテク製品、農産物を原料とする一部加工製品等についての輸出還付税率の引き上げ

を定め、加工貿易禁止類商品目録への商品の増補については、

- i) 過去に輸出税額還付が取り消された製品及び、
- ii) 139号通達において輸出税額還付が取消された製品（即ち、上記のi）

は、加工貿易禁止目録に増補する、とし、加工貿易禁止目録に列挙された商品については、全て、輸入関税及び輸入段階増徴税を徴収する、と定めます。

また、139号通達を補充する通知として、「一部商品の輸出還付税率の調整に関する問題に係る補充通達」（財税[2006]第145号2006年9月28日公布、施行。以下、「145号通達」といいます。）が公布されています。145号通達には、139号通達に規定する「輸出還付税率について調整がなされる商品」について、HSコードにより具体的に示され、また、139号通達に規定する「過去に税額還付が取り消された製品」について、通達別表に具体的に列挙されました。

139号通達は、加工貿易禁止商品類目録に増補すべき具体的品目については別途定める、としていますが、これを受けて、「加工貿易禁止類商品目録」（公告2006年第82号、2006年11月1日公布、2006年11月22日施行。）が公告されました。この新しい加工貿易禁止類商品目録は、従前の341品目に、新たに804品目の商品を加え、合計、1,145品目の商品を、加工貿易禁止類の商品として指定しました。

なお、139号通達は、「通達は、輸出加工区及び保税區等税関の特殊監督管理区域にも適用する」としていましたが、この規定が混乱を招いたため、加工貿易禁止類商品目録においては、目録公布以前に設立されていた加工貿易企業については、この措置を適用しない旨を定めました。

また、加工貿易禁止類商品目録においては、目録施行日の11月22日までに商務主管部門の認可を受けた加工貿易業務については、規定に基づき税関に加工貿易の届出を行った



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等をするをお断り致します。

場合、契約の有効期間内は、引き続き加工貿易を許容する等とし、移行期間を定めました。

規制強化の影響

139号通達により、輸出税額還付の取消しとなった商品は、一部の例外を除いて加工貿易禁止類商品目録に列挙され、保税措置が適用せず、一般貿易の形式による輸入となるため、商品輸入時には、輸入関税及び輸入段階増値税が課され、輸出時には、不還付とされる増値税（これを「輸出増値税の課税」と呼ぶ場合があります。）が課されます。139号通達により、輸出税額還付の取消しとなったものの、最終的に加工貿易禁止商品目録に列挙されなかった商品については、保税輸入はなされるものの、輸出時に増値税還付は適用されないため不還付とされる増値税が課されます。また、増値税について還付税率の引き下げ対象となった商品については、輸出時に不還付とされる増値税額が拡大することになることから、加工貿易の利益がその分、圧迫されることになります。

加工貿易に対する2006年の一連の規制強化により、加工貿易禁止対象と指定された商品は、合計1,145品目に上りますが、これについては、全輸出入商品品目の9.3パーセントを占めるに過ぎない、というのが政府の考え方です。また、加工貿易禁止類目録は、輸入禁止類、輸出禁止類、輸出入禁止類の3つに細分化されているところ、輸入禁止類に指定されたのは、主として国際条約にて輸入が禁止されているもの及び、加工段階での汚染の程度が比較的大きい商品であり、また、輸出禁止類に指定されたのは、主として深加工の一次原材料であって、加工貿易企業はこれら原料商品を輸入しなお保税を受けることができること、輸出入禁止類に指定されたのは、付加価値が低く、エネルギー消費が大きく、汚染程度の大きい商品である、とし、原材料類の商品については、これを輸出禁止として管理することを定めたものであり、加工貿易企業の原材料の輸入及び深加工生産に影響しない、としています【62】。

しかしながら、規制強化は、今後、139号通達で増値税還付が取り消された品目でかつ新たな加工貿易禁止商品目録に列挙されなかった商品の禁止類指定、139号通達で還付率が引き下げられた品目についての制限類指定等がなされるのではないかと予想されています。特に、近いうちに調整が予定されていると言われる、加工貿易制限類商品目録にて、今回の規制強化において増値税還付税率が引き下げられた1,130品目が新たに制限類の指定を受けた場合、加工貿易においては、銀行台帳保証金台帳の「実転」管理が行われることにより、これらの輸入に際しては、関税及び輸入段階増値税相当額の保証金を差し入れなけ

⁶² 商務部産業司王琴華司長のインタビュー。商務部ウェブサイト（<http://www.mofcom.gov.cn>）より。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

ればならなくなることから、この分、企業のキャッシュフローが圧迫されることになりま
す。

加工貿易に対するこのような規制は、企業行動に、どのような影響を与えるか。これに
ついては、ベトナムなど周辺国における加工貿易の展開を新たに検討する、組織形態を加
工貿易企業から外商投資企業に転換させ、自社製品の中国国内販売を志向する、といった
意見が聞かれます。しかしながら、前者については、生産拠点の移転に伴うコスト、後者
については、投下資本コストを要することとなります。特に来料加工の場合、外国企業は
加工賃の支払い負担だけで済みました。このことと比較すると、加工貿易に対する規制強
化への対応に必要なコスト負担は、各企業にとって、重く感じられることでしょう。

企業の、中国における加工貿易は、今、ターニングポイントを迎えています。(了)



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

参考資料 5 (2007 年 2 月作成)

キャストコンサルティング株式会社
税理士 朴木 直子

税関の密輸取締機能

「税関法」⁶³第 2 条の規定によれば、中国税関の主たる機能は、次の 3 つとされています。

- ・ 出入国する輸送手段、貨物、手荷物物品、郵送物品及びその他の物品を監督管理すること
- ・ 関税及びその他の税金、費用を徴収すること
- ・ 密輸を取り締まること。

「密輸」とは、一般に、出入国活動の当事者又は関係者が、税関法又は関係法令、行政法の規定に違反し、税関の監督管理を回避し、税額の納付を逃れ、国の出入国関係管理を逃れる行為をいいます。

密輸問題は、出入国活動の発展と国の管理上の規制との間に生じる、と評されているとおり、中国においても、国の経済発展に伴い、問題として顕在化しました。1980 年から 83 年頃までの時期に、東南沿海で、組織的に始まったとされています。1984 年から 88 年頃までの時期には、一部の法人が、密輸への関与を始めます。1989 年から 91 年頃までの時期は、法人が組織的に密輸に走るケースが増え、1991 年から 98 年頃までの時期は、一部の行政機関、司法部門がこれに加担し、密輸活動が蔓延した、とされています。

この頃の毎年の密輸による国の税収上の損失は、数千億の規模にのぼる、と言われていました。また、そればかりでなく、大量の密輸品の流入は、市場価格の下落を招き、企業の生産高を引き下げて収益を圧迫し、さらにはこれが雇用にも影響し、中国の経済全体を損なっていました。

密輸捜査は、税関が、その監督管理機能と、徴税機能とを完成させるために採用する措置であり、税関の監督管理を逃れる全ての違法行為に対して調査し、処罰を与える措置であること、また、税関は、密輸犯逮捕の主管機関であり、密輸捜査の目的は、一切の違法な貨物、物品の輸出入に係る行為を阻止することにより、国の輸出入貿易の正常な秩序を維持・保護し、国の関税及びその他租税の法に基づく課税を保証し、国の主権と権益を維

⁶³ 1987 年 1 月 22 日公布、7 月 1 日施行、2000 年 7 月 8 日改正、2001 年 1 月 1 日施行。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

持・保護し、改革開放の順調な進行を保障することである、との認識の下、中国政府、税関は、行政法及び刑法の執行により、大々的な「反密輸キャンペーン」を継続的に展開し、密輸事件の取り締まりに、積極的に取り組んでいます。

密輸取締り

朱鎔基政権時代の密輸取締り

中国の、本格的な密輸取締まりは、朱鎔基政権時代の、1998年に遡ります。

1998年、国務院が「全国密輸撃退リーダーグループ」を解散し、その機能を税関総署に担任させて以降、密輸取締については、税関総署が、統一的に、責任を負うようになりました。

1998年7月13日から15日までの期間、中国共産党中央委員会及び国務院は、「全国密輸掃討業務会議」を招集しました。江沢民総書記は、この会議の席上、「反密輸キャンペーン」の展開を決定して、一連の活動は、ひとつの重大な経済闘争であり、政治闘争でもあることを指摘し、「一大決心の下、俊敏に、柔軟に、厳格にこれを執行する」と宣言しています。そして、中国共産党中央委員会は次の3つの、注目すべき決定を下しています。

- 一、 軍隊、武装警察、行政・司法部門に、一切のビジネスへの関与の停止を命ずる
- 二、 全国規模で反密輸聯合行動と専門闘争を配置する。全国各地の戦線は、心を一つにして協力し、共同して密輸を取り締まる序幕を上げる。
- 三、 国際的な作法を参考にし、中国の密輸史上最大の改革プロジェクトを完成させる。国家密輸警察隊を組織し、密輸活動を専門に取り締まる部署とする。

この決定は、当時、の社会に、非常に大きな影響を及ぼしました。といたしますのは、こうしたキャンペーンの背景には、当時の組織的かつ大掛かりな密輸行為を主導してきたのは、地方の党・行政・軍機関、司法・警察機関とその傘下企業であるとされていたからです。これら組織に対しても、密輸についての捜査、取り締まりが行われました。

その代表的な事件が、「建国以来最大の密輸事件」とされる、福建省アモイ市税関を舞台にした、汚職、密輸の摘発です。主犯の頼昌星は福建省出身の香港実業家。アモイで「遠華集団」を設立。取り締まり当局に多額の賄賂を贈り、1996年から石油製品や自動車、煙草など総額500億人民元以上にのぼる大規模な密輸、脱税を行った、とされます。頼昌星



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

の背後には、市党委副書記、副市長、税関長、さらには中央の公安副部長など、多数の党、政府、軍、公安、税関幹部が関わっていました。捜査は 1999 年春から開始され、2001 年夏までに密輸と収賄とを合わせて 300 人以上の関係者が起訴され、その大半に死刑を含む有罪判決が下されました。廈門税関長は死刑、廈門副市長及び公安副部長には執行猶予付き死刑判決が下されています【64】。

しかしながら、「全国密輸掃討業務会議」が招集された 1998 年当時の立法の枠組みのもとでは、税関には、行政上の処罰権しか与えられておらず、刑事上の執行権限はなく、偵察権、捜査権すら、有しませんでした。また、税関により証拠を差し押さえることが可能な期間にも限りがあったため、税関は、密輸行為について十分な証拠固めを行うことが困難でした。当時の税関の密輸取り締まり権限は、全国で発生する密輸犯罪を一網打尽にできるほど、強力なものではなかったのです。税関の密輸取り締まり機関としての役割を有効に機能させるためには、税関に相応の刑法上の執行権限を付与することが必要と考えられていました。

1999 年 1 月 5 日、中国共産党中央委員会及び国務院の認可を経て、「税関総署密輸犯罪偵査局」が設置され、「国家密輸警察隊」が発足しました【65】。そして、「密輸については、これを連携して取り締まり、統一的に処理し、総合的に管理する」とのスローガンの下【66】、密輸犯罪活動の捜査、取締りが展開されました。密輸取締に係る、この新たな体制が実行された後、半年の間に、全国 40 余の直轄税関でも、相次いで密輸犯罪偵査分局が開設されました。

この時期は、“聖域なき”徹底取り締まりにより、多くの組織的な密輸行為が摘発を受け、結果、輸出入の秩序は、明らかに改善されたと評価されました。1998 年から 2002 年までの期間、全国の税関が摘発した密輸事件は 55,755 件、取引総額は 430.37 億元に上るほか、公安当局摘発に係る密輸事件は、14,000 件余、取引総額 20 億元、工商部門摘発に係る密輸事件は、26,914 件、取引総額 60.2 億元、煙草当局摘発に係る煙草密輸事件は 22 万件に上ります。また、各級検察院が起訴した密輸犯容疑者は、合計 7,030 人、各級裁判所が審理した各種密輸事件は 3,324 件ののぼり、法に基づき 4,690 名に対し密輸罪の判決が下されたとされています【67】。

64 現代中国ライブラリ (<http://www.panda-mag.net/keyword/a/enkajiken.htm>)

65 「国務院密輸取締警察隊伍設置法案に関する批復」(国函[1998]53号)、「国務院弁公庁密輸警察隊伍の組織に関する実施法案に係る回答」(国弁函[1998]52号)。

66 このスローガンは、「税関法」においても規定がなされています(第5条)

67 2003年8月7日人民網

(<http://unn.people.com.cn/GB/22220/29095/29098/2005251.html>)



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

WTO 加盟の影響

密輸取締キャンペーン開始当初横行した、大規模で組織的な密輸行為は、中国が WTO に加盟した 2001 年ころには、基本的に制圧されたと認識されていました。密輸取り締まり当初のような、自動車、バイク、油製品、煙草、感光材料等の特定物品についての、大掛かりな密輸行為は、衰えを見せ、これら製品に係る中国国内の関係業種は有効に保護され、正常な輸出入秩序と市場秩序が維持されていると評価されていました。廉価な密輸物品の流入の市場からの排除が進んだため、国内産業と、これに従事する企業の生産、経営活動は、良好に発展し、製品市場価格は緩やかに上昇したとされています。また、2003 年以降の温家宝体制新体制の下でも、密輸取締強化政策は引継がれ、政府の密輸との戦いは、企業の適法な権益を保護に成功し、国内市場を抜本的に浄化した、と評価されました。また、2004 年 11 月には、「税関行政処罰実施条例」【68】が制定され、密輸行為と行政処罰について、明確な規定がなされました。

大掛かりな密輸行為に代わって、低関税率適用のために、物品を完成品ではなく部品の状態で輸入し、輸入後、国内で組立を行って製品化する行為や、保税區貿易会社を利用した貨物の横流し等、迂回行為による密輸や、低い課税価格による申告等、密輸行為の手口が巧妙化したこと、加工貿易による密輸の増加傾向が指摘されたことから、取り締まりの重点は、組織的密輸行為から、各企業による密輸行為へと、移行します。また、税関の新たな役割として、知的財産権保護の機能を果たすことが求められるようになりました。

関税評価制度の WTO 基準への調整

関税の課税標準となる関税評価額の決定については、WTO 加盟国は、取引価格を基準とした、統一的関税評価制度を採用することとなっています。

中国においては、1992 年 9 月施行の「税関輸出入貨物関税課税価格査定弁法」が、中国 WTO 加盟の法整備の一環として、WTO 加盟直後の 2002 年 1 月と、2006 年 5 月に改正、施行されています。「税関輸出入貨物関税課税価格査定弁法」制定以前においては、税関参考価格、又は最低限価格を設けて、これを基準とし、関税を課税する方法がとられていました。

2006 年の「税関輸出入貨物関税課税価格査定弁法」改正時には、「税関輸入貨物のライセンス

68 2004 年 9 月 1 日可決、2004 年 11 月 1 日施行。国務院令 420 号。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

「ソフトウェアの輸入に関する関税評価について定めた「ソフトウェア・データ処理設備の課税価格に対する価格評価に関する税関総署公告」も、同時期に廃止され、その内容は、改正「税関輸出入貨物関税課税価格査定弁法」に統合されました。これにより、中国の関税評価制度は、ひとつの法令により、体系化されたと評価することができます。

また、この時期、関税課税価格を偽る方法による密輸行為が増加したことから、税関総署が関税課税価格取り締まり強化のキャンペーンを行ったところ、3ヶ月のキャンペーン期間中、法令違反は、502件、脱税額は、5.74億元、追徴課税額は、8.78億元、徴収した保証金は、5.51億元に上った、という統計があります。

知的財産権保護

税関による知的財産権の保護については、「税関法」第44条が根拠です。同条は、「税関は、法律及び行政法規の定めに基づき、出入国貨物に関係のある知的財産権を保護する。税関に知的財産権の状況を申告する必要がある場合、輸出入貨物の荷受人、荷送人及びその代理人は、国の定めに従って、税関に対し、知的財産権に関する状況を正しく申告し、かつ関係の知的財産権を適法に使用する旨の証明文書を提出するものとする。」と定めます。改正前の旧「税関法」において、この税関による知的財産権の保護の根拠規定はないものの、旧法の下においても、1995年7月5日国务院公布に係る旧「知的財産権税関保護条例」及び「税関における知的財産権保護の実施弁法」等に基づく税関による知的財産権保護活動は、一貫してなされていました。

2004年3月、政府は改正後の「知的財産権税関保護条例」【⁶⁹】及び2004年7月同実施弁法【⁷⁰】を施行しました。「知的財産権税関保護条例」及び同実施弁法は、税関の知的財産権侵害貨物に対する職権による差し押さえを含めた取締強化を定めると共に、知的財産権の権利者が税関に知的財産権保護を求める際の費用上、手続き上の負担軽減を定め、また、税関と司法機関その他行政機関の知的財産権侵害案件敬の処理にあつての協力を定めています。

また、「知的財産権税関保護条例」及び同実施弁法施行後の2004年9月から2005年12月までの期間には、「知的財産権保護キャンペーン」が、中国全土で展開され、更なる取締強化が図られました。

⁶⁹ 2003年12月2日可決、2004年3月1日施行。国务院令395号。

⁷⁰ 2004年4月22日公布、2004年7月1日税関総署令54号。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

加工貿易に対する管理

加工貿易を装った密輸には、取り締まり当初から、「三無企業」(加工貿易工場に欠かされていない、工場、加工設備、従業員の3つがない、偽りの保税工場)を利用した取引を通じた、大掛かりな密輸行為が指摘されていましたが、近時の取り締まり対象は、個別企業の取引の過程において、主として企業管理上の問題により生じたものです。

今年に入り、広東省人民政府は、企業の密輸防止を目的とし、「広州開発区企業の密輸、法令違反行為についての現状に係る分析及び是正対策に係る検討」と題した意見を公開しています。加工貿易による密輸事件の増加は、ここでも指摘されていますが、その原因として、加工貿易関係法令が1980年代初期に制定されたものであり、多様化する加工貿易のニーズを必ずしも満たすものでないこと、一部外資企業による政策に対する認識不足が法令違反(手帳上の数値と実際量の相違、部材の取り違え、許可を得ない国内販売等)を招いていること、一部加工貿易企業は、内部制度、管理が不完全であること等が指摘されています。また、密輸行為減少のための対策として、加工貿易管理に係る法令を完備させ、管理上の遺漏がないようにする、参入企業を選別することにより、入り口のハードルを高くする、政策を宣伝し、学習を促すことにより、政策に対する関係者の理解を深める、加工貿易企業のインターネット監督管理を推進し、生産、申告過程における差異の発生率を減少させる、税関、工商、税務、経済貿易等部門が協力し、企業行動を有効に指導し、管理規範する、といったことが企図されており、【71】加工貿易については、今後、こうした方向で、管理強化が図られるものと予想されます。

密輸取締の動向

中国税関の発表によれば、2006年、中国税関が取締をした密輸事件は、合計7,240件、取引総額は137億元にのぼるとされています。また、別の報道によりますと、去年、中国公安当局は、密輸事件を合わせて1,700件摘発し、その取引総額は2億3,000万元に達したということです【72】。

取締の傾向は、かつての、マクロ経済に影響を与える大掛かりな組織的密輸犯罪から、

71 「広州開発区企業の密輸、法令違反行為についての現状に係る分析及び是正対策に係る検討」広東省人民政府密輸取締全面是正弁公室ウェブサイト

(<http://www.dsb.gd.gov.cn/ruizheng/Article/ShowArticle.asp?ArticleID=2149>)

72 中国国際放送局ウェブサイト (<http://japanese.cri.cn/151/2007/01/25/1@84750.htm>)



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

個別企業の関税回避行為、日常の管理不行き届きや認識不足に起因する“密輸状態”に移行していますが、政府の姿勢は、一貫して、輸出入貨物について、その荷受人、国外から持ち込む物品の所有者が関税を支払わなければならないことは、法律上の義務であり、以下に該当する場合、密輸とする、というものです。

税関行政処罰実施条例

第7条

税関法及びその他関係法律、行政法規の規定に違反し、税関の監督管理を回避し、納めるべき税額を納めず脱税し、国の出入国禁止又は制限管理を回避し、つぎの状況の一に該当する場合、密輸行為とする。

- 1) 国務院又は国務院授権に係る機関の認可を経ず、税関を設立していない地点から、国が出入国を禁止又は制限する貨物、物品を輸送、携帯、郵送し、又は法に基づき納税しなければならない貨物、物品を出入国させる場合。
- 2) 税関が設立している地点を経て、隠す、偽装する、欺いた申告をする又はその他の方法により税関の監督管理を回避し、国が出入国を禁止又は制限する貨物、物品又は法に基づき納税しなければならない貨物、物品を輸送、携帯、郵送し出入国させる場合。
- 3) 偽造、変造した手帳、証憑、印鑑、帳簿、電子データ又はその他の方法により、税関の監督管理を回避し許可を得ず税関の監督管理貨物、物品、入国させた国外運輸手段を国内で販売する場合
- 4) 偽造、変造した手帳、証憑、印鑑、帳簿、電子データ又は加工貿易製品の単位あたり消耗量等を偽って申告する等の方法により、税関の監督管理貨物、物品を監督管理から離脱せしめる場合
- 5) 隠す、偽装する、欺いた申告をする、偽りの申告をする又はその他の方法により、税関の監督管理を回避し、許可なく、保税区、輸出加工区等税関の特殊監督管理区域内の税関監督管理貨物、物品を区外に運び出す場合。
- 6) 税関の監督管理を回避し、密輸を構成するその他行為がある場合。

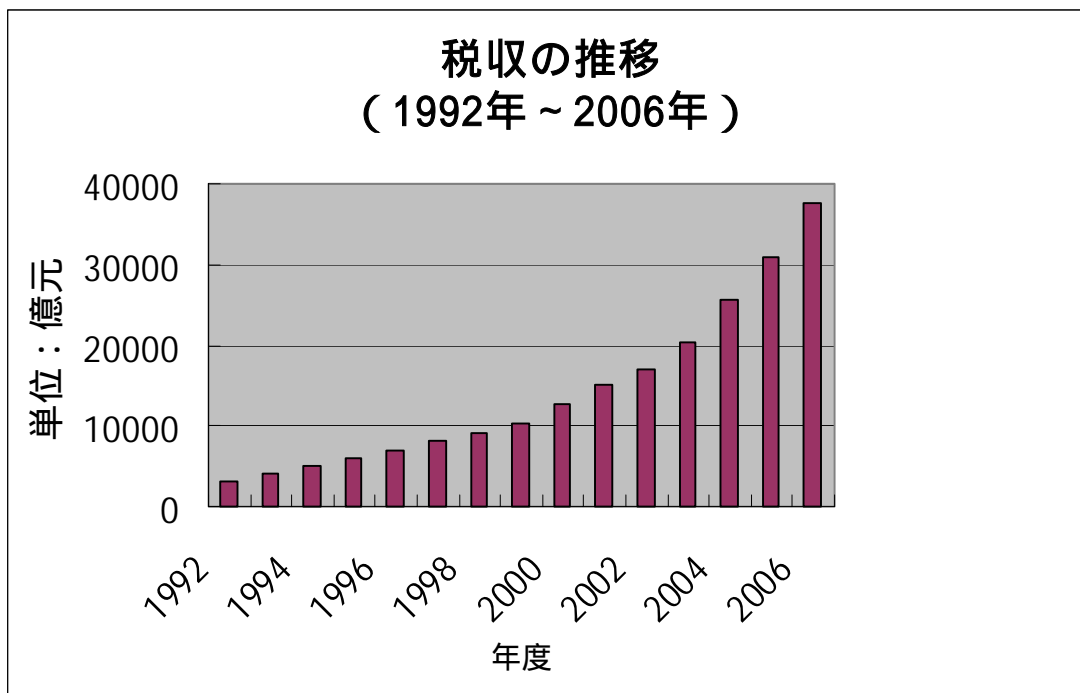
(了)



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

参考資料 6 (2007年2月作成)

(1992年から2006年までの税収の推移)



注：

1992年及び93年データの出典は、中国物流納税服務網 税収収入統計。

(<http://www.chinawuliu.com.cn/tax/tjzl/index.asp>)

1994年から2006年までのデータの出典は、国家稅務總局ウェブサイト 税収収入統計。

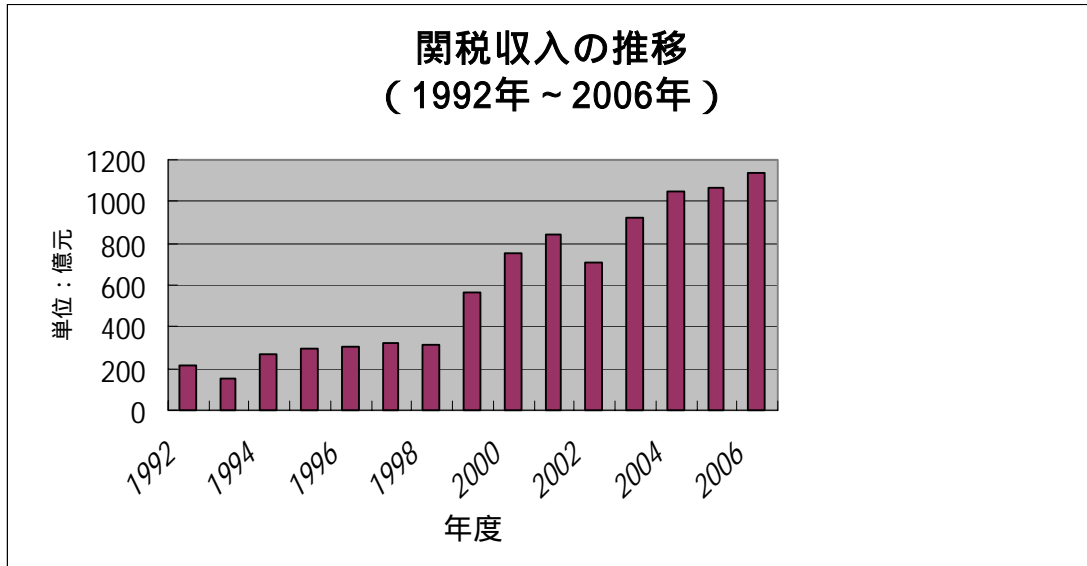
(<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n480887/index.html>)

以上の統計は、関税及び農業税を含みません。



本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(1992年から2006年までの関税収入の推移)



注：

1992年から2002年までのデータの出典は、東湖社区ウェブサイト。

(<http://bbs.cnhubei.com/dispbbs.asp?boardID=294&ID=733590&page=6>) うち、一部データは、2003年財政部科研所蘇明副所長の文書において確認をした。

(<http://www.e521.com/ztjj/wto/200003/1202092308.htm>)

2003年から2005年までのデータの出典は、重慶市国家税務局ウェブサイト。

(<http://www.cqsw.gov.cn/tbbd/2006121236.HTM>);

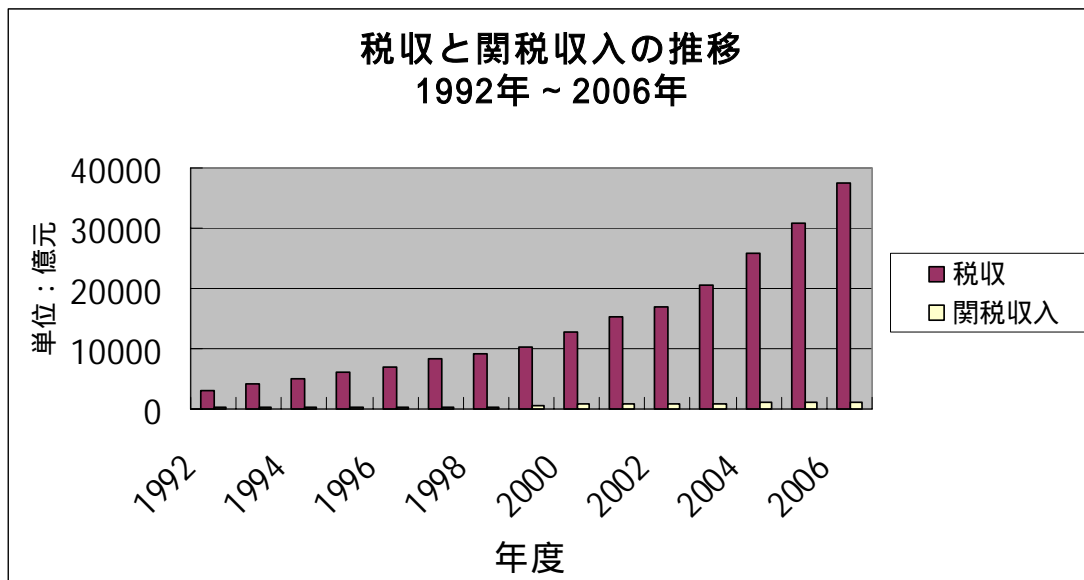
2006年のデータの出典は、中国税関総署ウェブサイト。

(<http://www.customs.gov.cn/YWstaticPage/419/5537742b.htm>)



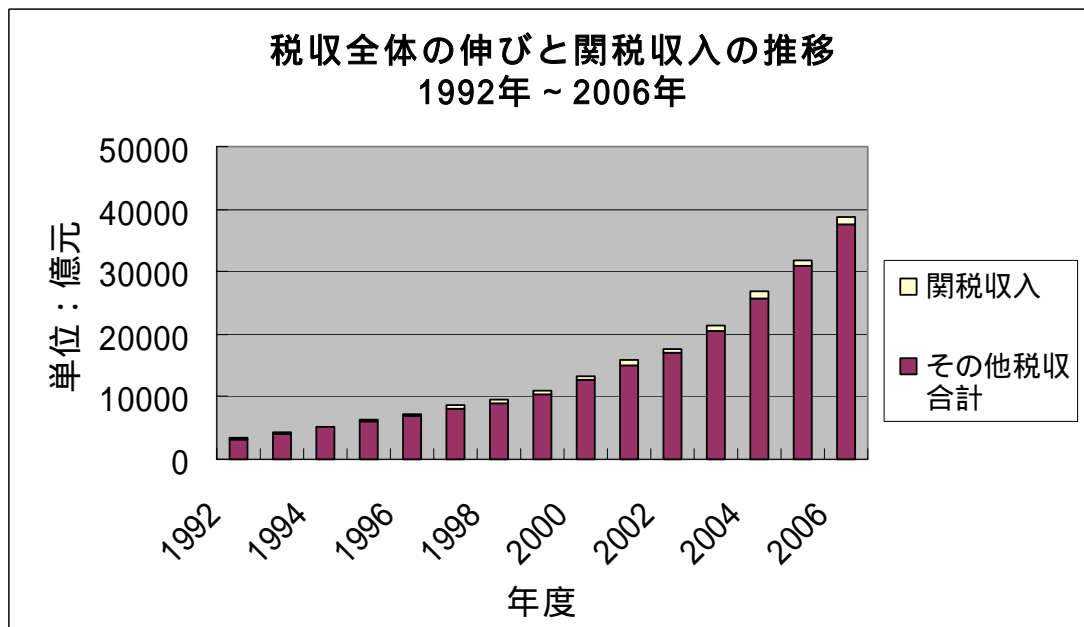
本書の著作権は弁護士法人キャスト系賀に帰属し、当該法人の事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(税収と関税収入の推移)



注：税収に、農業税は含まれていません。

(税収全体の伸びと関税収入の推移)



注：農業税は含まれていません。